

福島県青少年行政事業計画

平成 27 年 度

生かそう、きずな。未来のために！

福島県青少年健全育成推進本部
(福島県・福島県教育委員会・福島県警察本部)

目 次

第1部 青少年への施策

第1章 平成27年度青少年行政事業計画	
1 基本方針	1
2 施策体系	3
第2章 平成27年度青少年行政事業概要及び予算	
1 平成27年度青少年行政事業一覧表	5
2 平成27年度青少年行政施策体系別一覧表	15
3 平成27年度青少年行政施策体系別関係事業概要	17
4 平成27年度青少年行政の国の関係機関及び関係団体の事業概要	50

第2部 青少年の現状

第1章 青少年の人口	
1 福島県の総人口及び青少年人口の推移	52
2 全国の総人口及び青少年人口の推移	53
3 地域別青少年人口の割合	53
第2章 相談機関	
1 児童相談等の状況	54
2 教育センターの教育相談来所の概況	55
3 ヤングテレホンの相談状況	55
第3章 青少年の教育	
1 学校数と在学青少年数（各年5月1日現在）	56
2 中学・高校卒業者の進路状況	57
3 高校の退学者数	58
4 不登校児童生徒数の推移（福島県／公立・国立・私立学校）	59
5 いじめ発生件数の推移（福島県）	59
6 暴力行為発生状況の推移（福島県／公立学校）	59
第4章 青少年の労働	
1 新規学校卒業予定者に占める就職者の割合	60
2 新規学校卒業者の求人数推移	60
3 求人倍率の推移	60
4 新規高校卒業者の県内外就職状況の推移	61
5 在職期間別離職率の推移	61
第5章 青少年の国際交流活動	
1 県民の海外派遣（内閣府青少年国際交流事業における本県からの派遣者数）	62
2 外国青年の受け入れ	62

第6章 少年非行の概況	
1 非行少年の推移	64
2 非行少年（交通非行少年を除く）補導数	64
3 交通非行少年の補導数	65
4 刑法犯少年の罪種別状況	65
5 刑法犯少年の学職別状況	65
6 刑法犯少年の都道府県別状況（平成26年）	66

第7章 青少年を取り巻く環境	
1 青少年健全育成条例の運用状況	67
2 市町村別図書類自動販売機等設置台数	68
3 書店、コンビニエンスストア等における成人向け図書の実態調査集計表	69

第8章 青少年育成団体等	
1 青少年団体連絡協議会加盟団体等一覧	71
2 青少年団体の組織状況	72
3 青少年関連相談窓口	74
4 市町村青少年行政担当課一覧	81
5 少年センター一覧	83
6 青少年育成市町村民会議等一覧	84

第3部 ふくしま青少年育成プランの指標の達成状況

1 ふくしま青少年育成プランの指標の達成状況	86
------------------------	----

第4部 参考資料

1 福島県青少年健全育成条例	91
2 福島県青少年健全育成条例施行規則	105
3 福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する 行為等の規制に関する条例	110
4 福島県暴走族等根絶条例	118
5 福島県青少年健全育成推進本部設置要綱	123
6 福島県青少年健全育成推進本部運営要綱	125
7 福島県青少年育成県民会議規約	127
8 各種法令等による青少年の呼称及び年齢区分	129

（巻末資料）子ども・若者ビジョン（平成22年7月）子ども・若者育成支援推進本部

第1部 青少年への施策

第1章 平成27年度青少年行政事業計画

1 基本方針

本県に未曾有の被害をもたらした東日本大震災及びその後の原子力災害の発生からすでに4年以上が経過しましたが、家族や友人等を失うなどにより、心に負った深い傷が今なおいえず、また、目に見えない放射線や見通しの立たない将来に大きな不安を抱えるなど、今だに数多くの青少年が、これまでに経験したことがない困難な状況に直面しております。

このような厳しい状況にある本県青少年たちを十分にサポートしていくため、県では、平成25年3月に新たな『ふくしま青少年育成プラン』を策定しました。

(新しい県の総合計画『ふくしま新生プラン』と同様に、平成25(2013)年度を初年度とし、平成32(2020)年度を目標年度とする「8か年計画」となっております)。

このプランの策定にあたっては、「①青少年による主体的・能動的な社会参画活動の支援」と「②青少年及びその保護者のメンタル面のサポート」の二点が重視されており、「基本理念」では、特に「たくましく生き抜く力を持つ青少年の育成」が強調されております。

将来の福島県を担う青少年一人ひとりが、震災による困難な状況にもくじけることなく、意欲と創造力にあふれ、いきいきと輝きながら、心身ともに健やかに成長できるようにするためには、この新しいプランのもとに家庭、学校、職場、地域及び行政機関などが一致団結し、全県民を挙げて各種の青少年育成施策を強力に推進していくことが必要です。

特に、県の各部局等で行う青少年関連の諸施策をより効果的に推進するためには、この新しいプランに掲げる「基本理念」及び「基本目標」の実現を目指した総合的な事業計画を策定し、これにより諸施策を一元的かつ有機的に推進していく必要があります。

このような観点から、この「福島県青少年行政事業計画」に基づいて平成27年度における県の青少年関連施策を総合的に推進していくこととします。

【基本理念】

「夢に向かってチャレンジする意欲と創造力にあふれ、たくましく生き抜く力を持つ青少年を地域の力ではぐくみます」

あらゆる可能性を秘めた青少年が、心身ともに健やかに成長し、意欲や創造力にあふれ、いきいきと夢や未来に向かってチャレンジすることができるよう、また、いかなる逆境にもくじけず、たくましく生き抜く力を身につけられるようにするため、地域社会が力を合わせて青少年を支援し、育成することを「基本理念」として掲げます。

【基本目標】

I すべての青少年の健やかな成長の支援

人、地域及び自然などのかかわりの中で、一人ひとりの青少年が、豊かな心と健やかな体をはぐくみ、現代社会の大きな変化に対応できる力を身につけることができるよう、各種の施策を推進し、かけがえのない今・将来において、いきいきと輝くたくましい青少年を育成します。

- 1 豊かな心と健やかな体の育成
- 2 社会の変化に対応できる力の育成
- 3 震災の経験を踏まえた青少年の社会参画・自立支援

II 困難を有する青少年及びその家族の支援

社会生活を円滑に営むうえで、さまざまな困難を抱えた青少年やその家族に対し適切な支援を図ります。

また、さまざまな事情を抱えた青少年の自立に向けた適切な支援を図ります。

- 1 震災ストレスなど困難な状況ごとの取組
- 2 非行防止対策と立直り支援の充実

III 青少年の健全な育成を推進するための社会環境の整備

青少年が健やかに成長するためには、大人一人ひとりが、青少年の育成に関心を持って青少年の育成に取り組むことが何よりも大切です。

家庭、学校、職場及び地域などが力を合わせ、青少年の成長を支え合う思いやりあふれる環境づくりを進めます。

- 1 子どもをはぐくむ家庭づくりと大人の意識改革
- 2 青少年を育成する地域力の強化
- 3 社会環境の健全化

2 施策体系

基本目標	柱	基本方策	推進する取組
I すべての青少年の健やかな成長の支援	1 豊かな心と健やかな体の育成	(1) 基本的な生活習慣の形成	<ul style="list-style-type: none"> 生活リズムの向上 食育の推進 生活習慣形成の啓発 食と農の連携
		(2) 生命の大切さや家庭の役割の理解	<ul style="list-style-type: none"> 生命を大切にする教育や人権教育の充実 思いやりやいたわる心の育成
		(3) ふくしまの文化の担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> 次代の文化を担う青少年の育成
	2 社会の変化に対応できる力の育成	(1) 自らたくましく生きる力の育成	<ul style="list-style-type: none"> 確かな学力の向上 スポーツ・健康教育の推進 青少年の生きる力をはぐくむ体験活動、読書活動の推進 確かな判断力を持つ消費者の育成
		(2) コミュニケーション能力の育成	<ul style="list-style-type: none"> 望ましい人間関係をつくる力の育成 体験活動・交流事業の推進 国際人の育成
		(3) 情報利活用能力(情報リテラシー)の育成	<ul style="list-style-type: none"> 情報モラル教育の充実や情報利活用能力(情報リテラシー)の育成
	3 震災の経験を踏まえた青少年の社会参画・自立支援	(1) 青少年による、ふくしま復興の支援	<ul style="list-style-type: none"> 若者による、ふるさと再生の支援 地域づくりの総合的な支援
		(2) 社会参加・参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> 青少年の地域活動等への参加・参画 意見主張の機会の提供
		(3) 就業・自立支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> キャリア教育や就業体験の充実と推進 若者の就業支援 無職の若者(ニート)等の自立支援
	II 困難を有する青少年及びその家族の支援	1 震災ストレスなど困難な状況ごとの取組	(1) 大震災等に起因する各種問題への総合的な相談・支援体制の充実
(2) いじめ等の問題行動や不登校への対応			<ul style="list-style-type: none"> 相談・サポート体制の充実 指導体制の充実強化 豊かな人間関係をはぐくむ体験活動の充実 問題解決と立直り・自立支援のための関係機関等との連携
(3) 障がいのある青少年への支援の充実			<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある青少年とその親への支援 発達障がいを含む障がいのある児童生徒への支援 障がいのある青少年への就業支援
(4) 虐待やドメスティック・バイオレンスの根絶			<ul style="list-style-type: none"> 虐待の未然防止、早期発見・早期対応 虐待を受けた子どもとその親への支援 若者のデートDVの防止
2 非行防止対策と立直り支援の充実		(1) 非行防止活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 少年補導活動の充実 非行防止のための支援活動の充実 飲酒、喫煙の害の啓発 暴走族の根絶
		(2) 立直り支援活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 社会復帰活動の支援
		(3) 薬物乱用の防止・啓発	<ul style="list-style-type: none"> 薬物乱用防止のための啓発・指導

基本 目標	柱	基本方策	推進する取組
Ⅲ 青少年の健全な育成を推進するための 社会環境の整備	1 子どもをはぐくむ家庭づくりと大人の意識改革	(1) 子どもの成長を支える家庭づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育の重要性の啓発 ・地域による子育て家庭への支援 ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 ・ひとり親家庭への支援
		(2) 子どもを育てる大人の意識改革	<ul style="list-style-type: none"> ・「大人が変われば、子どもも変わる運動」等の推進
	2 青少年を育成する地域力の強化	(1) 地域力を生かした青少年の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭・学校・地域の連携 ・NPO法人や企業との連携
		(2) 地域コミュニティづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年のための居場所づくり ・地域コミュニティづくり
		(3) 地域の青少年指導者や青少年育成団体活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年育成団体活動の活性化 ・青少年活動指導者の育成
		(4) 県民運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年育成県民運動の推進
	3 社会環境の健全化	(1) 有害環境の浄化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・県青少年健全育成条例の適正な運用 ・インターネット上の有害情報対策
		(2) 子どもの安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防犯活動の推進 ・交通安全の推進 ・被害少年等に対する支援

第2章 平成27年度青少年行政事業概要及び予算

1 平成27年度青少年行政事業一覧表

施策体系コード	区分	事業の名称	平成27年度予算額(千円)			担当課(室)の名称
			当初予算	うち特定財源		
				金額	名称	
◎ 知事部局			6,591,948	1,796,039		
○ 総務部			173,193	132,093		
123		「ふくしまから はじめよう。ゆめだより」への子ども参加コーナーの掲載	0	0		広報課
123		ふくしまから はじめよう。キビタン元気発信事業	38,916	38,916	緊急雇用創出基金繰入金	広報課
322		ふくしまから はじめよう。キビタンわくわくドキドキ交流事業	48,377	48,377	原子力災害等復興基金繰入金他	広報課
111		私立幼稚園心と体いきいき事業	34,200	34,200	繰入金/原子力災害等復興基金	私学・法人課
113		私立学校運営費補助(教育改革推進特別分)[伝統・文化等に関する教育の推進]	2,000	1,000	国庫補助	私学・法人課
121	重	私立小中学校少人数教育推進事業補助金	29,400	0		私学・法人課
121		私立学校運営費補助(教育改革推進特別分)[体験活動の推進]	2,200	1,100	国庫補助	私学・法人課
122		私立学校運営費補助(教育改革推進特別分)[教育の国際化]	7,600	3,800	国庫補助	私学・法人課
133		私立学校運営費補助(教育改革推進特別分)[キャリア教育等の推進]	200	100	国庫補助	私学・法人課
212		私立学校運営費補助(教育改革推進特別分)[教育相談体制の整備]	6,800	3,400	国庫補助	私学・法人課
212		私立学校運営費補助(教育改革推進特別分)[子どもに向き合う環境の整備]	2,400	1,200	国庫補助	私学・法人課
132		県政世論調査	1,100	0		県民広聴室
○ 危機管理部			0	0		
323		少年消防クラブ員教育	0	0		消防保安課
○ 企画調整部			678,242	89,068		
132		第37回全日本中学生水の作文福島県コンクール	111	0		土地・水調整課
131	重	サッカーを通じたふるさと再生事業	2,310	2,310	東日本大震災子ども支援基金繰入金、原子力災害等復興基金繰入金	地域政策課
321		うつくしまグリーンプロジェクト	4,207	4,094	福島特定原子力施設地域振興交付金	地域政策課

施策体系コード	区分	事業の名称	平成27年度予算額(千円)		担当課(室)の名称	
			当初予算	うち特定財源		
				金額		名称
322	重	地域創生総合支援事業(サポート事業・県戦略事業)	671,196	50,000 32,500	①繰入金 ②福島特定原子力施設地域振興交付金	地域振興課
123		統計グラフコンクール	418	164	国庫支出金	統計課
(文化スポーツ局)			57,683	52,735		
122	重新	チャレンジふくしまパフォーミングアーツプロジェクト	31,371	31,371	繰入金/子ども支援基金・原子力災害等復興基金	文化振興課
122		アートによる新生ふくしま推進事業「アーティスト×学校プロジェクト」	1,725	0		文化振興課
132	新	「チャレンジインターンシップ」～若者の学び・体験支援事業～	10,157	10,157	繰入金/子ども支援基金・原子力災害等復興基金	文化振興課
121		県民カレッジ推進事業	2,723	0		生涯学習課
321	重	子ども達による「ふくしま」の学び事業	5,828	5,828	繰入金	生涯学習課
111		うつくしまスポーツキッズ発掘事業	500	0		スポーツ課
323		(公財)福島県スポーツ振興基金助成事業(生涯スポーツの振興-子どものスポーツ環境に関する事業)	5,379	5,379	(公財)福島県スポーツ振興基金	スポーツ課
○ 生活環境部			162,174	107,124		
112	新	環境教育副読本作成事業	2,268	2,268	産廃税	生活環境総務課
132		せせらぎスクール推進事業	1,434	1,411	環境保全基金	生活環境総務課
112		地域人権啓発活動活性化事業	8,613	8,604	国庫補助	男女共生課
112		「人権への気づき」推進事業	4,157	4,094	国庫補助	男女共生課
311		ワーク・ライフ・バランス推進事業	0	0		男女共生課
312		男女共生センター啓発及び研修事業・相談事業	4,015	0		男女共生課
221		暴走族等の根絶に向けた対策の推進	0	0		生活交通課
311		交通遺児奨学金の支給	0	0		生活交通課
311		交通遺児図書券贈呈	0	0		生活交通課

施策 体系 コード	区 分	事 業 の 名 称	平成27年度予算額（千円）			担 当 課（室） の 名 称
			当 初 予 算	うち特定財源		
				金 額	名 称	
311		交通遺児家族ふれあい事業	0	0		生活交通課
332		福島県交通安全母の会連絡協議会への補助	1,090	0		生活交通課
332		福島県交通対策協議会への補助	1,295	0		生活交通課
122		地球体験キャラバン	0	0		国際課
122		国際交流員設置事業	16,696	13,262	諸収入	国際課
122		語学指導等を行う外国青年招致事業	1,533	0		国際課
122	新	ユース国際協力ミーティング	0	0		国際課
132		ふくしま環境共生スタイル推進事業	3,335	3,333	産廃税	環境共生課
132		地球温暖化防止のための新「福島議定書」事業	7,070	7,068	産廃税	環境共生課
132		復興ふくしまエコ大作戦！みんなでエコチャレンジ事業	2,603	2,603	産廃税	環境共生課
113		ふくしま子ども自然環境学習推進事業	20,885	20,778	環境保全基金・ 産業廃棄物税基 金	自然保護課
322		自然公園等施設整備事業補助金	4,500	0		自然保護課
322		国立公園等施設整備事業	77,227	38,250	自然環境整備交 付金	自然保護課
132		みんなで守る水辺環境保全事業（ボランティアによるヨシの刈取り及びゴミ撤去）	5,453	5,453	産廃税	水・大気環境 課
○ 保 健 福 祉 部			45,496	32,760		
132		県ボランティアセンター事業費補助	7,913	3,956	国庫補助	社会福祉課
211		県ボランティアセンター事業費補助（再掲）			再掲 7,913	社会福祉課
211		特定相談事業	427	142	国庫補助	障がい福祉課
211		ひきこもり支援対策推進事業	10,000	5,000	国庫補助	障がい福祉課
111	重	ふくしまから はじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業	19,765	19,765	繰入金／子ども支 援基金・原子力災 害等復興基金	健康増進課
112		エイズ予防普及啓発事業	192	96	国庫補助	健康増進課
132		献血推進事業	449	0		業務課
223		薬物乱用防止指導員運営事業	1,856	1,856	手数料	業務課

施策体系コード	区分	事業の名称	平成27年度予算額(千円)			担当(室)の称
			当初予算	うち特定財源		
				金額	名称	
223		薬物関連問題相談事業	1,198	1,198	手数料	薬務課
223		覚せい剤・シンナー・ボンド乱用防止事業	199	199	手数料	薬務課
223	新	危険ドラッグ等撲滅対策事業	3,497	548	手数料	薬務課
(こども未来局)			1,169,231	975,712		
111	重新	ふくしまから はじめよう。豊かな遊び創造事業	417,921	417,921	国庫補助	こども・青少年政策課
113	重	地域の寺子屋実施事業	1,822	1,822	国庫補助	こども・青少年政策課
121	重	ふくしまキッズ夢サポート事業	96,232	96,232	繰入金/子ども支援基金	こども・青少年政策課
122		内閣府青年国際交流事業への推薦及び地方プログラムの受入	31	0		こども・青少年政策課
123		子どもインターネット安全安心環境整備事業	0	0		こども・青少年政策課
132	重新	チャレンジふくしま若者リーダーまちづくり事業	10,371	10,371	原子力災害等復興基金繰入金	こども・青少年政策課
132		少年の主張福島県大会の開催	35	0		こども・青少年政策課
133	重	東日本大震災子ども支援基金事業	73,360	73,360	繰入金/東日本大震災子ども支援基金	こども・青少年政策課
211	重新	青少年総合相談支援事業(ユースプレイス自立支援事業)	17,640	17,640	原子力災害等復興基金繰入金	こども・青少年政策課
211	重	青少年総合相談支援事業(青少年総合相談センター事業)	6,302	0		こども・青少年政策課
211	重	青少年総合相談支援事業(青少年支援ネットワーク事業:福島県青少年支援協議会の開催)	58	0		こども・青少年政策課
311	重	地域の子育て力向上事業	44,088	40,768	国庫補助、繰入金/ふれあい福祉基金	こども・青少年政策課
312	重新	結婚から子育てまでみんなで支える環境整備事業	122,039	122,039	地域少子化対策強化交付金、原子力災害復興基金繰入金	こども・青少年政策課
322		福島県青少年会館運営費補助事業	21,123	0		こども・青少年政策課
323		青少年育成活動推進指導者等研修会の開催	43	0		こども・青少年政策課
324		「青少年健全育成県民総ぐるみ運動」の展開	136	0		こども・青少年政策課
324		青少年育成県民会議補助事業(県民運動推進活性化活動事業)	2,333	0		こども・青少年政策課
331		青少年健全育成条例知事表彰(優良団体・個人)(県青少年健全育成推進大会の開催)	89	0		こども・青少年政策課
331		青少年健全育成審議会の開催	537	0		こども・青少年政策課
331		優良書籍類の推奨	97	0		こども・青少年政策課

施策体系コード	区分	事業の名称	平成27年度予算額(千円)			担当課(室)の名称
			当初予算	うち特定財源		
				金額	名称	
331		社会環境調査・指導事業	64	0		こども・青少年政策課
331		社会環境調査会の開催	56	0		こども・青少年政策課
331		青少年健全育成推進本部の運営	0	0		こども・青少年政策課
111	重新	母子の健康支援事業	26,647	26,647	国庫補助	子育て支援課
211		思春期相談事業	330	205	国庫補助	子育て支援課
211		女性の健康ホットライン事業	571	387	国庫補助	子育て支援課
211		家庭相談員の配置	19,530	82	諸収入	児童家庭課
211		母子自立支援員の配置	32,835	139	諸収入	児童家庭課
213		発達障がい地域支援体制強化事業	5,023	2,508	国庫補助	児童家庭課
222		発達障がい地域支援体制強化事業(再掲)			再掲 5,023	児童家庭課
311		家庭支援相談事業	6,923	17	諸収入	児童家庭課
311		児童相談所の運営	102,328	15,461	国庫補助 84 諸収入	児童家庭課
213		発達障がい者支援センター運営事業	12,489	6,230	国庫補助 25 諸収入	児童家庭課
222		発達障がい者支援センター運営事業(再掲)			再掲 12,489	児童家庭課
211	重新	子どもの心のケア事業	140,279	140,139	国庫補助 140 諸収入	児童家庭課 子育て支援課
214		虐待から子どもを守る総合対策推進事業	7,899	3,495	国庫補助	児童家庭課 子育て支援課
○ 商工労働部			314,064	297,614		
133		経済団体、企業等への求人確保要請、求人勧奨	480	0		雇用労政課
133		新規高卒者就職面接会開催事業	819	0		雇用労政課
133		新規高卒者就職促進対策本部設置運営	0	0		雇用労政課
133		ふくしま大卒等合同就職面接会開催事業	231	0		雇用労政課

施策体系コード	区分	事業の名称	平成27年度予算額(千円)			担当課(室)の名称
			当初予算	うち特定財源		
				金額	名称	
133		若者自立総合支援事業	20,595	20,595	緊急雇用創出基金繰入金	雇用労政課
133		ふるさと福島就職情報センター福島窓口運営事業	11,662	0		雇用労政課
133		キャリアコンサルタント派遣事業	60,476	60,476	緊急雇用創出基金繰入金	雇用労政課
133	重新	ふるさと福島就職情報センター東京窓口運営事業	46,343	46,343	地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行)	雇用労政課
133	重新	若年者県内就職総合支援事業	16,118	16,118	地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行)	雇用労政課
133	重新	Fターン就職支援強化事業	22,984	22,984	地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行)	雇用労政課
133	重新	女性就職応援事業	29,533	29,533	地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行)	雇用労政課
211		労働相談事業	2,825	0		雇用労政課
311	重新	次世代育成支援企業認証事業	27,623	27,623	地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行)	雇用労政課
311		ワーク・ライフ・バランス推進事業	433	0		雇用労政課
311		勤労者福祉融資事業	35,250	35,250	諸収入	雇用労政課
311	重新	女性活躍、ワーク・ライフ・バランス普及啓発事業	16,135	16,135	地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行)	雇用労政課
311	重新	働き方改革推進事業	2,500	2,500	地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行)	雇用労政課
132	重新	ふくしまの子・ふるさとの商店街プロデュース事業	20,057	20,057	福島県東日本大震災子ども支援基金繰入金、原子力災害等復興基金繰入金	商業まちづくり課
○ 農 林 水 産 部			97,755	93,933		
133	重	地域農業・担い手復興対策事業	70,347	70,347	地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行)	農業担い手課
133	新	未来を拓く新規就農者・農業女子等育成支援事業	3,894	72	協同農業普及事業交付金	農業担い手課
111	重	ふくしまから はじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業	13,116	13,116	東日本大震災子ども支援基金等	農産物流通課
112		「ふくしまの農育」推進事業	545	545	中山間ふるさと水と土保全基金	農村振興課
121		木とのふれあい創出事業	3,010	3,010	森林環境基金	林業振興課
132	重新	森林づくり交流促進事業	2,431	2,431	東日本大震災子ども支援基金	森林保全課

施策 体系 コード	区 分	事 業 の 名 称	平成27年度予算額(千円)			担 当 課(室) 等 名 称
			当 予 算	うち特定財源		
				金 額	名 称	
132		もりの案内人第3期養成事業	1,923	1,923	森林環境基金	森林保全課
323		「緑の輪」推進事業	2,489	2,489	宝くじ、財産収入	森林保全課
○ 土 木 部			3,894,110	15,000		
332		交付金事業(交通安全)	3,159,210	0		道路整備課
332		やさしい道づくり推進事業	350,000	0		道路整備課
322		”ふなっこ”ふるさと川づくり事業	22,000	0		河川整備課
321	重 新	子ども未来創造まちづくり事業	15,000	15,000	子ども基金	まちづくり推進課
322		都市公園事業	347,900	0		まちづくり推進課
◎ 教 育 委 員 会			9,834,162	3,389,947		
132		「ふくしま子ども憲章」推進事業	0	0		教育総務課
121	重	子どもの夢をはぐくむ読書活動推進事業	3,892	3,892	国庫委託	社会教育課
121	重	子どもの本がっなぐスマイルプロジェクト	1,687	1,687	東日本大震災子ども支援基金	社会教育課
121	重	ふくしまっ子自然体験・交流活動支援事業	749,899	749,899	国庫補助・繰入金	社会教育課
131	重 新	子どもがふみだす ふくしま復興体験応援事業	29,714	29,714	東日本大震災子ども支援基金	社会教育課
311		十七字のふれあい事業	0	0		社会教育課
312	重	地域でつながる家庭教育応援事業	3,855	3,855	国庫委託	社会教育課
321		体験活動ボランティア推進センター事業	0	0		社会教育課
322		自然の家主催事業	0	0		社会教育課
322	重	学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業(放課後子ども教室推進事業)	97,308	97,308	国庫委託	社会教育課
322	重	学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業(地域支援推進事業)	47,473	47,473	国庫委託	社会教育課
323		青少年団体育成指導	0	0		社会教育課
322		施設管理事業(自然の家)	304,520	45,744	使用手数料・国庫支出金等	社会教育課
113		うつくしま電子事典	0	0		義務教育課
121	重	学力向上推進支援事業(小・中学校)	51,085	3,053	文部科学省委託事業	義務教育課

施策体系コード	区分	事業の名称	平成27年度予算額(千円)			担当課(室)の名称
			当初予算	うち特定財源		
				金額	名称	
121		少人数教育推進事業	7,015,648	1,549,424	国庫補助	義務教育課
121		少人数教育充実プラン	0	0		義務教育課
121	重	中山間地域インターネット活用学力向上支援事業	14,744	13,267	国庫補助	義務教育課
121	重	ふくしまからはじめよう。未来を拓く理数教育充実事業(小・中学校)	14,587	0		義務教育課
121	重新	復旧・復興の基盤づくりのための教員配置	0	0		義務教育課
212	重	学校教育相談員配置事業	2,262	0		義務教育課
212	重	スクールカウンセラー等活用事業(小・中学校)	139,389	139,039	文部科学省委託事業	義務教育課
212	重	子ども24時間いじめ電話相談事業	1,727	575	国庫補助	義務教育課
212		いじめ対策等生徒指導推進事業	2,947	2,947	文部科学省委託事業	義務教育課
212	重	緊急時スクールカウンセラー派遣事業	267,557	267,516	文部科学省委託事業	義務教育課
212	重新	道徳教育総合支援事業	34,838	34,838	文部科学省委託事業	義務教育課
212	重新	人権教育開発事業	1,000	1,000	文部科学省委託事業	義務教育課
212	重新	スクールソーシャルワーカー緊急派遣事業	112,349	112,316	文部科学省委託	義務教育課
212	重	不登校対策推進事業	14	0		義務教育課
213		共に学ぶ環境づくりプラン	0	0		義務教育課
332	重	緊急時カウンセラー派遣事業	1,458	0		義務教育課
121		学校における読書活動の推進	0	0		義務教育課 高校教育課
122		教科等における言語活動の充実	0	0		義務教育課 高校教育課
123		情報化対応研修の充実	736	0		義務教育課 高校教育課
123		ICTを活用した学習活動の推進	0	0		義務教育課 高校教育課
123		情報モラル教育に関する教材の開発や実践事例の提供等	0	0		義務教育課 高校教育課
212		教員研修の充実	15,757	0		義務教育課 高校教育課
121	重	ふくしまからはじめよう。未来を拓く理数教育充実事業(「科学の甲子園」福島県大会事業)	1,419	0		義務教育課 高校教育課

施策体系コード	区分	事業の名称	平成27年度予算額(千円)			担当課(室)の名称
			当初予算	うち特定財源		
				金額	名称	
113		復興の担い手を育む芸術文化活動推進事業	6,136	6,136	緊急雇用創出基金事業	高校教育課
121		未来を担う人づくり	399,728	0		高校教育課
121		県立学校に勤務する常勤講師の資質の向上のための研修会	0	0		高校教育課
121		学校改革推進事業	1,958	0		高校教育課
122		外国語指導助手(ALT)の配置	140,679	13,550	宝くじ収入・雑入	高校教育課
122		双葉地区教育構想(国際人育成プラン)	2,185	2,185	宝くじ収入・雑入	高校教育課
133		双葉地区教育構想(福祉健康人材育成プラン)	503	0		高校教育課
133		県立高等学校就職促進支援員配置事業	81,867	81,867	緊急雇用創出基金事業	高校教育課
133	重新	次世代のふくしまを担人材育成事業(専門高校と小・中学校のキャリア教育連携事業、インターシップによるキャリア教育推進事業、専門高校における地域産業連携事業、先端技術推進事業)	15,057	15,057	国庫補助・繰入金	高校教育課
212	重	スクールカウンセラー活用事業(高等学校)	24,197	24,185	国庫補助	高校教育課
212	重	生徒指導アドバイザー派遣事業	3,891	3,891	文部科学省委託事業	高校教育課
213		身体に障がいのある生徒に対する支援事業	16,797	72	雑入	高校教育課
213	重新	次世代のふくしまを担う人材育成事業「特別支援学校における就労総合支援事業」	922	922	繰入金	特別支援教育課
213	重	社会自立を目指すスキルアップ事業	3,774	3,774	繰入金	特別支援教育課
213	重	インクルーシブ教育システム構築事業[地域支援体制整備充実事業]	1,478	493	文部科学省国庫補助事業	特別支援教育課
213		障がいのある子ども等の教育相談	7,551	0		特別支援教育課
213	重新	特別支援学校整備事業	76,553	0		特別支援教育課
213	重	インクルーシブ教育システム構築事業[地域教育相談推進事業]	893	297	文部科学省国庫補助事業	特別支援教育課
213	重新	インクルーシブ教育システム構築事業[特別支援学校機能強化事業]	3,533	3,533	文部科学省委託事業	特別支援教育課
213		高等学校学習支援推進事業	39,088	39,038	緊急時スクールカウンセラー等派遣事業	特別支援教育課
213		特別支援学校における外部専門家活用事業	674	674	緊急時スクールカウンセラー等派遣事業	特別支援教育課
111		学校における食育推進プロジェクト	7,993	7,993	文部科学省委託事業	健康教育課
111	重新	ふくしまからはじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業	5,264	5,264	繰入金	健康教育課
121	重新	ふくしまっ子体力向上総合プロジェクト	76,093	76,093	繰入金 諸収入	健康教育課

施策 体系 コード	区 分	事業の名称	平成27年度予算額(千円)		担 当 課(室) の 名 称	
			当 初 予 算	うち特定財源		
				金 額		名 称
211		学校すこやかプラン	1,483	1,376	文部科学省委託事業	健康教育課
223		薬物乱用防止教室推進事業	0	0		健康教育課
◎ 警察本部			21,938	60		
212		いじめ110番	87	0	(ヤングテレホン 予算含む)	県民サービス課
212		ヤングテレホン	0	0		県民サービス課
332		被害者等支援連絡協議会	184	60	人権啓発活動地 方委託事業	県民サービス課
332		自転車盗難防止対策推進事業	428	0		生活安全企画課
212		少年相談活動	72	0		少年課
221		毎月第3金曜日の街頭補導活動強化の日	0	0		少年課
221		フィルタリング推進事業	238	0		少年課
221		非行防止教室等の開催	0	0		少年課
222		少年サポート事業	834	0		少年課
222	新	農業体験による非行少年を生まない社会づくり推進事業	214	0		少年課
332		福島県警察スクールサポーター制度	19,968	0		少年課
212		少年相談活動	0	0		交通指導課
221		地域活動の活性化	0	0		交通指導課
221		加入防止、脱退促進などの普及啓発	0	0		交通指導課

(区分)「重新」:重点・新規事業 「重」:重点事業 「新」:新規事業

		平成27年度予算額(千円)		
		当 初 予 算	うち特定財源	
			金 額	名 称
合 計 (平成27年度の全事業分)		16,448,048	5,186,046	
全事業	204	当初	特定財源計	
重新	28	16,448,048	5,186,046	
重	33	【第1部/第2章/1. 建制順・予算一覧表】		
新	6			
計	67			
その他	137			

2 平成27年度青少年行政施策体系別一覧表

項 目		平成27年度 (単位：千円)				
大 項 目		事業数	当初予算	うち 重点・ 新規事業	うち 重点事業	うち 新規事業
中 項 目						
小 項 目						
I すべての青少年の健やかな成長の支援		92	9,839,154	15	14	4
1 豊かな心と健やかな体の育成		18	572,024	3	2	1
(1) 基本的な生活習慣の形成		8	525,406	3	1	0
(2) 生命の大切さや家庭の役割の理解		5	15,775	0	0	1
(3) ふくしまの文化の担い手の育成		5	30,843	0	1	0
2 社会の変化に対応できる力の育成		38	8,706,195	3	9	1
(1) 自らたくましく生きる力の育成		20	8,464,305	2	9	0
(2) コミュニケーション能力の育成		11	201,820	1	0	1
(3) 情報活用能力(情報リテラシー)の育成		7	40,070	0	0	0
3 震災の経験を踏まえた青少年の社会参画・自立支援		36	560,935	9	3	2
(1) 青少年による、ふくしま復興の支援		2	32,024	1	1	0
(2) 社会参加・参画の促進		16	74,442	3	0	1
(3) 就業・自立支援の充実		18	454,469	5	2	1
II 困難を有する青少年及びその家族の支援		60	1,032,190	8	12	2
1 震災ストレスなど困難な状況ごとの取組		45	1,024,154	8	12	0
(1) 大震災等に起因する各種問題への総合的な相談・支援体制の充実		13	232,280	2	2	0
(2) いじめ等の問題行動や不登校への対応		18	615,200	3	7	0
(3) 障がいのある青少年への支援の充実		13	168,775	3	3	0
(4) 虐待やドメスティック・バイオレンスの根絶		1	7,899	0	0	0
2 非行防止対策と立直り支援の充実		15	8,036	0	0	2
(1) 非行防止活動の充実		6	238	0	0	0
(2) 立直り支援活動の充実		4	1,048	0	0	1
(3) 薬物乱用の防止・啓発		5	6,750	0	0	1

項 目		平成 2 7 年 度 (単 位 : 千 円)					
大 項 目		事 業 数	当 初 予 算	う 重 新 規 事 業	ち 重 点 事 業	う 重 点 事 業	ち 新 規 事 業
中 項 目							
小 項 目							
Ⅲ 青少年の健全な育成を推進するための社会環境の整備		52	5,576,704	5	7	0	
1 子どもをはぐくむ家庭づくりと大人の意識改革		16	365,189	4	2	0	
(1) 子どもの成長を支える家庭づくり		13	235,280	3	1	0	
(2) 子どもを育てる大人の意識改革		3	129,909	1	1	0	
2 青少年を育成する地域力の強化		22	1,677,039	1	4	0	
(1) 地域力を生かした青少年の育成		4	25,035	1	1	0	
(2) 地域コミュニティづくり		11	1,641,624	0	3	0	
(3) 地域の青少年指導者や青少年育成団体活動の推進		5	7,911	0	0	0	
(4) 県民運動の推進		2	2,469	0	0	0	
3 社会環境の健全化		14	3,534,476	0	1	0	
(1) 有害環境の浄化活動の推進		6	843	0	0	0	
(2) 子どもの安全の確保		8	3,533,633	0	1	0	
合 計		204	16,448,048	28	33	6	

3 平成27年度青少年行政施策体系別関係事業概要

区分	事業の名称	事業の内容	平成27年度予算額(千円)			担当(局)の名称	担当(室)の名称	関係(室)団体の名称
			当初予算	うち特定財源				
				金額	名称			
I すべての青少年の健やかな成長の支援								
1 豊かな心と健やかな体の育成								
(1) 基本的な生活習慣の形成								
	私立幼稚園心と体いきいき事業	原発事故の影響による外遊びの制限等に伴い、園児の体力低下や肥満園児が増加していることから、園児の体力向上や肥満防止を目的としたプログラムを計画的に実施する私立幼稚園に対し、経費を助成する。	34,200	34,200	繰入金/原子力災害等復興基金	総務部	私学・法人課	
	うつくしまスポーツキッズ発掘事業	(公財)福島県体育協会が発掘したジュニア競技者を対象として、県内競技団体と連携し、運動能力の向上と一貫指導マニュアルに基づく選手の育成強化を図る。	500	0		文化スポーツ局	スポーツ課	(公財)福島県体育協会
重・新	ふくしまからはじめよう。豊かな遊び創造事業	原発事故により飛散した放射性物質に不安を抱く保護者の方がいることなどから、身近なところでの屋内遊び場整備を支援する。 一方で、子ども達の遊び環境が徐々に改善してきていることから、子どもが野外空間で創造的な遊びを行うことができる冒険ひろばを実施する団体を支援し、県内に広く周知する。 併せて、保育者等が遊びや運動について専門家から助言を受ける機会を設け、子どもの健やかな発育や体力向上に寄与する。	417,921	417,921	国庫補助	こども未来局	こども・青少年政策課	
重・新	母子の健康支援事業	安心して子どもを生み育てられる環境を整備するため、妊婦や乳幼児を持つ保護者を対象に電話相談窓口を設置し、子育てや健康に関する相談体制の充実を図り、相談の中で母乳の放射線検査を希望する場合は、検査費用の助成と検査後のきめ細かな支援を行う。	26,647	26,647	国庫補助	こども未来局	子育て支援課	
重	ふくしまからはじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業	食育推進の観点から関係部局が連携し、家庭・学校・地域が一体となって地域における食育推進体系を再構築し「元気なふくしまっ子が育つ食環境整備を推進する。 1 子どもの食を考える地域ネットワーク会議 2 保育所等を対象とした食の指導者育成研修会 3 福島県食育応援企業団等におけるスリムアップイベント 4 地域の子育て食環境支援事業	19,765	19,765	繰入金/子ども支援基金・原子力災害等復興基金	保健福祉部	健康増進課	
重	ふくしまからはじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業	子どもの適切な食品を選択する力や家庭等における豊かな食生活を実践する力を養うため、先進的な食育活動の実践者をサポーターとして登録し学校等に派遣するとともに、地域団体が行う特色ある食育活動を支援することなどにより、子ども達の体験等を通じた食育を推進する。	13,116	13,116	東日本大震災子ども支援基金等	農林水産部	農産物流通課	
	学校における食育推進プロジェクト	本県の健康及び食生活の課題を明確にするとともに、学校における食育推進の基本方針及び評価指標について開発する。	7,993	7,993	文部科学省委託事業	教育庁	健康教育課	
重・新	ふくしまからはじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業	東日本大震災により明らかになった新たな課題に対応するため、食育推進の観点から保健福祉部・農林水産部・教育委員会等関係機関が連携し、家庭・学校・地域が一体となって地域における食育推進体系を整備するとともに、食育推進体系を再構築し「元気なふくしまっ子」が育つ食環境整備を進める。	5,264	5,264	繰入金	教育庁	健康教育課	健康増進課 環境保全農業課

(区分)「重・新」：重点・新規事業 「重」：重点事業 「新」：新規事業

区分	事業の名称	事業の内容	平成27年度予算額(千円)		担当 部(局) 等名	担当 室(課) の 称	関係 課(室) ・ 団 体 の 称	
			当初 予算	うち特定財源				
				金額				名称
I すべての青少年の健やかな成長の支援								
1 豊かな心と健やかな体の育成								
(2) 生命の大切さや家庭の役割の理解								
新	環境教育副読本作成事業	小学5年生を対象とした環境教育に関する副読本の作成・配布を行い、環境に関する理解促進を図り、環境保全に関する主体的な取組を実践できる人材育成を行う。	2,268	2,268	産廃税	生活環境部	生活環境総務課	
	地域人権啓発活動活性化事業	福島県人権啓発活動ネットワーク協議会の一員として人権啓発活動活性化事業及び人権の花運動を実施する市町村を支援する。また、犯罪被害者等の支援のため、研修会の開催を行う。 (1) 人権啓発活動市町村委託事業 (2) 人権の花運動 (3) 犯罪被害者施策研修会	8,613	8,604	国庫補助	生活環境部	男女共生課	
	「人権への気づき」推進事業	広く県民に様々な人権課題についての理解を深める機会を提供し、また、思いやりや助け合いの大切さを訴えるため、啓発事業(「人権のつどい」)を実施する。 さらに、スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動を実施し、広く県内外への人権意識の高揚を図る。	4,157	4,094	国庫補助	生活環境部	男女共生課	
	エイズ予防普及啓発事業	HIV感染者が全国的に増加しているため、若者を中心に正しい知識の普及啓発を行い、感染防止を図る。 1 世界エイズデーキャンペーン 2 保健所における企業や各種団体への出前講座	192	96	国庫補助	保健福祉部	健康増進課	
	「ふくしまの農育」推進事業	環境にやさしい米づくりや野菜・果物・穀物等の栽培、生きもの調査等の体験型学習に取り組み、子どもたちが田んぼや畑の仕事と生きものとの関わりについて学ぶ。	545	545	中山間ふるさと水と土保全基金	農林水産部	農村振興課	

(区分) 「重・新」: 重点・新規事業 「重」: 重点事業 「新」: 新規事業

区分	事業の名称	事業の内容	平成27年度予算額(千円)			担当(局)の称 担部等名	担当(室)の称 担課等名	関係(室)団体の称 課・等名
			当初 予算	うち特定財源				
				金額	名称			
I すべての青少年の健やかな成長の支援								
1 豊かな心と健やかな体の育成								
(3) ふくしまの文化の担い手の育成								
	私立学校運営費補助(教育改革推進特別分)[伝統・文化等に関する教育の推進]	舞台芸術鑑賞や文化芸術活動への参加、伝統文化に関する活動の体験・習得等の取組を行っている小・中・高等学校へ助成を行う。	2,000	1,000	国庫補助	総務部	私学・法人課	
	ふくしま子ども自然環境学習推進事業	本県の豊かな自然環境を将来に引き継いでいくため、尾瀬国立公園内で環境学習を行う小・中学校及び特別支援学校に対し、宿泊料等の助成を行う。	20,885	20,778	環境保全基金・産業廃棄物税基金	生活環境部	自然保護課	
重	地域の寺子屋実施事業	震災後、改めて見直されている社会全体での子育てを支援するため、地域資源を利用して世代間交流を行う「地域の寺子屋」を県内各地に拡大するとともに、子育て支援を行う高齢者を増やすことで、社会全体で子育てを応援する機運を醸成し、本県の復興を担う子ども達を社会全体で育てるという「日本一子育てしやすい環境」につなげる。	1,822	1,822	国庫補助	こども未来局	こども・青少年政策課	
	うつくしま電子事典	本県の豊かな自然及び歴史や風土が生んだ人物や文化等の様々な情報を、小・中学生向けの教育用コンテンツとして整備し、教科等の学習に活用できるようにする。	0	0		教育庁	義務教育課	※平成16年度より実施
	復興の担い手を育む芸術文化活動推進事業	第35回全国高等学校総合文化祭の成果を継承し発展させ、本県の再生・復興に繋げていくため、芸術文化活動を行う高校生が、講習会や他県の高校生との文化交流会、仮設住宅等の慰問公演等へ積極的に参加できるよう支援を行う。	6,136	6,136	緊急雇用創出基金事業	教育庁	高校教育課	雇用労政課

(区分) 「重・新」：重点・新規事業 「重」：重点事業 「新」：新規事業

区分	事業の名称	事業の内容	平成27年度予算額(千円)		担当(局)の称 担部等名	担当(室)の称 担課等名	関係(室)団体の称 関課等名	
			当初予算	うち特定財源				
				金額				名称
I すべての青少年の健やかな成長の支援								
2 社会の変化に対応できる力の育成								
(1) 自らたくましく生きる力の育成								
重	私立小中学校 少人数教育推進事業補助金	教育効果を考えた最も効果的な方法である少人数教育実現のため、私立小学校、中学校の全学年において、1クラス33人以下の編成を行うか、チームティーチング方式により対応する場合に補助を行う。	29,400	0		総務部	私学・法人課	
	私立学校運営費補助(教育改革推進特別分)〔体験活動の推進〕	自然体験活動や集団宿泊体験、奉仕体験活動及び保育体験等の取組を行っている私立の小・中・高等学校に対し補助を行う。	2,200	1,100	国庫補助	総務部	私学・法人課	
	県民カレッジ推進事業	県民の多様な学習ニーズや学習活動の広域化に対応していくため、県・市町村・大学等高等教育機関、民間教育機関等が連携・協力し、県民が、主体的、継続的に学習活動に取り組めるよう、生涯学習に関する情報や学習機会を体系化して提供する。	2,723	0		文化スポーツ局	生涯学習課	
重	ふくしまキッズ夢サポート事業	福島の子どもたちが笑顔になり、夢をあきらめることなく希望を持ってたくましく成長することをサポートするため、「東日本大震災ふくしまこども寄附金」を活用し、寄附者の意向に沿い、子ども及び子育て家庭を支援する事業を実施する。具体的には、民間団体から企画提案を公募し、審査の上、採択事業に対して補助を行う。	96,232	96,232	繰入金／子ども支援基金	こども未来局	こども・青少年政策課	
	木とのふれあい創出事業	小中学校を対象に木工工作用の木材を提供し、木を使った物づくりの楽しさや森林に関して学ぶ機会を創出する。	3,010	3,010	森林環境基金	農林水産部	林業振興課	
重	学力向上推進支援事業(小・中学校)	指導の改善に資する評価問題の作成と活用、効果的な指導法の実践研究を行う。また、学力調査を実施して本県児童生徒の学力の実態を把握し、授業改善を図る。さらに、全国学力・学習状況調査結果を各学校が分析を深め児童生徒の学力の実態を把握することができるようにするため、分析支援ツールを提供する。新事業として、「学校図書館の活性化実践事業」を展開し、各学校における読書環境の整備を図る。	51,085	3,053	文部科学省委託事業	教育庁	義務教育課	
	少人数教育推進事業	学力向上や人間性・社会性の育成を図るため、小学校1～2年、中学校1年において30人学級を小学校3～6年、中学校2～3年において、30人程度学級編制が可能となるよう、継続して必要な教員を配置する。	7,015,648	1,549,424	国庫補助	教育庁	義務教育課	財務課
	少人数教育充実プラン	2年目までの常勤講師を対象に、実践的な研修を行い、指導力の向上を図り少人数教育の充実に資する。	0	0		教育庁	義務教育課	
重	中山間地域インターネット活用学力向上支援事業	グローバル化に対応した英語教育を推進するため、中山間地域(南会津)において、異文化体験・語学研修の実施、インターネットを活用したライブ授業の提供、学習成果を実感するアセスメント機会の設定、学習意欲を高める教材の提供を行う。	14,744	13,267	国庫補助	教育庁	義務教育課	
	学校における読書活動の推進	教育活動全般における学校図書館の計画的な活用、読み聞かせやブックトークなど多様な読書活動の推進等により、読書習慣の形成を促進する。	0	0		教育庁	義務教育課 高校教育課	社会教育課

(区分)「重・新」：重点・新規事業 「重」：重点事業 「新」：新規事業

区分	事業の名称	事業の内容	平成27年度予算額(千円)			担部(局)の 当 等名	担課(室)の 当 等名	関係(室)団体の 等 名
			当 予 算	うち特定財源				
				金 額	名 称			
重	ふくしまからはじめよう。未来を拓く理数教育充実事業(小・中学校)	知識基盤社会において重要な科学技術に対する関心と基礎的素養を高めるとともに、本県の復興を担う人材育成のために、教員の理科、算数・数学指導力向上を図るとともに、理数に関して児童生徒の学ぶ環境や専門的な学習の機会を充実させる。	14,587	0		教育庁	義務教育課	
重・新	復旧・復興の基盤づくりのための教員配置	原発事故や大震災により影響が出ている学校に教員を配置し、児童生徒の学力補充、心のケアを行い、学ぶ意欲の回復を図る。	0	0		教育庁	義務教育課	
	未来を担う人づくり	生徒一人一人の能力を最大限に伸ばすために、各学校の実態に応じた人的支援を通じて、より積極的に学業向上の施策を展開する。	399,728	0		教育庁	高校教育課	※平成20年度より実施
	県立学校に勤務する常勤講師の資質の向上のための研修会	学習指導、生徒指導、進路指導に関する基礎的、実践的な研修を通して、常勤講師の力量を向上させ、特に初めて採用された常勤講師に対して、基本的な服務倫理、教育公務員としての在り方や教科指導等について学ばせる。	0	0		教育庁	高校教育課	
	学校改革推進事業	福島県学校教育審議会答申をふまえた「県立高等学校改革計画」に基づき、特色ある学校・学科づくりをはじめ、学校規模の適正化や学校・学科の適正配置を図るため、学科改編等について検討し、県立高等学校改革を推進する。 学校が保護者や地域住民等の意向を把握して学校経営に反映させるとともに、学校としての説明責任を果たし、特色ある学校づくりや地域に開かれた学校づくりを推進する。	1,958	0		教育庁	高校教育課	※平成8年度より実施
重	ふくしまからはじめよう。未来を拓く理数教育充実事業(「科学の甲子園」福島県大会事業)	生徒の理数に関する能力の育成を図るために、科学系の競技大会を実施し、生徒の理数に関する興味・関心を高めるとともに、意欲や能力のある生徒同士が切磋琢磨する場を設ける。 (義務教育課所管分も含む)	1,419	0		教育庁	義務教育課 高校教育課	
重	子どもの夢をはぐくむ読書活動推進事業	第三次「福島県子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもが自主的に読書活動に取り組むことができる環境整備を、関係機関と連携して取り組む。また、各地域で活躍できる、子どもの読書活動に関わるボランティアの育成や、経験者のスキルアップを図る。	3,892	3,892	国庫委託	教育庁	社会教育課	義務教育課 県立図書館
重	子どもの本がたなぐスマイルプロジェクト	本とのふれあいを通じて心を癒してもらうため、読み聞かせなどを行うフェスティバルを開催する。また、読書ボランティアの活動も推進しながら、本を通じて子どもたちや親たちの心の復興を図る。	1,687	1,687	東日本大震災子ども支援基金	教育庁	社会教育課	県立図書館
重	ふくしまっ子自然体験・交流活動支援事業	震災の経験を踏まえ、再発見した郷土の良さを伝え合い発信して行くような交流活動を行うとともに、充実した自然体験活動を行う機会を提供し、豊かな人間性と生きる力の育成を図る。	749,899	749,899	国庫補助・繰入金	教育庁	社会教育課	
重・新	ふくしまっ子体力向上総合プロジェクト	原子力発電所事故により低下した児童生徒の体力の向上や肥満傾向児の出現率を低下させるため、運動能力の向上や食育等による健康増進に向けた事業を展開する。	76,093	76,093	繰入金 諸収入	教育庁	健康教育課	

(区分) 「重・新」:重点・新規事業 「重」:重点事業 「新」:新規事業

区分	事業の名称	事業の内容	平成27年度予算額(千円)			担当(局)の称 担部等名	担当(室)の称 担課等名	関係(係)の称 課・団体の称
			当初予算	うち特定財源				
				金額	名称			
I すべての青少年の健やかな成長の支援								
2 社会の変化に対応できる力の育成								
(2) コミュニケーション能力の育成								
	私立学校運営費補助(教育改革推進特別分) [教育の国際化]	社会の変化に対応した教育改革の推進を図るため、英語教育の強化、国際交流の推進に関する取組を行っている私立の小・中・高等学校へ助成を行う。	7,600	3,800	国庫補助	総務部	私学・法人課	
重・新	チャレンジふくしまパフォーミングアーツプロジェクト	県内の中学・高校生が、プロの劇作家、音楽家等の支援を得ながらミュージカルの創作・公演を行い、人々に元気や希望を与えることの素晴らしさ、達成感を得ることで、「輝く未来のふくしま」を創造する力を育むことを目的とする。	31,371	31,371	繰入金／子ども支援基金・原子力災害等復興基金	文化スポーツ局	文化振興課	
	アートによる新生ふくしま推進事業「アーティスト×学校プロジェクト」	福島の未来を担う子どもたちに、文化芸術に触れてもらい、心豊かな成長と創造する場をあたえるため、各学校等にアーティストを講師に招いた児童・生徒対象のワークショップを開催する。	1,725	0		文化スポーツ局	文化振興課	
新	ユース国際協力ミーティング	県内高校生を対象に、国際協力やボランティアについて理解を深め、自発的に考え行動できる地球市民を育成するための研修を行う。	0	0		生活環境部	国際課	
	地球体験キャラバン	青年海外協力隊OB・OGと外国青年が県内の学校や公民館等で、クイズやゲームなどを通して開発途上地域の文化や習慣等を紹介し、開発途上地域への認識を深めてもらうとともに、県内での開発教育の推進を図る。	0	0		生活環境部	国際課	
	国際交流員設置事業	外国青年を国際交流員として雇用し、国際交流事業の企画立案、実施に対する助言、国際理解講座などを通じて、県国際交流の一層の拡充を図る。	16,696	13,262	諸収入	生活環境部	国際課	
	語学指導等を行う外国青年招致事業	外国青年を招致し、外国語(英語)教育を行うことを通じ、県内青少年や地域住民との交流を行い、地域レベルでの国際交流を促進する。	1,533	0		生活環境部	国際課	
	内閣府青年国際交流事業への推薦及び地方プログラムの受入	1 内閣府主催の青年国際交流事業に本県青年を派遣。 2 内閣府の「東南アジア青年の船」事業により招へいされる外国青年を本県に受入れて、県内青年との各種の交流プログラム(青年交流及びホームステイ等)を行う。 1 派遣事業…H26年度 3名 2 受入事業…H25年度 受入決定、H26年度 受入決定	31	0		こども未来局	こども・青少年政策課	

(区分) 「重・新」:重点・新規事業 「重」:重点事業 「新」:新規事業

区分	事業の名称	事業の内容	平成27年度予算額(千円)			担当(局)の名称	担当(室)の名称	関係(室)団体の名称
			当初予算	うち特定財源				
				金額	名称			
	教科等における言語活動の充実	知的活動やコミュニケーションなどの基盤となる言語に関する能力を育成するため、全ての教科等において子どもたちの言語活動の充実を図る。	0	0		教育庁	義務教育課 高校教育課	※平成21年度より実施
	外国語指導助手(ALT)の配置	県立学校に外国語指導助手(ALT)を配置し、訪問による指導を行うなどして、生徒の英語コミュニケーション能力の向上や、国際理解の深化を図る。	140,679	13,550	宝くじ収入・雑入	教育庁	高校教育課	※昭和62年度より実施
	双葉地区教育構想(国際人育成プラン)	双葉地区教育構想の基本目標である「国際人として社会をリードする人材の育成」の実現のために、海外留学や英語を通じた中高連携事業などにより、実践的なコミュニケーション能力や異文化理解に富む人づくりを推進する。	2,185	2,185	宝くじ収入・雑入	教育庁	高校教育課	※平成18年度より実施

(区分)「重・新」:重点・新規事業 「重」:重点事業 「新」:新規事業

区分	事業の名称	事業の内容	平成27年度予算額(千円)			担当(局)の称 担部等名	担当(室)の称 担課等名	関係(室)団体の称 課・等名
			当初予算	うち特定財源				
				金額	名称			
I すべての青少年の健やかな成長の支援								
2 社会の変化に対応できる力の育成								
(3) 情報利活用能力(情報リテラシー)の育成								
	「ふくしまからはじめよう。ゆめだより」への子ども参加コーナーの掲載	子どもも参加できるコーナーを「ふくしまからはじめよう。ゆめだより」に掲載する。	0	0		総務部	広報課	
	ふくしまからはじめよう。キビタン元気発信事業	若年者を雇用し、「ふくしまからはじめよう。チームキビタン」の結成によるプロモーション活動や県産品等の販売を県内外で実施し、ふくしまの魅力と、復興に向かうふくしまの今を全国へ向けて発信する。	38,916	38,916	緊急雇用創出基金繰入金	総務部	広報課	
	統計グラフコンクール	統計知識・技術の普及向上と次代を担う児童・生徒を中心に早い段階から統計に慣れ親しんでもらうため、福島県統計協会と共催で統計グラフコンクールを実施する。	418	164	国庫支出金	企画調整部	統計課	福島県統計協会
	子どもインターネット安全安心環境整備事業	インターネット上の有害情報から子どもたちを守るため、子どものメディアリテラシーの育成やフィルタリング利用の推進に係る啓発活動を推進する。 1 青少年有害環境対策推進連絡会議の開催	0	0		こども未来局	こども・青少年政策課	
	情報化対応研修の充実	全ての教員が、ICTを活用して指導できるようにするため、教員研修の充実を図る。	736	0		教育庁	義務教育課 高校教育課	県教育センター
	ICTを活用した学習活動の推進	ICTを活用した授業の実践事例の公開を通して、ICTを活用した学習活動を推進する。	0	0		教育庁	義務教育課 高校教育課	県教育センター
	情報モラル教育に関する教材の開発や実践事例の提供等	情報モラル教育に関する教材の開発及び既存の教材の活用法等実践事例の提供を通して、情報モラル教育の充実を図る。	0	0		教育庁	義務教育課 高校教育課	

(区分) 「重・新」: 重点・新規事業 「重」: 重点事業 「新」: 新規事業

区分	事業の名称	事業の内容	平成27年度予算額(千円)		担当部(局)の名称	担当課(室)の名称	関係(室)団体の名称	
			当初予算	うち特定財源				
				金額				名称
I すべての青少年の健やかな成長の支援								
3 震災の経験を踏まえた青少年の社会参画・自立支援								
(1) 青少年による、ふくしま復興の支援								
重	サッカーを通じたふるさと再生事業	原子力災害により静岡県への一時移転を余儀なくされているJFAアカデミー福島のアカデミー生と本県の子どもたちがサッカーを通して交流する機会を設けることで、子どもたちに元気を与え、夢や希望を育むとともに、JFAアカデミー福島の本県での再開の礎を築く。	2,310	2,310	東日本大震災子ども支援基金繰入金、原子力災害等復興基金繰入金	企画調整部	地域政策課	公益財団法人日本サッカー協会
重・新	子どもがふみだすふくしま復興体験応援事業	本県の子どもたちの、復興に貢献しようという想いを具現化する機会を提供することで、子どもたちが主体的に復興に寄与する社会体験活動に取り組みことを通して、新生ふくしまを担うたくましい子どもたちの育成を図る。	29,714	29,714	東日本大震災子ども支援基金	教育庁	社会教育課	

(区分) 「重・新」: 重点・新規事業 「重」: 重点事業 「新」: 新規事業

区分	事業の名称	事業の内容	平成27年度予算額(千円)		担当(局)の称 担部等名	担当(室)の称 担等名	関係(室)・団体の称 等名	
			当初予算	うち特定財源				
				金額				名称
I すべての青少年の健やかな成長の支援								
3 震災の経験を踏まえた青少年の社会参画・自立支援								
(2) 社会参加・参画の促進								
	県政世論調査	県政の身近で重要な課題等について、15歳以上の県民を対象に意識等の調査を実施し、具体的な政策形成等のための基礎資料とする。	1,100	0		総務部	県民広聴室	
	第37回全日本中学生水の作文福島県コンクール	「水の週間」の行事の一環として、国土交通省が主催する「第37回全日本中学生水の作文コンクール」に参加し、県内の中学生を対象とした水の作文コンクールを実施することにより、本県の次代を担う中学生の水に対する関心を高め、理解を深める。	111	0		企画調整部	土地・水調整課	
新	「チャレンジインターンシップ」～若者の学び・体験支援事業～	高校生や大学生が、県内NPOにおいて、復興に関する活動について、1週間程度のインターンシップ活動を行い、地域の課題解決に取り組むことを支援する。	10,157	10,157	繰入金／子ども支援基金・原子力災害等復興基金	文化スポーツ局	文化振興課	(特非)ふくしまNPOネットワークセンター
	せせらぎスクール推進事業	本県で行う全国水生生物調査「せせらぎスクール」の指導者を養成するとともに、「せせらぎスクール」実施団体に必要な教材を提供し、水環境保全活動の活性化を図る。	1,434	1,411	環境保全基金	生活環境部	生活環境総務課	環境センター
	ふくしま環境共生スタイル推進事業	環境にやさしいライフスタイルについての作品を県内の小・中・高校生が創作することを通して、日々の生活における環境についての取組を促す。また、優秀な作品を普及啓発することにより、県民に対し広く循環型社会の意識の醸成を図る。	3,335	3,333	産廃税	生活環境部	環境共生課	
	みんなで守る水辺環境保全事業(ボランティアによるヨシの刈取り及びゴミ撤去)	猪苗代湖北岸部のヨシ群落の刈取り及び清掃活動等の実施	5,453	5,453	産廃税	生活環境部	水・大気環境課	
	地球温暖化防止のための新「福島議定書」事業	学校・事業所等での廃棄物減量化や省資源・省エネルギーの実践を進めるため、それぞれの団体が自ら二酸化炭素排出量の削減目標を定めた「福島議定書」を知事と取り交わし、温室効果ガス等の削減に取り組む。(予算額には事業所版も含む)	7,070	7,068	産廃税	生活環境部	環境共生課	福島県地球温暖化防止活動推進センター(特定非営利活動法人超学際的研究以降)
	復興ふくしまエコ大作戦! みんなでエコチャレンジ事業	学校や家庭における地球温暖化防止活動を推進し、県民の環境配慮意識の向上につなげるため、取組成果に応じた商品を提供し、より一層の省エネルギー化や廃棄物減量化への取組意欲の促進を図る。(予算額には家庭版も含む)	2,603	2,603	産廃税	生活環境部	環境共生課	福島県地球温暖化防止活動推進センター(特定非営利活動法人超学際的研究以降)
重・新	チャレンジふくしま若者リーダーまちづくり事業	若者の社会参画意識を高め、若者による本県復興の加速化を図るため、若者によるワークショップを開催して「まちづくり」に関する企画提案書を取りまとめる。 企画提案について、若者が社会に対して意見表明する機会を設けるとともに、提案内容の実現に向けた支援を行う。	10,371	10,371	原子力災害等復興基金繰入金	こども未来局	こども・青少年政策課	

(区分)「重・新」:重点・新規事業 「重」:重点事業 「新」:新規事業

区分	事業の名称	事業の内容	平成27年度予算額(千円)		担当部(局)の名称	担当課(室)の名称	関係(係)団体の名称	
			当初予算	うち特定財源				
				金額				名称
	少年の主張福島県大会の開催	人格を形成するうえで重要な時期にある中学生に、自分が家庭・学校・地域及び仲間等との触れ合いの中で日ごろから考えていることや感じていることを発表する場を与え、広く社会に目を向ける機会を提供するとともに、大人にも、青少年に対する理解を深める機会を提供する。	35	0	こども未来局	こども・青少年政策課	青少年育成県民会議	
	献血推進事業	献血の普及・啓発を図り、安定的な血液の確保に努める。 1 ジュニア献血ポスターコンクール事業	449	0	保健福祉部	業務課		
	県ボランティアセンター事業費補助	県社会福祉協議会内に設置された県ボランティアセンターの行う次のような活動を支援する。 1 福祉教育推進事業 2 養成研修事業 3 広報・啓発事業	7,913	3,956	国庫補助 保健福祉部	社会福祉課		
重・新	(新)ふくしまの子・ふるさとの商店街プロデュース事業	商店街の賑わい創出と子ども達のまちづくりへの理解・参画を促進(まちへの愛着心の醸成)するため、子ども達が商店街やまちづくりについて学びながら商店街の賑わい創出に向けた取組を検討・実践する機会を提供する。	20,057	20,057	福島県東日本大震災子ども支援基金 線入金、原子力災害等復興基金線入金 商工労働部	商業まちづくり課	株式会社まちづくり会津、もともや商店街協同組合、栄町商店街復興組合の3団体に委託予定	
	もりの案内人第3期養成事業	森林とのふれあいを通して森林の役割や重要性を県民に広く伝えるボランティアによる指導者を養成する。	1,923	1,923	森林環境基金 農林水産部	22_森林保全課	(公財)ふくしまフォレスト・エコライフ	
重・新	森林づくり交流促進事業	子どもたちの絆を深めるために県内外の子どもたちによる野外における交流活動を通じ、コミュニケーション能力を向上させる。	2,431	2,431	東日本大震災子ども支援基金 農林水産部	森林保全課	(公社)福島県森林・林業・緑化協会	
	「ふくしま子ども憲章」推進事業	規範意識の向上や「豊かな心」の育成に役立てるため、募集し策定した「ふくしま子ども憲章」の普及、啓発を通して、子どもたちの「豊かな心」の育成に役立てる。具体的な手法としては、ホームページやメールマガジンを活用する。	0	0	教育庁	教育総務課	義務教育課	

(区分) 「重・新」:重点・新規事業 「重」:重点事業 「新」:新規事業

区分	事業の名称	事業の内容	平成27年度予算額(千円)		担当(局)の称 担部等名	担当(室)の称 担課等名	関係(室)団体の称 課・等名	
			当初 予算	うち特定財源				
				金額				名称
I すべての青少年の健やかな成長の支援								
3 震災の経験を踏まえた青少年の社会参画・自立支援								
(3) 就業・自立支援の充実								
	私立学校運営費補助(教育改革推進特別分)[キャリア教育等の推進]	多様な職場体験、地域産業や経済界と連携したものづくり教育、商業・工業などの学科において高等学校学習指導要領に基づき実験・実習等の実践的・体験的な学習の取組を行っている私立の高等学校へ助成を行う。	200	100	国庫補助	総務部	私学・法人課	
重	東日本大震災子ども支援基金事業	東日本大震災により孤児・遺児となった児童の生活及び修学を支援するため、対象者が大学等を卒業するまでの機関、寄附を原資とした基金から定額の給付を行う。	73,360	73,360	繰入金/東日本大震災子ども支援基金	こども未来局	こども・青少年政策課	
	経済団体、企業等への求人確保要請、求人勧奨	県内企業に対して新規高卒者の雇用奨励状を送付するとともに、経済団体などを訪問し、新規高卒者対象の求人確保を要請する。	480	0		商工労働部	雇用労政課	
	新規高卒者就職面接会開催事業	求人企業と就職を希望する高校生が一堂に会する面接会を県内6会場で開催し、新規高卒者の就職促進を図る。	819	0		商工労働部	雇用労政課	
	新規高卒者就職促進対策本部設置運営	新規高卒者の就職促進に携わる県の関係部署、福島労働局、経済団体及び教育団体により新規高卒者就職促進対策本部を設置し、適宜対策会議を開催し、必要な事項の検討、調整などを行う。	0	0		商工労働部	雇用労政課	
	ふくしま大卒等合同就職面接会開催事業	新規大卒者等の県内への就職機会を提供するために、就職未定である新規大卒者と県内企業とが一堂に会する合同就職面接会を開催することにより、早期就職決定を支援するとともに、県内への優秀な人材確保を図る。	231	0		商工労働部	雇用労政課	
	若者自立総合支援事業	若者の自立を効果的に支援するため、就労体験、保護者等へのセミナーを実施し、就労へと結びつける。	20,595	20,595	緊急雇用創出基金繰入金	商工労働部	雇用労政課	平成26年度から一部組み替え
	ふるさと福島就職情報センター福島窓口運営事業	ふるさと福島就職情報センターの窓口を福島市に設置し、県内就職を希望する学生や求職者にきめ細かな就職相談や職業紹介、県内企業の魅力情報の発信を行うとともに、Fターンウェブサイトを運営・活用して窓口利用の促進を図り、県内就職を支援する。	11,662	0		商工労働部	雇用労政課	
	キャリアコンサルタント派遣事業	キャリアコンサルタントを派遣し、職業選択に必要な適職診断、就職の促進や早期離職を防止するための講話等を実施する。また、新入社員や中堅社員、管理職を対象とした研修会を地域毎に開催する。	60,476	60,476	緊急雇用創出基金繰入金	商工労働部	雇用労政課	

(区分) 「重・新」:重点・新規事業 「重」:重点事業 「新」:新規事業

区分	事業の名称	事業の内容	平成27年度予算額(千円)		担当(局)の名称	担当(室)の名称	関係(室)団体の名称	
			当初予算	うち特定財源				
				金額				名称
重・新	ふるさと福島就職情報センター東京窓口運営事業	ふるさと福島就職情報センター東京窓口を設置し、首都圏学生等若年者や避難者に対してきめ細かな就職相談や職業紹介を行うとともに、就職面接会、就職ガイダンスを実施し、県内回帰・県内就職への支援を行う。	46,343	46,343	地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行)	商工労働部	雇用労政課	
重・新	若年者県内就職総合支援事業	首都圏や県内の学生に対して、県内企業訪問バスツアーやFターン就職ガイダンス等を実施することにより、県内企業の魅力情報を発信し、県内回帰による人材確保・県内への就職促進を図る。 また、県内学生や隣接県(茨城、栃木)の本県出身学生に対して、業界研究セミナーや大学と県内企業との交流会の開催等により、県内就職促進を図る。	16,118	16,118	地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行)	商工労働部	雇用労政課	
重・新	(新)Fターン就職支援強化事業	県内企業の魅力情報をWEB上で動画配信するとともに、保護者や人事・採用担当者に対するセミナーを開催することにより、県内回帰による人材確保を図る。	22,984	22,984	地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行)	商工労働部	雇用労政課	
重・新	女性就職応援事業	ふるさと福島就職情報センター福島窓口に、専門のコーディネーターを3名配置し、出産・育児等で離職した女性の再就職を支援することにより、女性活躍の促進を図る。	29,533	29,533	地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行)	商工労働部	雇用労政課	
重	地域農業・担い手復興対策事業	農業高校生への就業意識の醸成を図るため、若手農業者との交流や農家体験研修を行うほか、新規就農の着実な定着を図るため、農業青年等が行う就農を喚起する活動や地域課題解決への活動を支援する。	70,347	70,347	地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行)	農林水産部	農業担い手課	(公財)福島県農業振興公社
新	未来を拓く新規就農者・農業女子等育成支援事業	若者の就農促進及び定着に向け、就農希望者に対するきめ細やかな就職相談や情報発信を行うとともに、農業女子を対象としたセミナーやマルシェを開催する。	3,894	72	協同農業普及事業交付金	農林水産部	農業担い手課	(公財)福島県農業振興公社
	双葉地区教育構想(福祉健康人材育成プラン)	福祉・健康に関する専門的な授業を行い、将来、総合的な健康づくりをコーディネートでき、福祉・健康分野で活躍する人づくりを推進する。	503	0		教育庁	高校教育課	※平成18年度より実施
	県立高等学校就職促進支援員配置事業	県内各地区に就職促進支援員を配置し、各高等学校及び公共職業安定所との連携を図りながら、就職希望生徒への情報提供や面談等を実施することにより、各高等学校における就職指導を充実させるとともに、求人開拓を推進し、高校生が希望する就職の実現を図る。	81,867	81,867	緊急雇用創出基金事業	教育庁	高校教育課	雇用労政課
重・新	次世代のふくしまを担う人材育成事業(専門高校と小・中学校のキャリア教育連携事業、インターシップによるキャリア教育推進事業、専門高校における地域産業連携事業、先端技術推進事業)	児童生徒の発達段階に応じた勤労観・職業観を育成するなどのキャリア教育の推進や最先端技術及び実践的な知識・技能を習得させ、地域産業を担う人材育成に向けた取組を行う。	15,057	15,057	国庫補助・繰入金	教育庁	高校教育課	雇用労政課

(区分)「重・新」:重点・新規事業 「重」:重点事業 「新」:新規事業

区分	事業の名称	事業の内容	平成27年度予算額(千円)		担当 部(局) 等名	担当 課(室) 等名	関係 課(室) ・団体 の称	
			当 初 算	うち特定財源				
				金額				名称
II 困難を有する青少年及びその家族の支援								
1 震災ストレスなど困難な状況ごとの取組								
(1) 大震災等に起因する各種問題への総合的な相談・支援体制の充実								
重	青少年総合相談支援事業	社会生活を円滑に営むことが困難な青少年及びその保護者に対して、あらゆる相談に応じ、一人ひとりの状況に応じた総合的かつ継続的な支援を行う。 1 青少年支援ネットワーク事業	6,302	0		こども未来局	こども・青少年政策課	
重	青少年総合相談支援事業	(説明文同上) 2 青少年総合相談センター事業(県民会議へ委託)	58	0		こども未来局	こども・青少年政策課	青少年育成県民会議
重・新	青少年総合相談支援事業	(説明文同上) 3 ユースプレイス自立支援事業(特定非営利活動法人ビーンズふくしま 他へ委託)	17,640	17,640	原子力災害等復興基金繰入金	こども未来局	こども・青少年政策課	特定非営利活動法人ビーンズふくしま 他
	思春期相談事業	思春期の性の健康問題に適切に対応できる個別相談体制を充実させ、地域全体の思春期の子どもたちが性に関する相談や正しい知識・情報がいつでも得られる体制を強化し、子どもたちの健全な育成を図る。 1 妊娠・女性の健康ホットライン 2 思春期保健相談員養成セミナー	330	205	国庫補助	こども未来局	子育て支援課	地域医療課 社会教育課
	家庭相談員の配置	各圏域に10名の家庭相談員を配置し、児童の養育などの問題について相談指導を行い、児童福祉の向上を図る。	19,530	82	諸収入	こども未来局	児童家庭課	
	母子・父子自立支援員の配置	各保健福祉事務所等に母子・父子自立支援員を17名配置し、母子家庭等に関する各種相談に対応する。	32,835	139	諸収入	こども未来局	児童家庭課	
重・新	子どもの心のケア事業	1 子ども支援センター事業 2 相談・支援体制強化事業 3 子ども心のケア支援強化事業 4 (新) 県外へ避難した家庭への心のケア事業 5 (新) ふくしまの親子応援事業 6 (新) 心の健康グループミーティング	140,139 (1~5) 140 (6)	139,999 (1~5) 140 (1~5) 140 (6)	国庫補助 諸収入 国庫補助	こども未来局	児童家庭課 (1~5) 子育て支援課 (6)	
	女性の健康ホットライン事業	思春期から更年期に至る女性の健康問題に適切に対応できる個別相談体制を充実させ、性に関する相談や正しい知識・情報がいつでも得られる体制確立する。 1 妊娠・女性の健康ホットライン事業	571	387	国庫補助	こども未来局	子育て支援課	地域医療課 社会教育課
	特定相談事業	精神保健福祉センターにおいて、思春期問題や依存(嗜癖)問題等に関する相談や講演会等を実施し、問題を抱えている本人や家族への支援や一般県民の心の健康の保持増進を図る。 1 特定相談(定期相談) 2 思春期精神保健セミナー	427	142	国庫補助	保健福祉部	障がい福祉課	

(区分) 「重・新」: 重点・新規事業 「重」: 重点事業 「新」: 新規事業

区分	事業の名称	事業の内容	平成27年度予算額(千円)			担当部(局)の名称	担当課(室)の名称	関係(室)団体の名称
			当初予算	うち特定財源				
				金額	名称			
	ひきこもり支援対策推進事業	ひきこもり状態にある本人や家族が地域において気軽に相談できる窓口として、新たに「福島県ひきこもり支援センター」を設置する。	10,000	5,000	国庫補助	子ども未来局	子ども・青少年政策課	
	県ボランティアセンター事業費補助(再掲)	県社会福祉協議会内に設置された県ボランティアセンターの行う次のような活動を支援する。 1 福祉教育推進事業 2 養成研修事業 3 広報・啓発事業			再掲 7,913	保健福祉部	社会福祉課	
	労働相談事業	県内の中小企業における労働問題に的確に対処するため、雇用労政課に中小企業労働相談所を設置、労働相談員2名を配置し、県内の労働者(従業員や労働組合)、使用者(経営者や人事労務担当者)からの労働相談に対応する。	2,825	0		商工労働部	雇用労政課	
	学校すこやかプラン	近年の社会環境や生活環境の急激な変化により、思春期における性的問題、メンタルヘルスの問題、薬物乱用、生活習慣の乱れ、アレルギーの増加など、児童生徒をとりまく健康問題が深刻化していることから、学校関係者はもちろんのこと地域の保健関係者と連携して、それらの健康課題に対する支援体制を整備充実するとともに、各学校における発達段階に応じた健康課題の解決を図る。 1 健康教育推進者パワーアップ事業 2 学校保健総合支援事業	1,483	1,376	文部科学省委託事業	教育庁	健康教育課	

(区分) 「重・新」:重点・新規事業 「重」:重点事業 「新」:新規事業

区分	事業の名称	事業の内容	平成27年度予算額(千円)			担当部(局)の名称	担当課(室)の名称	関係(室)団体の名称
			当初予算	うち特定財源				
				金額	名称			
II 困難を有する青少年及びその家族の支援								
1 震災ストレスなど困難な状況ごとの取組								
(2) いじめ等の問題行動や不登校への対応								
	私立学校運営費補助(教育改革推進特別分)「教育相談体制の整備」	生徒指導の充実を図るため、生徒へのカウンセリングを担当する教職員を配置している私立の小・中・高等学校へ助成を行う。	6,800	3,400	国庫補助	総務部	私学・法人課	
	私立学校運営費補助(教育改革推進特別分)「子どもに向き合う環境の整備」	経験豊かな社会人等の外部人材を特別非常勤講師としての活用、退職教員等を非常勤職員としての活用、さらには部活動の外部指導者等を学校の専門的・支援的なスタッフとし積極的な活用を行っている私立の小・中・高等学校へ助成を行う。	2,400	1,200	国庫補助	総務部	私学・法人課	
重	学校教育相談員配置事業	いじめ問題の解消とその発生の未然防止に努めるとともに、不登校等の学校不適応問題の解決のため、県教育センターに学校教育相談員を配置し、電話相談に当たるとともに、スクールカウンセラー等との連携を図りながら、いじめや不登校問題を抱える学校教職員及び児童生徒、保護者を対象にいじめ問題解消や不登校の相談を行い、問題の早期解決を図る。(フリーダイヤル電話相談「ダイヤルSOS」)	2,262	0		教育庁	義務教育課	
重	スクールカウンセラー等活用事業(小・中学校)	児童生徒の問題行動や不登校等の未然防止や早期解決を図るため、個々の児童生徒の状況を把握し、早期に対応することをねらいとしたスクールカウンセラー等を小・中学校に配置する。	139,389	139,039	文部科学省委託事業	教育庁	義務教育課	
重	子ども24時間いじめ電話相談事業	いじめ問題に悩んでいる子どもが一人で悩まずに、いつでも相談機関に相談できるよう、現在、学校教育相談員が行っているダイヤルSOSが対応していない時間を補完する電話を新たに設置し、夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談体制を整備する。(フリーダイヤル電話相談「福島いじめSOS24」)	1,727	575	国庫補助	教育庁	義務教育課	
	いじめ対策等生徒指導推進事業	いじめ、暴力行為、不登校、児童虐待、高校中退等、複雑・多様化する児童生徒の問題行動等に適切、効果的に対応するための方策等について調査研究を行い、効果的な取組みについて、その成果の普及を図る。	2,947	2,947	文部科学省委託事業	教育庁	義務教育課	
	教員研修の充実	教員が児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな教育を行うことができるよう、教育センターにおいて今日的な教育課題に対応する研修や教員のライフステージに応じた研修の充実を図る。	15,757	0		教育庁	義務教育課 高校教育課	県教育センター
重	緊急時スクールカウンセラー派遣事業	東日本大震災に被災した児童生徒や原子力発電所の事故により避難を余儀なくされている児童生徒等の心のケアを目的としてスクールカウンセラーを小・中学校に配置する。	267,557	267,516	文部科学省委託事業	教育庁	義務教育課	
重・新	道徳教育総合支援事業	学習指導要領の趣旨並びに児童生徒、学校等の実態を踏まえ、創意工夫を生かした道徳教育を推進するための実践研究を行い、その成果を普及することにより道徳教育の充実を図る。	34,838	34,838	文部科学省委託事業	教育庁	義務教育課	

(区分) 「重・新」：重点・新規事業 「重」：重点事業 「新」：新規事業

区分	事業の名称	事業の内容	平成27年度予算額(千円)			担当(局)の名称	担当(室)の名称	関係(室)団体の名称
			当初予算	うち特定財源				
				金額	名称			
重・新	人権教育開発事業	人権意識を培うための学校教育の在り方について幅広い観点から実践的な研究を行い、人権教育に関する指導方法の改善及び充実に図る。	1,000	1,000	文部科学省委託事業	教育庁	義務教育課	
重・新	スクールソーシャルワーカー緊急派遣事業	東日本大震災における生活環境の変化等、多様な問題に直面している児童生徒に対し、スクールソーシャルワーカーを配置して、関係機関と連携の上、児童生徒等の心のケア及び生活のケアにあたる。	112,349	112,316	文部科学省委託	教育庁	義務教育課	
重	不登校対策推進事業	不登校児童生徒が多い学校又は不登校対策の取組で効果を上げている学校、適応指導教室等の関係機関を訪問し、情報を収集するとともに、各学校に応じた支援を行う。	14	0		教育庁	義務教育課	
重	スクールカウンセラー活用事業(高等学校)	いじめや不登校等生徒の問題行動、悩みの解決に資するため、生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを県立高等学校に配置し、カウンセリングや助言を行い諸問題の未然防止と早期解決を図る。	24,197	24,185	国庫補助	教育庁	高校教育課	
重	生徒指導アドバイザー派遣事業	いじめ、暴力行為、不登校、児童虐待、高校中退等、複雑・多様化する児童生徒の問題行動等に適切、効果的に対応するための方策等について、専門家をアドバイザーに委嘱し派遣する。	3,891	3,891	文部科学省委託事業	教育庁	高校教育課	
	いじめ110番	子どもの非行やいじめなどに関して、少年相談専門員による電話相談等を実施し、問題の早期解決のための専門的なアドバイスを行う。	87	0	(ヤングテレホン予算含む)	警察本部	県民サービス課	
	ヤングテレホン	子どもの非行やいじめなどに関して少年警察補導員、少年相談専門員による電話相談等を実施し、問題の早期解決のための専門的なアドバイスを行う。	0	0		警察本部	県民サービス課	
	少年相談活動	少年及び少年の保護者が抱える不安や悩みの早期解消を図る必要性から少年警察補導員等による少年相談業務を推進し、適切な支援を行う。(屋外面接時食糧費)	72	0		警察本部	少年課	
	少年相談活動	少年及び保護者が抱える不安や悩みの早期解決を図る必要性から少年相談業務を推進し、適切な支援を行うとともに、相談業務に対する広報啓発活動を推進する。	0	0		警察本部	交通指導課	

(区分) 「重・新」:重点・新規事業 「重」:重点事業 「新」:新規事業

区分	事業の名称	事業の内容	平成27年度予算額(千円)		担当部(局)等名	担当(室)の称	関係(室)団体の称	
			当初予算	うち特定財源				
				金額				名称
II 困難を有する青少年及びその家族の支援								
1 震災ストレスなど困難な状況ごとの取組								
(3) 障がいのある青少年への支援の充実								
	発達障がい地域支援体制強化事業	発達障害者支援センターを中心としながら、身近な地域で発達障がいの支援を受けられる体制を構築する。 1 発達障がい相談支援推進事業 2 発達障がい者支援センター連絡協議会 3 発達障がい児支援者スキルアップ事業	5,023	2,508	国庫補助	こども未来局	児童家庭課	
	発達障がい者支援センター運営事業	発達障がいの早期発見、発達支援などの支援体制を確立し、発達障がい児(者)の自立及び社会参加に資するよう、生活全般にわたる一貫した支援を図るため、診断・相談・関係機関の調整・関係職員への情報提供や研修を行う。 1 診断及び相談 2 関係機関の調整 3 関係職員への情報提供・研修 4 普及・啓発 5 パARENTプログラム事業	12,489	6230	国庫補助 25 諸収入	こども未来局	児童家庭課	
	共に学ぶ環境づくりプラン	障がいのある子どもたちが、障がいのない子どもたちと共に学べる環境整備を進めるために、視覚障害支援講師やADHD通級指導教室講師の配置を行う。	0	0		教育庁	義務教育課	※平成18年度より実施
	身体に障がいのある生徒に対する支援事業	身体に障害のある生徒が在籍する高等学校において、特に肢体不自由等の重度の障がいをもち、車いすを常時使用して、段差や階段での自力走行が不可能な生徒に対して、介助員を配置することでその教育活動を支援する。	16,797	72	雑入	教育庁	高校教育課	※平成10年度より実施
重・新	次世代のふくしまを担う人材育成事業 「特別支援学校における就労総合支援事業」	県内全ての特別支援学校高等部設置校において、関係機関と連携して、企業への理解啓発及び早期からの支援体制を構築し、企業で働き続けることのできる人材育成を充実させることにより、就職率のみならず職場定着率の向上を図る。また、特別支援学校作業技能大会を開催し、各学校における作業学習の取組を客観的に評価し、学校間交流による情報交換や進路に関する学習の充実を図り、もって生徒の個々の進路実現を推進する。	922	922	繰入金	教育庁	特別支援教育課	高校教育課
重	社会自立を目指すスキルアップ事業	特別支援学校高等部で取り組んでいる進路に関する学習について、全ての学校が一堂に会して学習の成果を発表しあったり、外部専門家から客観的な評価を受けたりすることをおして、生徒の社会参加・自立につながる学力や技能の向上を図り、震災から立ち上がり自信を持って生きることができるとの育成を目指す。	3,774	3,774	繰入金	教育庁	特別支援教育課	障がい福祉課
重	インクルーシブ教育システム構築事業 [地域支援体制整備充実事業]	発達障がいを含むすべての障がいのある幼児児童生徒の特別支援教育を総合的に推進するために、市町村が関係機関と連携して行う取組みや特別支援教育の充実を図る取組みを支援する。	1,478	493	文部科学省国庫補助事業	教育庁	特別支援教育課	障がい福祉課
	障がいのある子ども等の教育相談	特別支援学校は、現在、地域における特別支援教育のセンター的役割を担っている。特に、その中でも地域の特別支援教育に関する相談のニーズが年々高まっている状況にあり、各学校における教育相談担当者の相談業務時間の確保が不可欠になっているため、その時間を確保するための時間講師(教育相談補充教員)を配置する。	7,551	0		教育庁	特別支援教育課	※平成12年度より実施 財務課

(区分) 「重・新」:重点・新規事業 「重」:重点事業 「新」:新規事業

区分	事業の名称	事業の内容	平成27年度予算額(千円)		担当(局)の 等名	担当(室)の 等名	関係(室)・ 団体の 等名	
			当初 予算	うち特定財源				
				金額				名称
重・新	特別支援学校整備事業	特別支援学校の児童生徒の増加による過密化や遠距離通学による児童生徒への負担軽減を図るため、学校や分校等を設置し、教育環境を充実させる。	76,553	0		教育庁	特別支援教育課	財務課施設財暗室
重	インクルーシブ教育システム構築事業 [地域教育相談推進事業]	特別な支援を必要とする子どもたちとその保護者、担当教員等に対して教育相談を行い、教育、福祉、医療等が一体となった乳幼児期からの一貫した相談支援体制を整備し、早期からの支援体制の充実を図る。	893	297	文部科学省国庫補助事業	教育庁	特別支援教育課	
重・新	インクルーシブ教育システム構築事業 [特別支援学校機能強化事業]	特別支援学校が、地域において、センター的機能を効果的に発揮するために、特別支援学校教員の専門性の向上とともに各機能の充実を図る。	3,533	3,533	文部科学省委託事業	教育庁	特別支援教育課	
	高等学校学習支援推進事業	高等学校に1.6%程度在籍している可能性のある発達障がい等の生徒において、学習の遅れに加え、東日本大震災の影響による環境の変化への不応等が見られることから、高等学校における発達障がい等の生徒への支援をより手厚くするために、該当生徒が在籍する高等学校に学習支援員を配置し、生徒の特性に応じた学習支援を行う。	39,088	39,038	緊急時スクールカウンセラー等派遣事業	教育庁	特別支援教育課	
	特別支援学校における外部専門家活用事業	各特別支援学校が外部専門家を活用し助言を受け、東日本大震災に伴う環境の変化や災害に対する幼児児童生徒の不安を解消するため、特別支援楽器宇教員の指導力の向上や幼児児童生徒の防災についての学習活動の充実を図る。	674	674	緊急時スクールカウンセラー等派遣事業	教育庁	特別支援教育課	

(区分) 「重・新」：重点・新規事業 「重」：重点事業 「新」：新規事業

区分	事業の名称	事業の内容	平成27年度予算額(千円)		担当(局)の名称	担当(室)の名称	関係(室)団体の名称	
			当初予算	うち特定財源				
				金額				名称
II 困難を有する青少年及びその家族の支援								
1 震災ストレスなど困難な状況ごとの取組								
(4) 虐待やドメスティック・バイオレンスの根絶								
	虐待から子どもを守る総合対策推進事業	児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応のため、関係機関の連携強化、児童相談所の専門性強化を図る。 1 虐待から子どもを守る連絡会議の開催 2 児童虐待ケース対応強化事業 3 市町村虐待対応強化支援事業 4 児童虐待防止普及啓発事業 5 学校等との連携強化事業 6 児童虐待防止地域協力体制整備事業 7 未成年後見人報酬等補助事業 8 児童虐待ケース対策研修事業 9 妊産婦包括支援推進事業	7,512 (1~8)	3,304 (1~8)	国庫補助	こども未来局	児童家庭課(1~8) 子育て支援課(9)	一部新規

(区分) 「重・新」:重点・新規事業 「重」:重点事業 「新」:新規事業

区分	事業の名称	事業の内容	平成27年度予算額(千円)		担部(局)の称	担当(室)の称	関係(室)団体の称 等名	
			当初予算	うち特定財源				
				金額				名称
II 困難を有する青少年及びその家族の支援								
2 非行防止対策と直り支援の充実								
(1) 非行防止活動の充実								
	暴走族等の根絶に向けた対策の推進	暴走族等根絶条例に基づき策定された暴走族等根絶基本方針に則り、具体的な取組推進計画である「暴走族等の根絶のためのアクションプログラム」により、暴走族等の根絶に向けた各種の取組みの展開を図る。	0	0	生活環境部	生活交通課	福島県暴走族等根絶対策会議	
	毎月第3金曜日の街頭補導活動強化の日	学校、少年警察ボランティア等関係機関・団体と連携を図り、街頭活動を強化し、少年の健全育成を図る。	0	0	警察本部	少年課		
	フィルタリング推進事業	児童・生徒がインターネット利用による犯罪被害やトラブルに巻き込まれる事案が後を絶たないことから、広報啓発用チラシを作成し、児童・生徒及び保護者等にフィルタリングの必要性を理解させるとともにインターネットに起因する少年の非行防止、犯罪被害防止を図る。	238	0	警察本部	少年課		
	非行防止教室等の開催	小・中・高校生を対象に、再非行の防止や薬物乱用防止等を重点とした非行防止教室を開催して、非行防止対策を推進する。	0	0	警察本部	少年課		
	地域活動の活性化	暴走族根絶地域ネットワークを通じて官民一体となった暴走族を許さない社会環境づくりを推進する。	0	0	警察本部	交通指導課		
	加入防止、脱退促進などの普及啓発	関係機関と協力した加入防止活動や検挙した構成員に対する離脱活動を推進するとともに、保護者等に対する支援活動や普及啓発を推進する。	0	0	警察本部	交通指導課		

(区分) 「重・新」：重点・新規事業 「重」：重点事業 「新」：新規事業

区分	事業の名称	事業の内容	平成27年度予算額(千円)		担当(局)の称 担部等名	担当(室)の称 担課等名	関係(室)団体の称 関係等名	
			当初予算	うち特定財源				
				金額				名称
II 困難を有する青少年及びその家族の支援								
2 非行防止対策と立直り支援の充実								
(2) 立直り支援活動の充実								
	発達障がい地域支援体制強化事業(再掲)	発達障害者支援センターを中心としながら、身近な地域で発達障がいの支援を受けられる体制を構築する。 1 発達障がい相談支援推進事業 2 発達障がい者支援センター連絡協議会 3 発達障がい児支援者スキルアップ事業			再掲 5,023	こども未来局	児童家庭課	
	発達障がい者支援センター運営事業(再掲)	発達障がいの早期発見、発達支援などの支援体制を確立し、発達障がい児(者)の自立及び社会参加に資するよう、生活全般にわたる一貫した支援を図るため、診断・相談・関係機関の調整・関係職員への情報提供や研修を行う。 1 診断及び相談 2 関係機関の調整 3 関係職員への情報提供・研修 4 普及・啓発 5 ペアレントプログラム事業			再掲 12,489	こども未来局	児童家庭課	
	少年サポート事業	学校、地域、少年警察ボランティア等の関係機関・団体と連携を図り、非行防止のための社会参加活動及び不良行為少年や非行少年のための「居場所づくり」、「立ち直り支援」を行うもの。	834	0		警察本部	少年課	
新	農業体験による非行少年を生まない社会づくり推進事業	非行少年等を対象とし、農業体験を通じて自己肯定感や規範意識の醸成を図り、少年の非行防止、健全育成に資するものである。	214	0		警察本部	少年課	

(区分) 「重・新」: 重点・新規事業 「重」: 重点事業 「新」: 新規事業

区分	事業の名称	事業の内容	平成27年度予算額(千円)			担当部(局)等名	担当課(室)等名	関係(室)団体等名
			当初予算	うち特定財源				
				金額	名称			
II 困難を有する青少年及びその家族の支援								
2 非行防止対策と立直し支援の充実								
(3) 薬物乱用の防止・啓発								
	薬物乱用防止指導員運営事業	薬物乱用防止指導員による地域に根ざした啓発活動を推進する。 1 薬物乱用防止指導員地区協議会の開催 2 薬物乱用防止指導員連合協議会の開催 3 薬物乱用防止指導員地区協議会への補助	1,856	1,856	手数料	保健福祉部	薬務課	
	薬物関連問題相談事業	精神保健福祉センターの機能を活用し、薬物関連問題に対する相談指導、医学的知識の普及等の事業を実施する。 1 薬物関連専門相談窓口の開設 2 出張薬物関連相談窓口の開設 3 薬物依存症に対する研修会の実施 4 薬物依存者の家族教室の開催 5 薬物関連問題相談窓口の案内 6 薬物関連問題実務担当者会議の開催	1,198	1,198	手数料	保健福祉部	薬務課	
	覚せい剤・シンナー・ポンド乱用防止事業	薬物乱用防止の啓発と指導取締りの強化を図り、若年層教育指導を行う。 1 乱用防止推進体制の充実強化 2 薬物乱用防止指導員研修会及び啓発活動 3 薬物乱用防止教室開催の支援 4 薬物相談窓口の利用PR	199	199	手数料	保健福祉部	薬務課	
新	危険ドラッグ等撲滅対策事業	県内3地域において、高校生らを対象に啓発活動リーダー養成のための研修を実施するほか、啓発活動リーダーが自ら考え作成した啓発資料を用いて、同世代の若者に対し危険ドラッグの恐ろしさを訴えていく。 1 高校生等啓発活動リーダー養成事業 2 危険ドラッグ撲滅ユース啓発事業	3,497	548	手数料	保健福祉部	薬務課	
	薬物乱用防止教室推進事業	学校や地域において効果的な薬物乱用防止教育を推進するため、教職員や指導員が一同に会して研鑽を深め、指導者を育成する。	0	0		教育庁	健康教育課	薬務課

(区分) 「重・新」：重点・新規事業 「重」：重点事業 「新」：新規事業

区分	事業の名称	事業の内容	平成27年度予算額(千円)		担当部(局)等名	担当課(室)等名	関係(室)団体の名称	
			当初予算	うち特定財源				
				金額				名称
III 青少年の健全な育成を推進するための社会環境の整備								
1 子どもをはぐくむ家庭づくりと大人の意識改革								
(1) 子どもの成長を支える家庭づくり								
	交通遺児奨学金の支給	<p>県内の交通遺児等の健やかな成長と勉学の励みとするため、奨学金を支給する。</p> <p>1 小学校入学予定児童 70,000円 2 中学校入学予定児童 100,000円 3 中学校卒業予定生徒 150,000円 4 小・中学生全員 30,000円</p>	0	0	生活環境部	生活交通課	(公財)福島県交通遺児奨学金協会	
	交通遺児図書券贈呈	<p>県内の交通遺児に対し、その健全な育成を図るため、学習用図書等の購入費用として図書券を贈呈する。</p> <p>1 小学生 5,000円分 2 中学生 7,000円分 3 小学校入学予定児童 5,000円分 4 中学校入学予定児童 10,000円分 5 中学校卒業予定生徒 30,000円分</p>	0	0	生活環境部	生活交通課	(公財)福島県交通遺児奨学金協会	
	交通遺児家族ふれあい事業	<p>県内の交通遺児のうち、小学4年・中学2年生の家庭に対して家族ふれあい旅行の経費の一部として、50,000円の旅行クーポン券を贈呈する。</p>	0	0	生活環境部	生活交通課	(公財)福島県交通遺児奨学金協会	
	ワーク・ライフ・バランス推進事業	<p>県民が性別にとらわれず、職業生活やその他の家庭・地域生活を生き生きと過ごすことができるよう、就職、結婚、出産・育児、介護などのライフステージに応じた仕事と生活の調和の取組みを男女共同参画の視点から促進する。</p>	0	0	生活環境部	男女共生課		
	家庭支援相談事業	<p>子育ての不安や悩み等あらゆる児童問題について、電話相談等で応じる体制を整備し、家庭での養育を支援する。</p> <p>1 「子どもと家庭テレフォン相談」の実施 2 「子どもと家庭メール相談」の実施 3 児童家庭専門員の設置</p>	6,923	17 諸収入	こども未来局	児童家庭課		
	児童相談所の運営	<p>児童相談所において、次の事業を実施する。</p> <p>1 児童に関する様々な問題について、市町村・家庭・その他からの相談に応じる。 2 各種相談内容に応じ、必要な調査並びに医学的・心理的・社会的診断を行う。 3 児童及び保護者等に助言等必要な援助を行う。 4 児童の一時保護を行う。 5 児童福祉施設への入所等の措置を行う。 6 地域の実状に応じ、児童や家庭に対する相談援助活動を企画・実施する。</p>	102,328	15461 国庫補助 84 諸収入	こども未来局	児童家庭課		
重	地域の子育て力向上事業	<p>近年、核家族化の進行や地域社会における人間関係の希薄化により子育てが孤立化し、子育てしにくい社会になってきている。そこで、地域における子育て力を向上させるための各種事業を実施する。</p>	44,088	40,768 国庫補助、繰入金／ふれあい福祉基金	保健福祉部	こども・青少年政策課		

(区分) 「重・新」：重点・新規事業 「重」：重点事業 「新」：新規事業

区分	事業の名称	事業の内容	平成27年度予算額(千円)			担当部(局)の名称	担当課(室)の名称	関係(室)団体の名称
			当初予算	うち特定財源				
				金額	名称			
重・新	次世代育成支援企業認証事業	中小企業における子育てしやすい環境づくりや企業における男女労働者が共に仕事と生活を調和できる働きやすい職場環境づくりに向け、企業の自主的な取組みを促進する。 次世代育成支援企業認証制度 (1) 「働く女性応援」中小企業認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証	27,623	27,623	地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行)	商工労働部	雇用労政課	
	ワーク・ライフ・バランス推進事業	中小企業の管理者等にワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を行い、仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進するためアドバイザーを派遣するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが特に優れている企業を表彰する。 1 ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業 2 福島県ワーク・ライフ・バランス大賞事業	433	0		商工労働部	雇用労政課	
	勤労者福祉融資事業	育児・介護休業期間中に必要な生活資金の融資等により、労働者の生活安定と福祉の向上を図る。	35,250	35,250	諸収入	商工労働部	雇用労政課	東北労働金庫
重・新	(新)女性活躍、ワーク・ライフ・バランス普及啓発事業	ワーク・ライフ・バランス等のフォーラムやセミナーなどに出席できない企業等に対して直接企業等を訪問し、「女性の活躍支援」「ワーク・ライフ・バランス推進」の必要性について普及啓発を行う。	16,135	16,135	地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行)	商工労働部	雇用労政課	
重・新	(新)働き方改革推進事業	男性の育児休業取得を促進させるため、モデル事業への参加を促し、好事例を集め広く県内企業に普及・啓発を行う。	2,500	2,500	地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行)	商工労働部	雇用労政課	
	十七字のふれあい事業	子どもの心を豊かに育む体験活動を奨励し、その充実のための社会環境づくりを促進する。子どもと大人、子どもと子どもが共通の体験から得た感動などを表現した十七字の作品を募集する。	0	0		教育庁	社会教育課	

(区分) 「重・新」:重点・新規事業 「重」:重点事業 「新」:新規事業

区分	事業の名称	事業の内容	平成27年度予算額(千円)		担当(局)の 部等名	担当(室)の 課等名	関係(室)団体の 課等名	
			当初 予算	うち特定財源				
				金額				名称
Ⅲ 青少年の健全な育成を推進するための社会環境の整備								
1 子どもをはぐくむ家庭づくりと大人の意識改革								
(2) 子どもを育てる大人の意識改革								
	男女共生センター啓発及び研修事業・相談事業	男女があらゆる分野に参画し、ともに責任を担うために必要な資質・能力の向上を図り、個人・家庭・地域等における取組が進んでいくよう各種講座を開催する。 また、男女が自立し、生き甲斐のある人生を送ることができるように、日常生活から生じる悩みや就業等にかかる相談を行う。	4,015	0	生活環境部	男女共生課	(公財)福島県青少年育成・男女共生推進機構	
重・新	結婚から子育てまでみんなで支える環境整備事業	全国的な少子化の傾向が続くなか、本県においても県内の活力が失われかねない状況となっている。「県民みんなで支えてくれる、子育て環境が充実している福島県で暮らしたい」と思ってもらえるよう、安心して結婚、妊娠、子育てができる環境を福島県民が自らの手で築きあげる。	122,039	122,039	地域少子化対策強化交付金、原子力災害當復興基金繰入金	保健福祉部	こども・青少年政策課	
重	地域でつながる家庭教育応援事業	「親の学び」を支援するために、PTAと連携し、親自身が学ぶ機会が充実するよう支援する。また、学習プログラムを作成し、家庭教育支援者をリードする人材を育成するとともに、企業と連携して地域の家庭教育推進を働きかける。	3,855	3,855	国庫委託	教育庁	社会教育課	

(区分) 「重・新」:重点・新規事業 「重」:重点事業 「新」:新規事業

区分	事業の名称	事業の内容	平成27年度予算額(千円)		担当(局)の名称	担当(室)の名称	関係(室)団体の名称	
			当初予算	うち特定財源				
				金額				名称
Ⅲ 青少年の健全な育成を推進するための社会環境の整備								
2 青少年を育成する地域力の強化								
(1) 地域力を生かした青少年の育成								
	うつくしまグリーンプロジェクト	県内小学校・幼稚園等の校庭・園庭のポット苗方式による芝生化の取組みを支援することにより、子ども達の生活環境の整備・体力向上及びコミュニティの活性化などを通して魅力ある地域づくりを推進する。	4,207	4,094	福島特定原子力施設地域振興交付金	企画調整部	地域政策課	
重	子ども達による「ふくしま」の学び事業	本県の子どもたちが、復興に向けた地域の現状やふるさとのすばらしさを学ぶため地域の方々等に取材等の交流を行い、地域の置かれている状況や今後の課題等に触れ「ふくしま」の未来について考え、表現することにより、ふくしまの復興を担う子どもたちの育成を図る。また、事業の成果を活用し「ふくしま」を広く県内外に発信する。	5,828	5,828	繰入金	文化スポーツ局	生涯学習課	
重・新	子ども未来創造まちづくり事業	高校生等が地域に愛着を持ち、将来にわたって継続的に本県復興の担い手になるよう、地域の宝の発見やまちづくりについて考えるワークショップやフォーラムを行う。	15,000	15,000	子ども基金	土木部	まちづくり推進課	
	体験活動ボランティア推進センター事業	学習支援ボランティア、病院訪問学習支援ボランティア等の登録と活動のコーディネートを進め、地域で教育を支えるしくみをつくる。	0	0		教育庁	社会教育課	

(区分)「重・新」：重点・新規事業 「重」：重点事業 「新」：新規事業

区分	事業の名称	事業の内容	平成27年度予算額(千円)		担当(局)の称 担部等名	担当(室)の称 担課等名	関係(室)団体の称 課・等名	
			当初予算	うち特定財源				
				金額				名称
III 青少年の健全な育成を推進するための社会環境の整備								
2 青少年を育成する地域力の強化								
(2) 地域コミュニティづくり								
	ふくしまからはじめよう。キビタンわくわくドキドキ交流事業	全国のご当地キャラとの縁やゆかりを育むため、県内の子どもたちを親善大使とした交流活動や「ご当地キャラ子ども夢フェスタ」の開催、また、「ふくしまからはじめよう。キビタン」による県内幼稚園・小学校等への訪問活動等により、子どもたちに笑顔を届けるとともにふくしまの元気を全国に発信する。	48,377	48,377	原子力災害等復興基金繰入金他	総務部	広報課	社会教育課
重	地域創生総合支援事業(サポート事業・県戦略事業)	民間団体や市町村等が主体となって行う、個性と魅力にあふれる地域づくりの推進に向けた取組を支援するとともに、地方振興局を中心に先機関が連携し、地域の実情に応じた事業を実施する。 1. サポート事業 ①一般枠 民間団体が地域の課題を踏まえ、民間団体が地域の特性をいかして行う広域的な視点に配慮された事業や、先駆的・モデル的な事業を対象に支援する。特に、被災者支援や被災者を含む団体が自ら行う復興関連事業を優先して支援する。 ②市町村枠 市町村の要望を踏まえて新たに創設し、市町村等が行う、それぞれの地域課題の解決に資する事業を支援する。 ③過疎・中山間地域集落等活性化枠 過疎・中山間地域の集落等や市町村、集落等と協定を結んだ民間団体(協定団体)が行う集落等の再生・活性化に向けた取組を支援する。 ④地域資源事業化枠(里山経済活性化事業) 過疎・中山間地域の集落等や民間事業者等が行う、地域資源を活用した収益性が期待できる取組を支援する。 2. 県戦略事業 過疎・中山間地域の振興を図るため、住民の提案等を受け、県が実施主体となり地域の課題に対応した事業を企画・実施する。	671,196	①50,000 ②32,500	①繰入金 ②福島特定原子力施設地域振興交付金	企画調整部	地域振興課	各地方振興局 企画商工部
	自然公園等施設整備事業補助金	自然公園等における優れた自然の保護と、その利用増進を図るため、施設整備を実施する市町村に対し、工事費の1/2以内の補助を行う。	4,500	0		生活環境部	自然保護課	
	国立公園等施設整備事業	国立公園等の自然環境の保全及び適正な利用を促進するため、公園計画に基づき、公園施設の整備を図る。	77,227	38,250	自然環境整備交付金	生活環境部	自然保護課	
	福島県青少年会館運営費補助事業	福島県青少年会館の円滑な運営を図るため、運営費の一部を補助する。	21,123	0		こども未来局	こども・青少年政策課	(公財)福島県青少年育成・男女共生推進機構 福島県青少年会館

(区分) 「重・新」: 重点・新規事業 「重」: 重点事業 「新」: 新規事業

区分	事業の名称	事業の内容	平成27年度予算額(千円)			担当部(局)の名称	担当課(室)の名称	関係(室)団体の名称
			当初予算	うち特定財源				
				金額	名称			
	"ふなっこ"ふるさと川づくり事業	それぞれの河川が持つ、あるいは持っていた特性の保全や再生、川を舞台とした地域の活動を支援するため、環境や生態系に配慮した河川整備を実施する。	22,000	0		土木部	河川整備課	
	都市公園事業	県民の休憩、観賞、散策、運動などのレクリエーションの場を提供するとともに、災害時の避難地、火災延焼防止などの機能を発揮する都市公園の整備を推進する。また、老朽化した公園施設の更新やユニバーサルデザイン化を推進する。	347,900	0		土木部	まちづくり推進課	
	自然の家主催事業	郡山自然の家及び会津自然の家における各種事業。	0	0		教育庁	社会教育課	
重	学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業(放課後子ども教室推進事業)	子どもの健全育成と安心して子育てできる社会の実現のため、放課後の子どもたちを地域住民の協力のもと預かり、スポーツ・文化活動や交流活動を行う安全で健やかな居場所づくりを支援する。	97,308	97,308	国庫委託	教育庁	社会教育課	子育て支援課
重	学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業(地域支援推進事業)	学校や公民館等の社会教育施設に学習活動をコーディネートする人材を配置し、地域住民の学習・交流を促進するとともに、子どもたちの良好な生活環境を整備し、地域コミュニティの再生を図る。	47,473	47,473	国庫委託	教育庁	社会教育課	
	施設管理事業(自然の家)	福島県自然の家の管理運営及び施設・設備の維持管理を行うとともに、集団宿泊体験や自然体験などの実施を希望する団体を受け入れ、行動計画作成の段階から利用団体にあつた助言・指導を行うことにより効率的で充実した活動の実現を図る。	304,520	45,744	使用手数料・国庫支出金等	教育庁	社会教育課	

(区分) 「重・新」:重点・新規事業 「重」:重点事業 「新」:新規事業

区分	事業の名称	事業の内容	平成27年度予算額(千円)		担部(局)の 等名	当(室)の 称	担(室)の 等名	係(室)の 団体の 称	
			当 予 算	うち特定財源					
				金 額					名 称
III 青少年の健全な育成を推進するための社会環境の整備									
2 青少年を育成する地域力の強化									
(3) 地域の青少年指導者や青少年育成団体活動の推進									
	(公財)福島県スポーツ振興基金助成事業(生涯スポーツの振興-子どものスポーツ環境に関する事業)	子どもの体を動かす機会の減少や発達段階に応じたスポーツ指導を受けられないなどの課題を解決するために、子どもがその能力や興味・関心に応じ、スポーツ活動に取り組む機会を創出する事業に対し助成する。 ・助成対象団体：生涯スポーツ事業を行う団体 ・助成率：4/5以内 ・助成額：100千円～800千円	5,379	5,379	(公財)福島県スポーツ振興基金	文化スポーツ局	スポーツ課	(公財)福島県スポーツ振興基金	
	青少年育成活動推進指導者等研修会の開催	各地域における青少年の健全育成を目的とした組織活動を推進するため、各地域において青少年の育成に携わる関係者同士の共通理解を深めるとともに、研究・協議を行い、相互連携を図り、もって各地域活動の活性化を推進する。	43	0		こども未来局	こども・青少年政策課		
	少年消防クラブ員教育	少年消防クラブの果たす役割を認識させるとともに、クラブ員の交流を通じて、少年消防クラブの強化充実を図る。	0	0		危機管理部	消防保安課	福島県消防学校	
	「緑の輪」推進事業	緑の少年団装備品の整備等に関する補助及び緑の少年団大会等の開催支援を行う。	2,489	2,489	宝くじ、財産収入	農林水産部	森林保全課	(公社)福島県森林・林業・緑化協会	
	青少年団体育成指導	青少年団体の育成を図るため、運営、活動について指導助言を行う。	0	0		教育庁	社会教育課		

(区分)「重・新」：重点・新規事業 「重」：重点事業 「新」：新規事業

区分	事業の名称	事業の内容	平成27年度予算額(千円)		担当 部(局) 等名	担当 課(室) の称	関係 課(室) ・団体 の称	
			当初 予算	うち特定財源				
				金額				名称
III 青少年の健全な育成を推進するための社会環境の整備								
2 青少年を育成する地域力の強化								
(4) 県民運動の推進								
	青少年健全育成県民総ぐるみ運動の展開	内閣府の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」である7月に焦点を合わせ、青少年の健全育成と犯罪被害からの保護を図るため、県民運動を展開する。	136	0		子ども未来局	子ども・青少年政策課	青少年育成県民会議
	青少年育成県民会議補助事業 (県民運動推進活性化活動事業)	青少年の健全育成を県民総ぐるみで推進するため設置された福島県青少年育成県民会議に補助金を交付し、その事業の円滑な実施を図る。	2,333	0		子ども未来局	子ども・青少年政策課	青少年育成県民会議

(区分) 「重・新」：重点・新規事業 「重」：重点事業 「新」：新規事業

区分	事業の名称	事業の内容	平成27年度予算額(千円)		担当(局)の称 担部等名	担当(室)の称 担課等名	関係(室)団体の称 課・等名	
			当初予算	うち特定財源				
				金額				名称
Ⅲ 青少年の健全な育成を推進するための社会環境の整備								
3 社会環境の健全化								
(1) 有害環境の浄化活動の推進								
	青少年健全育成審議会の開催	県青少年健全育成条例に基づき、青少年に優良な書籍及び映画の推奨や、有害な図書類の指定等を行うため、県青少年健全育成審議会を開催する。	537	0		子ども未来局	子ども・青少年政策課	
	優良書籍の推奨	県青少年健全育成条例に基づき、青少年の健全な育成に有益な書籍を推奨し、その普及を図る(推奨された書籍を県報等で公告し、各市町村の教育委員会や書店、関係団体等に広報する)。併せて、この推奨に係る審議で使用した優良書籍を県内の図書館や公民館などに寄付し、数多くの子どもたちに読んでもらうことで、その読書習慣の形成を図る。	97	0		子ども未来局	子ども・青少年政策課	
	社会環境調査・指導事業	県青少年健全育成条例を適正に運用するため、有害図書類等の購入や、有害環境の実態調査及び関係業界に対する指導を行う。 1 有害指定のための図書及びビデオ等の購入 2 有害指定後における自動販売機の確認調査 3 自動販売機の届出事項の確認調査及び業界指導 4 自動販売機、ビデオ店、カラオケボックス等の実態調査及び業界指導	64	0		子ども未来局	子ども・青少年政策課	
	社会環境調査会の開催	有害な図書類等の指定に関し、知事が審議会に諮問するにあたり、有識者による事前の調査会を開催する。	56	0		子ども未来局	子ども・青少年政策課	
	青少年健全育成条例知事表彰(優良団体・個人) (県青少年健全育成推進大会の開催)	県青少年健全育成条例に基づき、青少年又は青少年団体等で、その活動が他の模範であるもの等を表彰し、青少年健全育成に係る県民の意識の高揚を図る。	89	0		子ども未来局	子ども・青少年政策課	
	青少年健全育成推進本部の運営	知事部局、教育庁及び警察本部の各部局が実施する青少年の健全育成と非行防止に関連する諸事業について、その一元化と有機性を確保すべく、全庁的な施策の樹立を図り、より実効性のある青少年行政を展開する。 1 県青少年健全育成推進本部幹事会議の実施(文書回議) 2 県青少年行政事業計画書の作成 3 青少年に関する事項の啓発活動及び広報等	0	0		子ども未来局	子ども・青少年政策課	

(区分) 「重・新」:重点・新規事業 「重」:重点事業 「新」:新規事業

区分	事業の名称	事業の内容	平成27年度予算額(千円)		担当部(局)等名	担当課(室)等名	関係(室)団体の名称	
			当初予算	うち特定財源				
				金額				名称
Ⅲ 青少年の健全な育成を推進するための社会環境の整備								
3 社会環境の健全化								
(2) 子どもの安全の確保								
	福島県交通安全母の会連絡協議会への補助	福島県交通安全母の会連絡協議会の行う交通事故防止活動(子どもと高齢者の交通安全リーダー研修会、県下一斉交通安全街頭活動等)に係る経費の一部を補助し、家庭を中心とした地域ぐるみの交通安全活動に取り組む。	1,090	0		生活環境部 生活交通課	福島県交通安全母の会連絡協議会	
	福島県交通対策協議会への補助	福島県交通対策協議会の行う各季の交通安全運動をはじめ、交通安全県民大会の開催、交通死亡事故多発警報の運用、テレビ・ラジオのスポット放送による各種広報啓発等に係る経費の一部を補助し、県民各層の交通安全意識の高揚を図るとともに、関係機関との連携により交通安全対策を推進する。	1,295	0		生活環境部 生活交通課	福島県交通対策協議会	
	交付金事業(交通安全)	小中高等学校、養護学校の通学路や歩行者の事故が多発している箇所などの歩道整備を重点的に進める。	3,159,210	0		土木部 道路整備課		
	やさしい道づくり推進事業	高齢者や障がい者を含むすべての人が安全に安心して利用できる歩行環境の整備を推進する。	350,000	0		土木部 道路整備課		
重	緊急時カウンセラー派遣事業	事故や事件等の緊急時に心のケアが必要な児童生徒に対して、PTSD(心的外傷後ストレス障害)にならないためにすみやかにカウンセラーを派遣しその対応にあたる。	1,458	0		教育庁 義務教育課		
	被害者等支援連絡協議会	被害者等の置かれている現状を踏まえ、被害者等の視点に立ち、参加機関・団体等の相互協力と緊密な連携によって、被害者等のニーズに対応する各種の支援活動を効果的に促進するとともに、被害者等支援事業に関する広報・啓発等を行う。	184	60	人権啓発活動地方委託事業	警察本部 県民サービス課		
	自転車盗難防止対策推進事業	中・高校生の自転車盗難防止及び自転車運転マナーの向上のため、関係部門と連携して自転車を利用する中・高校生の自主防犯意識の高揚を図る。(平成25年度から実施)	428	0		警察本部 生活安全企画課		
	福島県警察スクールサポーター制度	児童・生徒の登下校時等の安全確保、学校施設の安全対策強化を目的として、非常勤嘱託員となるスクールサポーター16名を管内16署に配置し、登下校時のパトロール、小・中学校等への訪問活動を行うなどして、児童・生徒の安全確認や各種安全対策に必要な指導、助言、情報提供を行う。	19,968	0		警察本部 少年課		

(区分) 「重・新」:重点・新規事業 「重」:重点事業 「新」:新規事業

4 平成27年度青少年行政の国の関係機関及び関係団体の事業概要

事業名	事業内容	対象及び人員	実施時期及び場所	担当機関
中学校（福島市内）との連絡会	家庭裁判所における少年審判手続を紹介し、非行生徒の処遇の適正化と非行防止を図る。 また、非行生徒に関する諸問題について協議し、連携を密にする。	福島家庭裁判所 県教育庁 福島市内中学校 約40名	12/3 福島家庭裁判所	福島家庭裁判所
中学校（郡山市内）との連絡会	家庭裁判所における少年審判手続を紹介し、非行生徒の処遇の適正化と非行防止を図る。 また、非行生徒に関する諸問題について協議し、連携を密にする。	福島家庭裁判所郡山支部 県教育庁 郡山市内中学校 少年鑑別所 保護観察所 警察署 約40名	11/18 福島家庭裁判所郡山支部	福島家庭裁判所郡山支部
第65回社会を明るくする運動	犯罪や非行のない明るい社会の建設を目指して、県及び各市町村ごとに推進委員会を結成し、地域の関係機関団体の協力のもとに更生保護事業への理解を深め、犯罪や非行を防止し、立ち直りを見守る地域力を高める。講演会、映画会、研究会等を開催し、またはパレード等広報活動を行う。	県民一般	7月中 (強調月間) 県内一円	福島保護観察所 地区保護司会 更生保護女性会
非行防止研究会	更生保護に対する理解を深め、青少年の非行防止を推進するため、地区保護司会が中心となり、地域関係機関団体及び地域住民の参加を求め、講演会等を行う。	保護司 関係機関団体 地域住民	7～8月 県内随所	福島保護観察所 保護司会 更生保護女性会
学校と保護司との連携強化のための推進事業	“社会を明るくする運動”の強調月間に合わせ、地区保護司会が中心となり、学校を訪問し、「非行・薬物乱用防止の啓発」、「教職員との面談」等を行うことにより、地域での青少年育成の連携を図る。	中学生・高校生 学校教職員 保護司	7～8月を中心に 通年 各中学・高校	福島保護観察所 福島県保護司会連合会 各地区保護司会

事業名	事業内容	対象及び 人 員	実施時期 及び場所	担当機関
ミニ集会 (地域懇談会)	青少年の健全な育成に関する身近なテーマについて、話し合い、青少年非行の防止を推進するため、地域において、更生保護女性会員・保護司が中心となり、地域住民に呼びかけ、地域懇談会を開催する。	保護司 関係機関団体 地域住民	7～8月 を中心に 通年 県内随所	福島保護 観察所 地区保護 司会 地区更生 保護女性 会
BBS会員 研修会	BBS活動の諸問題について、研究協議を行い、BBS運動の充実強化を図る。BBS会員を対象とし、実践活動について研究協議を行う。	BBS会員 約30名	年3回 福島市	福島保護 観察所 県BBS 連盟
更生保護女性 会員研修会	県内各地区更生保護女性会の会員に対し、研修会(活動に必要な知識の習得、会員相互の情報交換及び当面する諸問題についての研究協議)を行う。	更生保護女性 会員	6～10月 県内随所	福島保護 観察所 県更生保護 女性連盟
「勤労青少年 の日」諸事業	勤労青少年の福祉について、広く国民の理解を深め、かつ、自ら進んで有為な職業人として健やかに成長しようとする勤労青少年の意欲を高めるため設けられている「勤労青少年の日」について趣旨の広報、地方自治体等の事業に対する協力を行う。	勤労青少年	7/18 (予定)	福島労働 局 県勤労青 少年ホーム 連絡協 議会
児童館等施設 長及び児童厚 生員研修会	児童館・児童センターに求められる役割や期待等が一層増加する中、県内児童館・児童センター活動の充実向上と、児童館長・児童厚生員等の資質の向上を図るため。	県内児童館・ 児童センター 施設長、児童 厚生員、児童 指導員等	10月 (予定) 会津地区 (予定)	福島県児 童館連絡 協議会
			6/30 郡山市	福島県社 会福祉協 議会
サマーショ ートボラン ティア アスクール	県内の大学、短大、専修学校、高等学校、中学校、小学校在学中の学生・生徒・児童及び社会人に夏休みを中心とした一定期間、ボランティアな福祉活動を体験する場を提供することにより、自分たちが住む地域社会の福祉課題や福祉の現状を理解していただき、ボランティア活動の振興を図ることをねらいとして実施する。	① 県内の大学、 短大、専修学 校、高等学校、 中学校、小学 校に在学中の 学生・生徒・ 児童 ② 県内に在住ま たは勤務する 社会人	7～8月 社会福祉 施設等 ※詳細は 各市町村 社会福祉 協議会へ ご確認ください。	市町村社 会福祉協 議会 福島県社 会福祉協 議会 ※実施の有 無について は、各市町 村社会福祉 協議会によ り異なります。

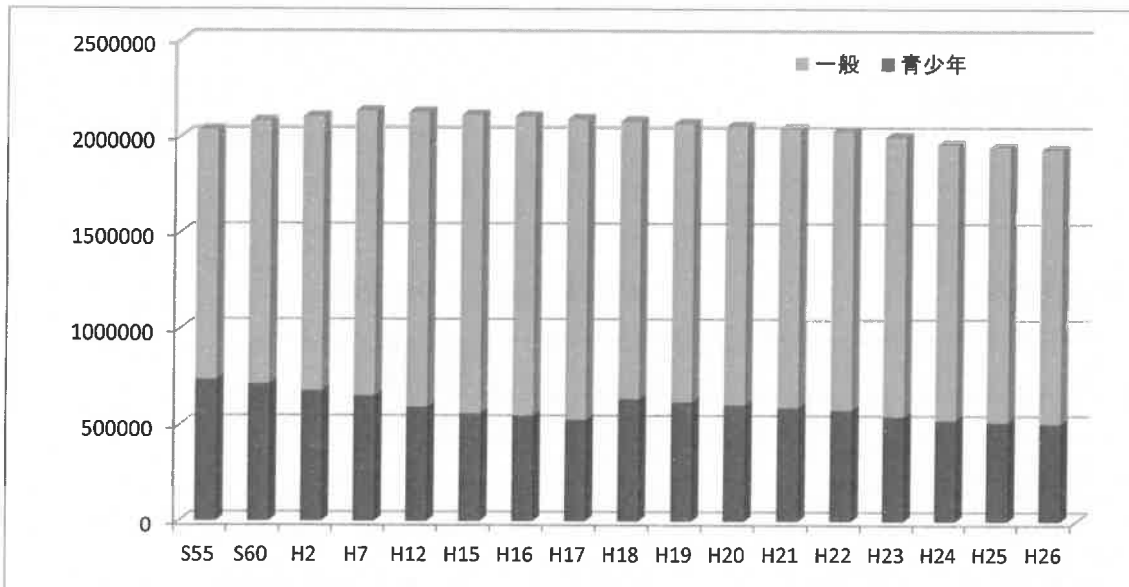
第2部 青少年の現状

第1章 青少年の人口

1 福島県の総人口及び青少年人口の推移

各年10月1日現在（単位：人）

年	総人口（人）	0～24歳（人）	25～29歳（人）	青少年総数（人）	総人口に占める割合（%）
昭和55年	2,035,272	737,890	—	737,890	36.26%
昭和60年	2,080,304	712,213	—	712,213	34.24%
平成2年	2,104,058	680,453	—	680,453	32.34%
平成7年	2,133,592	652,751	—	652,751	30.59%
平成12年	2,126,935	592,712	—	592,712	27.87%
平成15年	2,112,489	560,752	—	560,752	26.54%
平成16年	2,104,850	551,340	—	551,340	26.19%
平成17年	2,091,319	528,567	—	528,567	25.27%
平成18年	2,080,186	517,677	117,248	634,925	30.52%
平成19年	2,068,352	506,851	112,994	619,845	29.97%
平成20年	2,055,496	497,403	107,994	605,397	29.45%
平成21年	2,042,816	489,254	102,772	592,026	28.98%
平成22年	2,030,463	482,217	97,911	580,128	28.57%
平成23年	1,988,995	446,768	99,294	546,062	27.45%
平成24年	1,962,333	432,388	94,488	526,876	26.85%
平成25年	1,947,580	425,843	90,302	516,145	26.50%
平成26年	1,936,630	421,840	85,713	507,553	26.21%



（出典：「福島県現住人口調査年報」）

注1）青少年総数について。

平成17年以前は0～24歳までの人口を、平成18年以降は0～29歳までの人口を集計。

注2）平成22年のみ9月1日集計。

2 全国の総人口及び青少年人口の推移

各年10月1日現在（単位：千人）

年	総人口	青少年総数			総人口に占める青少年人口の割合（%）
		青少年人口 （0～24歳）	青少年人口 （25～29歳）	合計 （0～29歳）	
昭和55年	117,060	43,620	9,041	52,661	44.99
昭和60年	121,049	43,214	7,823	51,037	42.16
平成2年	123,611	41,294	8,071	49,365	39.94
平成7年	125,570	38,467	8,788	47,255	37.63
平成12年	126,926	34,446	9,809	44,255	34.87
平成15年	127,619	32,761	9,106	41,867	32.81
平成16年	127,687	32,220	8,755	40,975	32.09
平成17年	127,768	31,559	8,314	39,873	31.21
平成18年	127,770	31,171	8,014	39,185	30.67
平成19年	127,771	30,812	7,795	38,607	30.22
平成20年	127,692	30,436	7,630	38,066	29.81
平成21年	127,510	30,002	7,502	37,504	29.41
平成22年	128,062	29,771	7,436	37,207	29.05
平成23年	127,799	29,150	7,219	36,369	28.46
平成24年	127,515	28,870	7,048	35,918	28.17
平成25年	127,298	28,642	6,869	35,511	27.90
平成26年	127,083	28,441	6,678	35,119	27.63

注）平成22年のみ9月1日集計。

（出典：総務省統計局「人口推計月報」）

3 地域別青少年人口の割合

平成26年10月1日現在（単位：人）

区分	総人口	青少年人口 （0～29歳）	振興局別青少年人口の割合（%）
県北地方振興局	476,519	123,474	25.91
県中地方振興局	532,037	147,743	27.77
県南地方振興局	145,382	39,692	27.30
会津地方振興局	250,378	62,015	24.77
南会津地方振興局	27,678	5,409	19.54
相双地方振興局	178,467	44,405	24.88
いわき地方振興局	326,169	84,815	26.00
計	1,936,630	507,553	26.21

（資料提供：「福島県現住人口調査年報」）

第2章 相談機関

1 児童相談等の状況

○ 児童相談所 相談内容受付状況

(平成26年度)

相談内容	養 護		保 健		障 害		非 行		育 成		その他		計		
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	
県全体	集 計 中														
児 相 別															中央
															県中
															会津
															浜

○ 児童相談所別 相談処理状況

(平成26年度)

相談内容	面接指導		児童福祉司の指導		福祉事務所送致等		訓戒・誓約		施設入所		里親等への委託		その他		計		
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	
県全体	集 計 中																
児 相 別																	中央
																	県中
																	会津
																	浜

○ 児童相談所 虐待相談受付件数の推移

年 度	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	計
平成13年度	123	8	69	26	226
平成14年度	110	14	43	25	192
平成15年度	106	11	70	23	210
平成16年度	84	10	55	36	185
平成17年度	75	12	50	23	160
平成18年度	107	15	90	33	245
平成19年度	134	9	90	38	271
平成20年度	100	12	84	41	237
平成21年度	109	12	30	52	203
平成22年度	90	13	72	60	235
平成23年度	130	18	66	48	262
平成24年度	119	15	90	66	290
平成25年度	132	17	88	63	300
平成26年度	集 計 中				
前年比(%)					

2 教育センターの教育相談来所の概況

○ 対象区分別相談件数・人数

(平成26年度)

区 分		知能学業	性格行動	身体神経	進路適性	教育一般	その他	計
幼 児	件数	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0
小 学 生	件数	0	37	3	0	6	0	46
	人数	0	61	3	0	7	0	71
中 学 生	件数	3	11	0	0	12	0	26
	人数	3	14	0	0	12	0	29
高 校 生	件数	3	15	9	4	7	0	38
	人数	3	17	9	5	8	0	42
一 般	件数	0	0	0	0	0	4	4
	人数	0	0	0	0	0	4	4
計	件数	6	63	12	4	25	4	114
	人数	6	92	12	5	27	4	146

(資料提供：「県教育センター」)

3 ヤングテレホンの相談状況

(平成26年度)

相談内容・項目別	少 年	成 人	計
非 行 問 題			0
学 校 (業) 関 係	1		1
進 路 問 題			0
仕 事 の 問 題			0
家 庭 の 問 題			0
し つ け の 問 題			0
異 性 交 際 関 係			0
友 達 関 係			0
性 の 問 題			0
健 康 問 題			0
そ の 他		5	5
総 数	1	5	6

(資料提供：「警察本部県民サービス課」)

第3章 青少年の教育

1 学校数と在学青少年数（各年度5月1日現在）

年 度		17	19	20	21	22	23	24	25	26	
小 学 校	公 立	数	554	544	530	526	509	500	487	479	473
		人	125,795	121,591	120,270	118,053	116,177	107,043	102,095	99,339	96,776
	私 立	数	3	3	3	3	3	3	3	3	3
		人	769	782	760	768	758	709	639	642	647
	国 立	数	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		人	922	847	810	766	733	676	590	598	614
計		数	558	548	534	530	513	504	491	483	477
		人	127,486	123,220	121,840	119,587	117,668	108,428	103,324	100,579	98,037

年 度		17	19	20	21	22	23	24	25	26	
中 学 校	公 立	数	241	240	240	238	238	238	237	232	229
		人	67,489	65,234	63,696	62,635	60,746	58,212	56,922	56,262	54,929
	私 立	数	4	5	6	7	7	7	7	8	8
		人	397	415	490	562	632	677	653	752	794
	国 立	数	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		人	496	486	488	485	488	488	451	432	417
計		数	246	246	247	246	246	246	245	241	238
		人	68,382	66,135	64,674	63,682	61,866	59,377	58,026	57,446	56,140

年 度		17	19	20	21	22	23	24	25	26	
高 校	公 立	数	96	96	96	95	94	93	93	93	93
		人	56,367	53,254	52,291	51,493	50,578	48,497	47,000	44,964	44,060
	私 立	数	19	19	19	19	19	19	19	19	18
		人	12,476	11,407	11,105	10,885	10,641	10,465	10,343	10,509	10,892
	計		数	115	115	115	114	113	112	112	111
			人	68,843	64,661	63,396	62,378	61,219	58,962	57,343	55,473

※通信制高校及び通信制課程は除く

年 度		17	19	20	21	22	23	24	25	26	
特 別 支 援 校	公 立	数	22	22	22	22	22	22	22	22	122
		人	1,799	1,898	1,979	2,025	2,101	2,090	2,161	2,098	2,105
	国 立	数	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		人	49	52	54	55	53	55	53	50	52
計		数	23	23	23	23	23	23	23	23	123
		人	1,848	1,950	2,033	2,080	2,154	2,145	2,214	2,148	2,157

（出典：「学校統計要覧」）

2 中学高校卒業者の進路状況

(1) 中学校卒業者の進路状況の推移

卒業年月	A 卒業者総数		B 進学者		C 専修学校等		D 就業者		E B~D以外の者		進学率(%)		就職率(%)	
	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)	本県	全国	本県	全国
平成7年3月	30,647	100.00	29,102	94.96	593	1.93	596	1.94	356	1.16	95.00	96.70	2.20	1.50
平成12年3月	28,448	100.00	27,382	96.25	323	1.14	294	1.03	449	1.58	96.30	97.00	1.20	1.00
平成14年3月	26,868	100.00	25,947	96.57	279	1.04	185	0.69	457	1.70	96.60	97.00	0.70	0.90
平成15年3月	25,404	100.00	24,617	96.90	232	0.91	176	0.69	379	1.49	96.90	97.30	0.80	0.80
平成16年3月	25,067	100.00	24,441	97.50	176	0.70	140	0.56	307	1.22	97.50	97.50	0.60	0.70
平成17年3月	23,593	100.00	22,981	97.41	163	0.69	109	0.46	340	1.44	97.40	97.60	0.50	0.70
平成18年3月	22,851	100.00	22,337	97.75	164	0.72	97	0.42	252	1.10	97.80	97.70	0.50	0.70
平成19年3月	23,127	100.00	22,593	97.69	160	0.69	92	0.40	281	1.22	97.70	97.70	0.50	0.70
平成20年3月	22,333	100.00	21,873	97.94	124	0.56	91	0.41	245	1.10	97.90	97.80	0.50	0.70
平成21年3月	21,807	100.00	21,372	98.01	135	0.62	58	0.27	241	1.11	98.00	97.90	0.30	0.50
平成22年3月	21,930	100.00	21,529	98.17	145	0.66	46	0.21	209	0.95	98.20	98.00	0.30	0.40
平成23年3月	20,887	100.00	20,465	97.98	144	0.69	60	0.29	184	0.88	98.00	98.20	0.30	0.40
平成24年3月	20,220	100.00	19,835	98.10	170	0.84	55	0.27	160	0.79	98.10	98.30	0.30	0.40
平成25年3月	19,427	100.00	19,072	98.17	136	0.70	59	0.30	160	0.82	98.20	98.40	0.30	0.40
平成26年3月	19,782	100.00	9,388	47.46	161	0.81	73	0.37	157	0.79	98.00	98.40	0.40	0.40

(2) 高校卒業者の進路状況の推移

卒業年月	A 卒業者総数		B 進学者		C 専修学校等		D 就業者		E B~D以外の者		進学率(%)		就職率(%)	
	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)	本県	全国	本県	全国
平成7年3月	28,821	100.00	7,985	27.71	7,958	27.61	10,908	37.85	1,958	6.79	27.70	37.60	39.30	25.60
平成12年3月	25,234	100.00	8,348	33.08	6,492	25.73	7,771	30.80	2,623	10.39	33.10	45.10	31.40	18.60
平成14年3月	25,257	100.00	8,489	33.61	7,144	28.29	6,608	26.16	3,016	11.94	33.60	44.80	26.50	17.10
平成15年3月	25,024	100.00	8,579	34.28	7,440	29.73	6,284	25.11	2,721	10.87	34.30	44.60	25.40	16.60
平成16年3月	24,081	100.00	8,425	34.99	6,654	27.63	6,643	27.59	2,359	9.80	35.00	45.30	31.00	16.90
平成17年3月	23,772	100.00	8,944	37.62	6,372	26.80	6,797	28.59	1,659	7.00	37.60	47.30	28.90	17.40
平成18年3月	22,449	100.00	8,868	39.50	5,866	26.13	6,590	29.36	1,125	5.00	39.50	49.30	29.60	18.00
平成19年3月	22,209	100.00	9,141	41.16	5,365	24.16	6,661	29.99	1,040	4.68	41.20	51.20	30.20	18.50
平成20年3月	20,833	100.00	8,882	42.63	4,440	21.31	6,538	31.38	973	4.67	42.60	52.80	31.60	19.00
平成21年3月	20,214	100.00	8,778	43.43	4,444	21.98	5,961	29.49	1,031	5.10	43.40	53.90	29.70	18.20
平成22年3月	20,524	100.00	9,043	44.06	5,032	24.52	5,272	25.69	1,176	5.73	44.10	54.30	26.00	15.80
平成23年3月	19,726	100.00	8,351	42.33	4,742	24.04	5,405	27.40	1,206	6.11	42.30	53.90	27.60	16.30
平成24年3月	19,100	100.00	8,235	43.11	4,704	24.62	5,391	28.22	770	4.03	43.10	53.50	28.40	16.80
平成25年3月	19,067	100.00	8,262	43.33	4,718	24.74	5,409	28.37	678	3.56	43.30	53.20	28.50	17.00
平成26年3月	18,103	100.00	8,105	44.77	4,410	24.36	5,094	28.14	584	3.23	44.30	53.80	28.30	17.50

注) Eについては、B~D以外の者すべてを計上している。

(出典:「学校基本調査」)

3 高校の退学者数

(1) 平成26年度 福島県「私立」高等学校「中途退学者」

区 分 (5/1現在)		退 学 者 数										
		理 由									合 計	
学 年	在籍者数	学業不振	学校生活・ 学業不適応者	進路変更	病 気・ けが・ 死	経 済 的 理 由	家 庭 の 事 情	問 題 行 動 等	そ の 理 由	他 由	合 計	在籍者数に 占める中退 者の割合
1 年	3,875	0	22	16	2	0	5	10	1	56	1.45	
2 年	3,550	0	12	8	2	0	1	3	3	29	0.82	
3 年	3,260	1	5	3	0	1	0	2	0	12	0.37	
合 計	10,685	1	39	27	4	1	6	15	4	97	0.91	

(出典：「福島県私立中学高等学校協会資料」)

(2) 平成26年度 福島県「県立」高等学校「中途退学者」

【全日制】

区 分 (5/1現在)		退 学 者 数										
		理 由									合 計	
学 年	在籍者数	学業不振	学校生活・ 学業不適応者	進路変更	病 気・ けが・ 死	経 済 的 理 由	家 庭 の 事 情	問 題 行 動 等	そ の 理 由	他 由	合 計	在籍者数に 占める中退 者の割合
1 年	14,467	4	53	74	3	0	2	2	0	138	0.95	
2 年	14,034	1	30	38	1	1	6	6	3	86	0.61	
3 年	14,473	2	12	14	2	1	3	3	2	39	0.27	
合 計	42,974	7	95	126	6	2	11	11	5	263	0.61	

【定時制】

区 分 (5/1現在)		退 学 者 数										
		理 由									合 計	
学 年	在籍者数	学業不振	学校生活・ 学業不適応者	進路変更	病 気・ けが・ 死	経 済 的 理 由	家 庭 の 事 情	問 題 行 動 等	そ の 理 由	他 由	合 計	在籍者数に 占める中退 者の割合
1 年	327	0	10	12	0	0	0	4	0	26	7.95	
2 年	299	0	9	8	1	0	1	1	1	21	7.02	
3 年	267	0	9	8	1	0	1	1	1	21	7.87	
4 年	159	0	1	10	0	0	3	0	1	15	9.43	
合 計	1,052	0	29	38	2	0	5	6	3	83	7.89	

(出典：「平成26年度福島県立高等学校中途退学者の状況について」)

4 不登校児童生徒数の推移（国・公・私立校）（福島県）

年 度			12	17	19	20	21	22	23	24	25
小 学 校	公 立	人	372	256	251	238	249	231	209	202	222
	私 立	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	国 立	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		人	372	256	251	238	249	231	209	202	222

年 度			12	17	19	20	21	22	23	24	25
中 学 校	公 立	人	1,700	1,499	1,594	1,495	1,434	1,330	1,272	1,352	1,386
	私 立	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	国 立	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		人	1,700	1,499	1,594	1,495	1,434	1,330	1,272	1,352	1,386

○不登校の定義： 「何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的な要因・背景により登校しない、あるいは、したくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）」（文部科学省）

5 いじめ発生件数の推移（福島県）

年 度	15	16	17	19	20	21	22	23	24	25
全 国	23,351	21,671	20,143	101,097	84,648	72,778	77,630	70,231	198,109	185,860
小 学 校 件 数	2	3	7	177	99	43	58	46	282	101
中 学 校 件 数	18	13	2	188	125	82	97	85	297	116
高 校 件 数	2	15	28	90	74	49	55	32	136	34
特別支援 件 数	0	0	0	0	1	0	9	4	6	2
計（本県）	22	31	37	455	299	174	219	167	721	253
千人当り 全 国	1.7	1.6	1.5	7.1	6.0	5.1	5.5	5.0	14.3	13.4
発生件数 本 県	0.1	0.1	0.1	1.8	1.2	0.7	1.0	0.8	3.4	1.2

○いじめの定義： 児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとする。（文部科学省）

6 校内外暴力行為発生状況の推移（福島県）

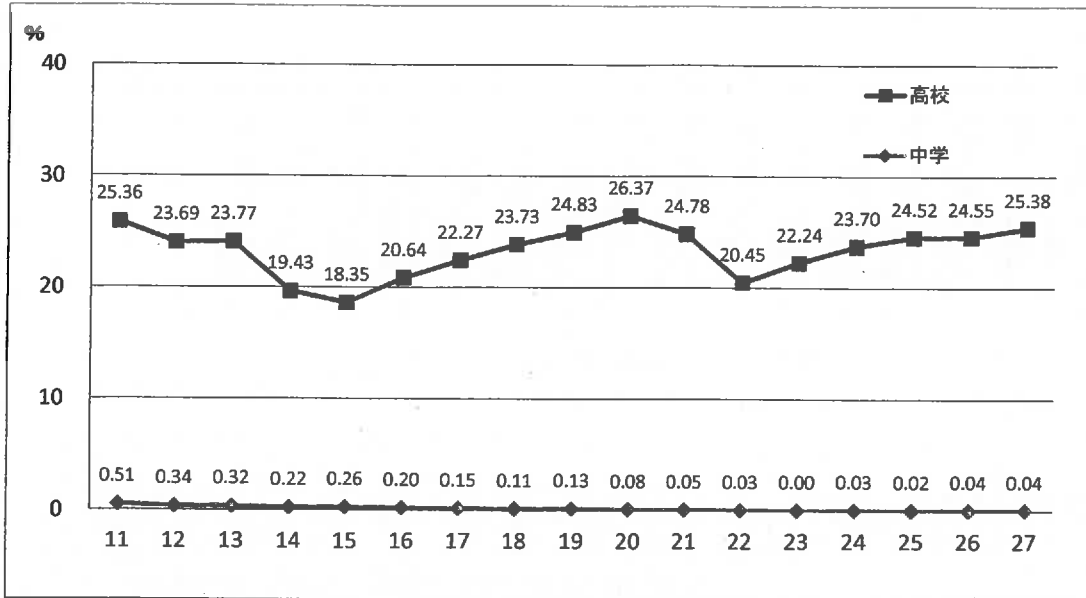
年 度	15	16	17	19	20	21	22	23	24	25
全 国	35,392	34,022	34,018	52,756	59,618	60,915	60,305	55,857	55,836	59,345
小 学 校 件 数	0	0	0	0	5	6	2	7	10	46
中 学 校 件 数	19	23	18	17	9	33	86	50	47	31
高 校 件 数	52	51	49	48	88	84	104	135	144	90
計（本県）	71	74	67	65	102	123	192	192	201	167
千人当り 全 国	2.7	2.6	2.6	3.7	4.2	4.3	4.3	4.0	4.1	4.3
発生件数 本 県	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.6	1.0	0.9	1.0	0.9

○暴力行為の定義： 「自校の児童生徒が起こした暴力行為」を指すものとし、「対教師暴力」、「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士の暴力行為に限る）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力を除く）、学校の施設・設備等の「器物破損」の四形態に分類される。（文部科学省）

（以上出典：「各年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

第4章 青少年の労働

1 新規学校卒業予定者に占める就職者の割合



卒業年	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
中学校	卒業予定者	29,105	28,509	27,551	26,949	25,467	25,180	23,711	22,875	23,790	22,364	21,947	21,694	20,951	20,208	19,429	19,929	19,076
	就職希望者数	147	98	90	65	69	54	54	48	40	27	33	29	3	15	8	11	16
	就職者	147	98	89	60	66	50	35	25	32	19	10	6	1	6	3	7	8
	希望者就職率	100.00	100.00	98.89	92.31	95.65	92.59	64.81	52.08	80.00	70.37	30.30	20.69	33.33	40.00	37.50	63.64	50.00
高校	卒業予定者	26,321	25,944	26,078	26,194	25,809	25,029	24,777	23,130	23,133	21,756	21,305	21,627	20,970	20,056	20,258	19,124	18,821
	就職希望者数	6,686	6,145	6,199	5,144	4,840	5,244	5,537	5,504	5,761	5,750	5,498	4,727	4,990	4,876	5,042	4,752	4,807
	就職者	6,675	6,145	6,199	5,090	4,737	5,167	5,518	5,489	5,745	5,738	5,279	4,422	4,663	4,753	4,967	4,694	4,776
	希望者就職率	99.84	100.00	100.00	98.95	97.87	98.53	99.66	99.73	99.72	99.79	96.02	93.55	93.45	97.48	98.51	98.78	99.36

※ 各年3月末日現在の値（中学校：確定値／高校：参考値）（資料提供：福島労働局職業安定部）

2 新規学校卒業者の求人数推移（注）

卒業年	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
中学校	681	437	365	372	354	366	371	315	354	467	447	106	106	6	5	7	14
高校	12,708	10,122	9,593	7,970	6,911	7,800	8,964	9,366	10,618	10,699	9,948	5,630	5,550	4,519	6,414	7,687	8,655

※ 各年3月末日現在参考値（資料提供：福島労働局職業安定部）

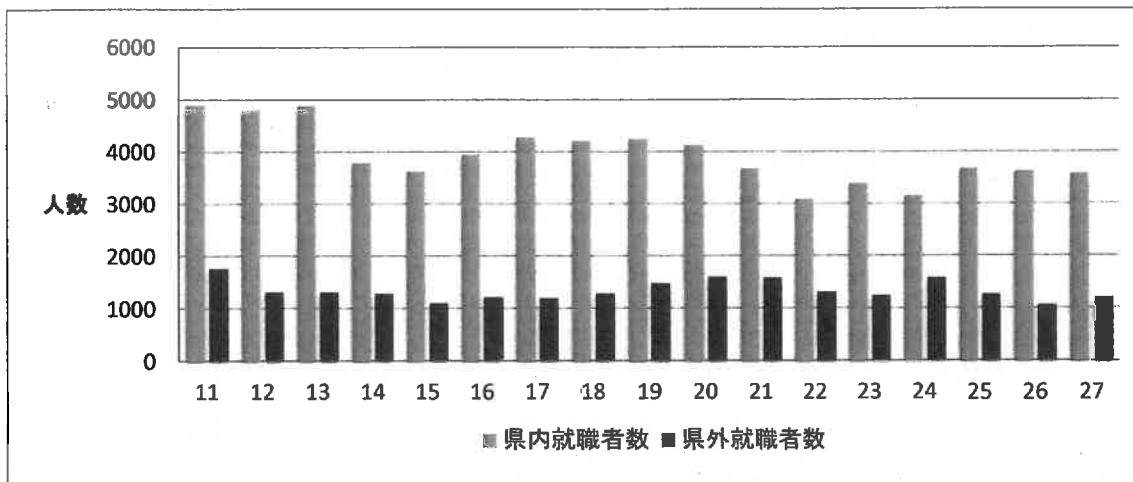
3 求人倍率の推移（注）

卒業年	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
中学校	4.63	4.46	4.06	5.72	5.13	5.69	6.87	6.56	8.85	17.30	13.55	3.66	35.33	0.42	0.63	0.70	1.00
高校	1.90	1.65	1.55	1.55	1.43	1.44	1.62	1.68	1.84	1.85	1.81	1.19	1.11	1.38	1.71	2.09	2.46

※ 各年3月末日現在参考値（資料提供：福島労働局職業安定部）

注）新規学校（高校）卒業者の求人数及び求人倍率については、平成24年度から県内求人のみを計上。

4 新規高校卒業者の県内外就職状況の推移

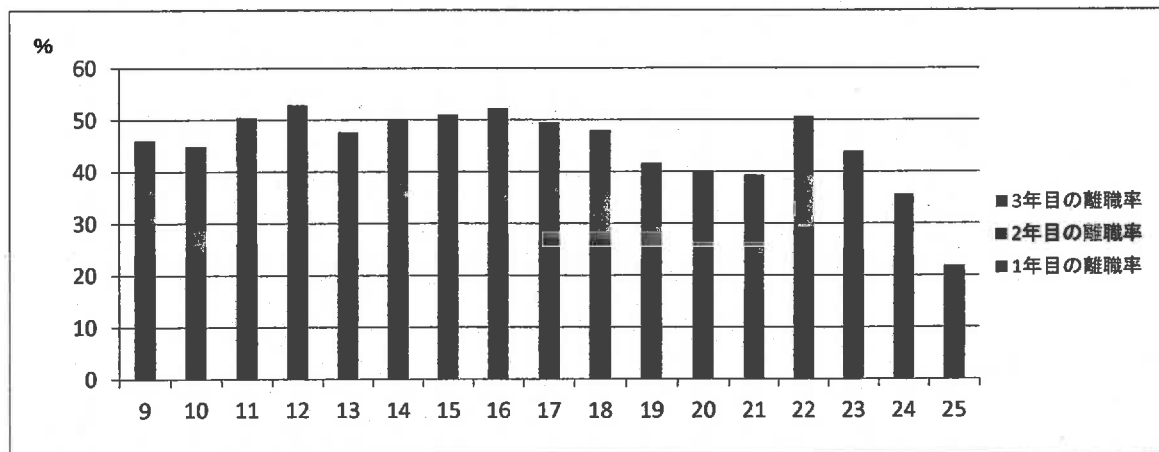


卒業年	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
県内就職者数	4,897	4,820	4,882	3,804	3,629	3,950	4,286	4,207	4,247	4,134	3,682	3,090	3,397	3,163	3,688	3,624	3,572
県外就職者数	1,778	1,325	1,317	1,286	1,108	1,217	1,208	1,282	1,498	1,604	1,597	1,332	1,266	1,590	1,279	1,070	1,204

※ 各年3月末日現在参考値（資料提供：福島労働局職業安定部）

5 在職期間別離職率の推移

高校卒業（各年3月卒）



卒業年	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
1年目の離職率	24.30	23.20	26.20	28.60	25.90	28.00	27.10	28.30	27.10	26.80	22.90	20.70	17.20	29.80	25.20	23.70	21.90
2年目の離職率	12.70	11.90	15.10	15.10	12.90	12.40	14.70	14.00	13.60	12.40	11.40	9.40	12.50	12.30	11.00	11.90	—
3年目の離職率	9.10	9.80	9.20	9.20	8.90	9.80	9.30	10.00	8.90	8.80	7.40	10.20	9.70	8.60	7.80	—	—
合計	46.10	44.90	50.50	52.90	47.70	50.20	51.10	52.30	49.60	48.00	41.70	40.30	39.40	50.70	44.00	35.60	21.90

※ 各年3月末日現在確定値（資料提供：福島労働局職業安定部）

第5章 青少年の国際交流活動

1 県民の海外派遣（内閣府青少年国際交流事業における本県からの派遣者数）

年度	35	36	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
人員	1	2	1	1	1	2	6	6	5	13	7	8	6	7	6	7
累計	1	3	4	5	6	8	14	20	25	38	45	53	59	66	72	79

年度	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5
人員	7	7	9	7	11	8	7	5	3	6	1	1	3	1	1	2
累計	86	93	102	109	120	128	135	140	143	149	150	151	154	155	156	158

年度	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
人員	1	1	2	1	5	4	3	4	1	5	4	4	4	2	2	0
累計	159	160	162	163	168	172	175	179	180	185	189	193	197	199	201	201

年度	22	23	24	25	26
人員	1	2	1	0	3
累計	202	204	205	205	208

2 外国青年の受け入れ

年度	10		11		12		13	
事業名	21世紀友情計画	アジア太平洋青年招へい事業	青年招へい事業	東南アジア青年の船	青年招へい事業	アジア太平洋青年招へい事業	青年招へい事業	21世紀ネットワークス青年リーダー招へい事業
受入国	ヴェトナム	中国・ミャンマー・インドネシア	インドネシア	シンガポール・ミャンマー・マレーシア・インドネシア・タイ・ラオス・ヴェトナム・フィリピン・カンボディア	インドネシア	インドネシア・モンゴル・バブアニューギニア・タイ	インドネシア	ベルギー・パラオ・ロシア
実施主体地（民泊地）	相 双	県 北	会 津	県 中	県 中	会 津	県 北	いわき
受入団体	船と翼の会ふくしま	福島県青年海外派遣友の会	福島県青年海外派遣友の会	船と翼の会ふくしま	福島県青年海外派遣友の会	福島県青年海外派遣友の会	福島県青年海外派遣友の会	船と翼の会ふくしま
受入人員	25	24	23	29	24	19	23	14

年度	14			15			16	
事業名	青年招へい事業	21世紀ネットワークス青年リーダー招へい事業	英国青少年指導者招へい	青年招へい事業	21世紀ネットワークス青年リーダー招へい事業	青年招へい事業	21世紀ネットワークス青年リーダー招へい事業	
受入国	インドネシア	ブルネイ・カンボディア・シンガポール・ラオス・マレーシア・ミャンマー・フィリピン・インドネシア・タイ・ヴェトナム・オーストラリア・パプアニューギニア・エジプト・フィンランド・インドネシア・メキシコ・ニュージーランド・アラブ首長国連邦・アメリカ	イギリス	インドネシア	ブルネイ・カンボディア・インドネシア・ラオス・マレーシア・ミャンマー・シンガポール・フィリピン・タイ・ヴェトナム・オーストラリア・カナダ・オーストラリア・エジプト・英国・フィジー・ギリシャ・インドネシア・メキシコ・カンボディア	インドネシア	ブルネイ・カンボディア・インドネシア・ラオス・マレーシア・ミャンマー・フィリピン・シンガポール・タイ・ヴェトナム・パプアニューギニア・ケニア・ニュージーランド・ノルウェー・ベルギー・スペイン・アラブ首長国連邦・ベルギー	
実施主体地（民泊地）	いわき	県北・会津・相双	県北・いわき	いわき	郡山、会津若松	いわき	猪苗代町、会津若松市	
受入団体	福島県青年海外派遣友の会	船と翼の会ふくしま	福島県青年海外派遣友の会	福島県青年海外派遣友の会	船と翼の会ふくしま	福島県青年海外派遣友の会	船と翼の会ふくしま	
受入人員	23	20	10	23	20	23	19	

年度	17		18	19	20	21
事業名	青年招へい事業	21世紀ネットワークス青年リーダー招へい事業	21世紀ネットワークス青年リーダー招へい事業	東南アジア青年の船	東南アジア青年の船	東南アジア青年の船
受入国	タイ	ブルネイ、カンボディア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ヴェトナム、パペーレン、ニューゼーランド、コスタリカ、エジプト、ギリシャ、インド、メキシコ、ソロモン、タンザニア、アメリカ	ブルネイ、カンボディア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ヴェトナム、パペーレン、カナダ、コスタリカ、フィジー、モリシャス、ニューゼーランド、スリランカ、スウェーデン、アラブ首長国連邦、ベネズエラ	ブルネイ、カンボディア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ヴェトナム、日本	ブルネイ、カンボディア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ヴェトナム、日本	ブルネイ、カンボディア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ヴェトナム
実施主体地(民泊地)	いわき	福島市	福島市、白河市西郷村	福島市	郡山市	郡山市
受入団体	福島県青年海外派遣友の会	船と翼の会 ふくしま	船と翼の会 ふくしま	船と翼の会 ふくしま	船と翼の会 ふくしま	船と翼の会 ふくしま
受入人員	20	20	20	30	30	25

年度	22	23	24	25	26
事業名	東南アジア青年の船			東南アジア青年の船	青年社会活動コアリーダー育成プログラム
受入国	ブルネイ、カンボディア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ヴェトナム、日本	(東日本大震災等のため、受入中止)	(東日本大震災等のため、受入中止)	ブルネイ、カンボディア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ヴェトナム、日本	英国 ドイツ デンマーク
実施主体地(民泊地)	郡山市			郡山市	福島市
受入団体	船と翼の会 ふくしま			船と翼の会 ふくしま	船と翼の会 ふくしま
受入人員	29			29	13

(資料提供：こども・青少年政策課)

第6章 少年非行の概況

1 非行少年の推移

↓基準年

年 別		15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
総 数	人 員	3,589	3,065	2,620	2,086	1,792	1,645	1,500	1,796	1,251	986	814	710
	指 数	100.00	85.40	73.00	58.12	49.93	45.83	41.79	50.04	34.86	27.47	22.68	19.78
刑 法 犯 少 年	人 員	3,442	2,921	2,520	1,978	1,724	1,543	1,400	1,696	1,169	890	723	654
	指 数	100.00	84.86	73.21	57.47	50.09	44.83	40.67	49.27	33.96	25.86	21.01	19.00
特 別 法 犯 少 年	人 員	93	112	72	82	51	76	73	74	63	67	73	39
	指 数	100.00	120.43	77.42	88.17	54.84	81.72	78.49	79.57	67.74	72.04	78.49	41.94
ぐ 犯 少 年	人 員	54	32	28	26	17	26	27	26	19	29	18	17
	指 数	100.00	59.26	51.85	48.15	31.48	48.15	50.00	48.15	35.19	53.70	33.33	31.48

注1) 刑法犯少年：刑法に定められた犯罪少年（14歳以上）及び触法少年（13歳以下）

注2) 特別法犯少年：刑法以外の法律に定める罪を犯した犯罪少年及び触法少年（道路交通関係法令違反を除く）

注3) ぐ犯少年：保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど一定の理由があつて、その性格又は環境に照らして、将来犯罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

2 非行少年（交通非行少年を除く）補導数

			平成25年(人)	平成26年(人)	増 減 (人)	増 減 率 (%)
非 行 少 年 等	非 行 少 年	刑 法 犯 少 年	569	520	△ 49	△ 8.61
		触 法 少 年	154	134	△ 20	△ 12.99
		小 計	723	654	△ 69	△ 9.54
	特 別 法 犯 少 年	刑 法 犯 少 年	59	36	△ 23	△ 38.98
		触 法 少 年	14	3	△ 11	△ 78.57
		小 計	73	39	△ 34	△ 46.58
	ぐ 犯 少 年	18	17	△ 1	△ 5.56	
	計	814	710	△ 104	△ 12.78	
	不 良 行 為 少 年	5,096	3,905	△ 1,191	△ 23.37	
	総 計	5,910	4,615	△ 1,295	△ 21.91	

注) 不良行為少年：非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜徘徊、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年

(以上資料提供：警察本部少年課)

3 交通非行少年の補導数

	平成25年(人)	平成26年(人)	増減(人)	増減率(%)
総数	2,510	2,239	△ 271	△ 10.80
交通に関する業務上過失傷害	329	315	△ 14	△ 4.26
道交法違反	2,181	1,924	△ 257	△ 11.78

(資料提供：警察本部交通指導課)

4 刑法犯少年の罪種別状況

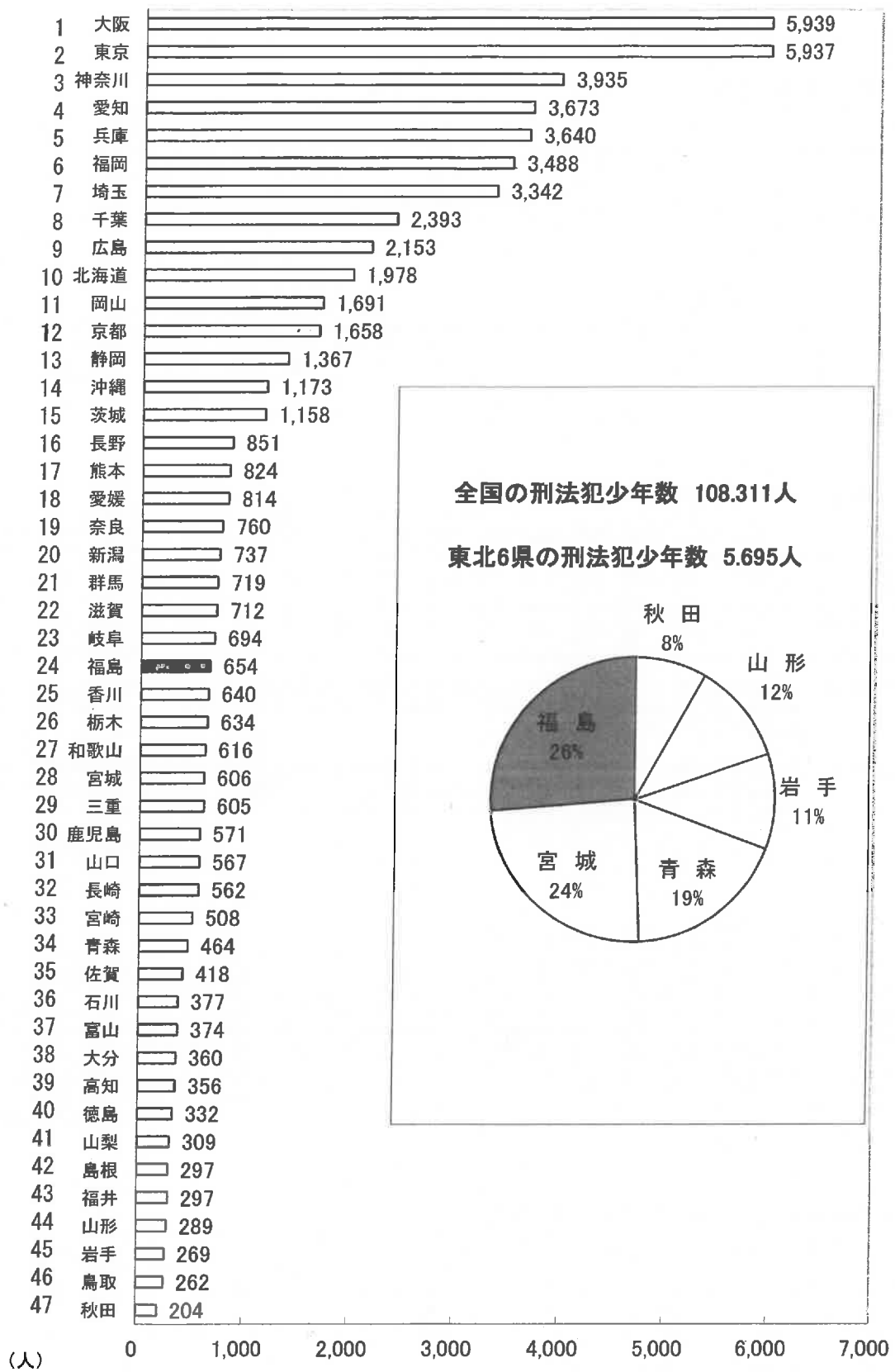
	平19年 (人)	平20年 (人)	平21年 (人)	平22年 (人)	平23年 (人)	平24年		平25年		平26年	
						(人)	構成比(%)	(人)	構成比(%)	(人)	構成比(%)
総数	1,724	1,543	1,400	1,696	1,169	890	100.00	723	100.00	654	100.00
凶悪犯	殺人	1	1	1	1	0	0.00	1	0.14	0	0.00
	強盗	0	3	7	4	0	0.00	0	0.00	2	0.31
	放火	11	2	8	0	4	0.34	2	0.28	0	0.00
	強姦	3	2	0	1	0	0.00	1	0.14	0	0.00
粗犯	小計	15	8	16	6	4	1.35	4	0.55	2	0.31
暴犯	凶器準備集合	0	7	0	0	0	0.00	0	0.00	0	0.00
	暴行	24	40	16	24	28	2.9	28	3.87	15	2.29
	傷害	50	75	92	87	69	7.19	76	10.51	65	9.94
	脅迫	5	2	1	4	1	0.00	2	0.28	0	0.00
犯	恐喝	32	39	28	40	10	3.48	9	1.24	9	1.38
小計	111	163	137	155	108	12.4	13.93	115	15.91	89	13.61
窃盗犯	1,086	991	939	1,138	795	485	54.49	411	56.85	410	62.69
知能犯	詐欺	4	8	1	8	11	0.45	3	0.41	4	0.61
	横領	0	0	0	0	1	0.00	0	0.00	0	0.00
	偽造	0	1	0	1	0	0.00	0	0.00	2	0.31
	その他	0	0	0	0	0	0.00	0	0.00	0	0.00
小計	4	9	1	9	12	0.67	3	0.41	6	0.92	
風俗犯	と博	0	0	0	0	0	0.00	0	0.00	0	0.00
わいせつ	6	9	10	5	13	1.6	1.80	11	1.52	10	1.53
小計	6	9	10	5	13	1.6	1.80	11	1.52	10	1.53
その他	502	363	297	383	237	24.7	27.75	179	24.76	137	20.95

5 刑法犯少年の学職別状況

	平19年 (人)	平20年 (人)	平21年 (人)	平22年 (人)	平23年 (人)	平24年		平25年		平26年		
						(人)	構成比(%)	(人)	構成比(%)	(人)	構成比(%)	
総数	1,724	1,543	1,400	1,696	1,169	890	100.00	723	100.00	654	100.00	
未就学	0	0	3	3	0	0	0.00	1	0.14	1	0.15	
学生	小学生	145	135	101	101	95	6.9	7.75	68	9.41	57	8.72
	中学生	532	462	402	582	351	25.4	28.54	217	30.01	231	35.32
	高校生	702	645	588	683	469	34.0	38.20	259	35.82	197	30.12
	大学生	30	29	23	29	15	2.0	2.25	13	1.80	10	1.53
	他の学生	22	21	14	16	11	0.8	0.90	15	2.07	7	1.07
生徒小計	1,431	1,292	1,128	1,411	941	691	77.64	572	79.11	502	76.76	
有職少年	123	114	97	101	90	9.5	10.67	73	10.10	92	14.07	
無職少年	170	137	172	181	138	10.4	11.69	77	10.65	59	9.02	

(以上資料提供：警察本部少年課)

6 刑法犯少年の都道府県別状況



(資料提供：警察本部少年課)

第7章 青少年を取り巻く環境

1 青少年健全育成条例の運用状況

(1) 優良映画等の推奨

年 度 別	53~10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	計
映 画 (本)	63	3	4	1	1	1	1	3	3	1	1	1	2	0	1	1	1	88
図 書 (冊)	35	0	1	0	6	12	12	11	14	11	6	6	7	3	7	6	4	141

(2) 条例に基づく表彰の状況

年 度 別	53~10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	計
個 人 (人)	74	6	5	5	5	6	4	4	5	0	7	5	4	2	6	5	6	149
団 体 (団 体)	40	1	1	1	5	4	1	3	1	3	1	2	3	1	2	3	2	74

(3) 青少年に有害な図書類の個別指定状況

年 度 別	53~10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	計
指 定 図 書 数 (冊)	6,317	16	19	20	11	13	34	9	6	24	25	27	20	3	13	11	12	6,580
指 定 ビ デ オ 数 (本)	490	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	490

※個別指定制度：一定の図書類について、福島県青少年健全育成審議会の図書類ごとの個別審査に基づく答申を受け、知事が、福島県青少年健全育成条例第18条第1項の規定により、「青少年（18歳未満の者）に有害なもの」として指定する制度。

※包括指定制度：特に有害性の強い一定の図書類について、福島県青少年健全育成条例第18条第2項の規定により、福島県青少年健全育成審議会の個別審査等を経ることなく、自動的に「青少年（18歳未満の者）に有害なもの」とみなす制度。本県では平成7年より導入されている。

(以上資料提供：こども・青少年政策課)

(4) 条例の規定に違反し、警察が検挙した状況

年 度 別	53~10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	計
検 挙 件 数 (件)	2,428	141	55	61	55	69	43	51	65	63	113	90	92	72	68	60	48	3,574
検 挙 人 員 (人)	1,392	108	34	53	55	61	37	52	59	51	111	92	99	73	78	66	39	2,460
被 害 者 人 員	1,898	120	47	39	41	52	37	45	52	57	135	102	116	82	86	79	48	3,036

(資料提供：警察本部少年課)

(5) 図書類自動販売機設置台数の推移（基準日：各年10月1日）

年 度 別	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
設 置 台 数	329	403	448	488	510	458	382	360	307	250	217	199	141	141	126	138	138	139	136
上記のうちビデオテープ収納台数	260	346	390	423	453	400	318	319	266	188	161	84	45	22	26	24	16	3	0

(資料提供：こども・青少年政策課)

2 市町村別図書類自動販売機等設置台数

地方振興局	市町村名	22年10月		23年10月		24年10月		25年10月		26年10月		比較増減 (A-B)
			うち未使用等		うち未使用等	(B)	うち未使用等	(A)	うち未使用等	(A)	うち未使用等	
県北	福島市	11	0	11	0	8	2	8	2	8	2	0
	伊達市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	二本松市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(旧飯野町)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大玉村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	11	0	11	0	8	2	8	2	8	2	0
県中	郡山市	36	1	46	1	52	4	53	4	45	2	△8
	鏡石町	10	0	12	0	12	0	12	0	10	0	△2
	三春町	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	0
	小野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	48	1	60	1	66	4	67	4	57	2	△10
県南	白河市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	泉崎村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中島村	4	0	4	0	4	0	4	0	4	4	0
	棚倉町	6	0	8	0	8	0	8	0	8	2	0
	小計	10	0	12	0	12	0	12	0	12	6	0
会津	会津若松市	29	1	29	1	29	2	29	6	29	29	0
	喜多方市	5	0	5	0	5	0	5	0	5	0	0
	会津坂下町	5	1	5	0	5	0	5	0	5	1	0
	小計	39	2	39	1	39	2	39	6	39	30	0
相双	相馬市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	南相馬市	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0
	小計	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0
いわき	いわき	16	1	14	7	13	8	13	9	20	9	7
	小計	16	1	14	7	13	8	13	9	20	9	7
合計		126	4	138	11	138	16	139	21	136	49	△3

[11市町村] [11市町村] [10市町村] [10市町村]

注1) 「設置数」には、図書類自動貸出機(会津若松市1店舗26台)を含むが、音楽CD専用販売機は含まない。

注2) 「未使用」とは、自動販売機(貸出機)の設置は認められるが、収納物が明確には確認できないもの、又は24時間以上、通電がないものを指す。

3 書店、コンビニエンスストア等における成人向け図書の実態調査集計表

(平成26年10月1日現在)

市町村別	調査した店舗数	区分				一般図書のみ取扱店	成人向け図書取扱店	「成人向け図書取扱店」について													
		書店・古書店	コンビニ	スーパー	その他			区分陳列						青少年への購入禁止等の表示			年齢の確認方法(複数回答)				
								有						無	有	無	会員証	身分証明書	外見判断等	確認しない	
								具体的な区分陳列方法(複数回答)													
①	②	③	④	⑤	⑥																
福島市	51	9	41	0	1	2	49	3	39	0	0	0	28	0	44	5	2	28	47	0	
二本松市	29	7	14	6	2	13	16	8	9	0	2	1	8	1	16	0	0	12	11	0	
伊達市	29	3	15	8	3	12	17	2	14	1	1	0	0	0	16	1	0	4	14	0	
本宮市	17	2	15	0	0	1	16	1	0	1	0	0	16	0	16	0	1	1	16	0	
郡山市	88	20	62	5	1	16	72	16	41	5	26	3	37	2	45	27	2	29	54	5	
須賀川市	31	2	28	1	0	0	31	0	26	0	2	0	0	3	29	2	0	0	31	0	
田村市	23	7	15	1	0	6	17	0	14	1	1	2	1	0	17	0	0	0	17	0	
白河市	5	1	2	2	0	1	4	0	3	0	0	0	1	0	3	1	0	0	4	0	
会津若松市	94	15	56	20	3	28	66	2	28	0	14	1	31	3	55	11	2	17	64	1	
喜多方市	12	2	5	2	3	5	7	0	0	0	0	0	7	0	7	0	1	1	7	0	
相馬市	6	1	5	0	0	0	6	0	1	0	0	0	5	0	6	0	0	4	4	0	
南相馬市	32	4	27	0	1	6	26	1	22	1	2	2	3	0	21	5	2	9	23	0	
いわき市	60	9	47	4	0	8	52	1	39	2	8	0	45	0	50	2	1	24	36	0	
市計	477	82	332	49	14	98	379	34	236	11	56	9	182	9	325	54	11	129	328	6	
桑折町	4	0	4	0	0	1	3	0	3	0	0	0	3	0	3	0	0	0	3	0	
国見町	5	1	3	0	1	1	4	0	3	1	1	0	0	0	4	0	0	4	0	0	
川俣町	8	3	5	0	0	1	7	1	4	0	1	0	3	0	7	0	1	7	7	0	
大玉村	6	2	4	0	0	1	5	1	0	0	0	0	5	0	5	0	0	3	5	0	
鏡石町	3	0	3	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	3	0	0	3	0	0	
天栄村	4	0	4	0	0	0	4	0	2	2	0	0	0	0	4	0	0	0	4	0	
石川町	12	3	6	3	0	5	7	0	6	0	0	0	1	0	7	0	0	0	7	0	
玉川村	5	0	4	1	0	1	4	0	2	1	0	0	1	0	4	0	0	0	4	0	
平田村	5	0	2	2	1	3	2	0	1	1	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	
浅川町	5	1	3	1	0	2	3	0	0	0	3	0	2	0	3	0	0	0	3	0	
古殿町	3	1	2	0	0	0	3	0	2	0	1	0	0	0	3	0	0	0	3	0	
三春町	9	3	5	1	0	3	6	0	0	0	0	0	0	0	5	1	0	0	6	0	
小野町	9	1	6	2	0	2	7	0	3	0	0	0	5	0	6	1	0	0	7	0	
西郷村	3	3	0	0	0	1	2	1	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	
泉崎村	2	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	
中島村	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
矢吹町	5	2	2	0	1	2	3	0	1	0	0	0	2	0	2	1	0	0	3	0	
棚倉町	2	1	1	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	
矢祭町	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
塙町	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	
北塩原村	2	0	2	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	2	2	0	
西会津町	5	3	1	1	0	2	3	0	1	0	2	0	0	0	3	0	0	0	3	0	
磐梯町	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
猪苗代町	3	1	2	0	0	0	3	0	3	1	1	0	0	0	3	0	0	1	3	0	

(平成26年10月1日現在)

市町村別	調査した店舗数	区分				一般図書のみ取扱店	成人向け図書取扱店	「成人向け図書取扱店」について												
		書店・古書店	コンビニ	スーパー	その他			区分陳列						青少年への購入禁止等の表示		年齢の確認方法(複数回答)				
								有						無	有	無	会員証	身分証明書	外見判断等	確認しない
								具体的な区分陳列方法(複数回答)												
①	②	③	④	⑤	⑥															
会津坂下町	15	3	9	3	0	3	12	1	1	0	0	0	11	0	12	0	2	0	12	0
湯川村	2	0	2	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0
柳津町	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0
会津美里町	9	2	4	3	0	5	4	0	1	0	0	0	3	0	3	1	0	3	1	0
三島町	2	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金山町	2	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南会津町	11	3	6	2	0	0	11	1	1	2	5	1	1	1	9	2	2	1	9	0
下郷町	3	0	3	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0
只見町	6	2	4	0	0	1	5	0	0	0	5	0	0	0	5	0	0	0	5	0
広野町	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	1	0
新地町	4	0	4	0	0	0	4	0	4	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4	0
町村計	160	36	97	22	5	42	118	5	53	8	21	1	38	1	107	11	5	21	108	0
県合計	637	118	429	71	19	140	497	39	289	19	77	10	220	10	432	65	16	150	436	6

注) 原発事故により警戒区域等となっている市町村及び今回の調査で不実施とした市町村については除く。

- ① 間仕切り等で仕切り、内部を見通せない措置が講じられた場所に陳列
 - ② 20センチ以上張り出す仕切り板(透視できないもの)を設け陳列
 - ③ 陳列棚を他の棚と60センチ以上離して陳列
 - ④ レジ等から5メートル以内の場所に陳列
 - ⑤ 150センチ以上の高さに背立てで陳列
 - ⑥ ①~⑤ができないときは、ビニール包装、ひも掛けその他の方法による陳列
- なお、「一般図書類のみ取扱店」には、図書の取扱いのない店舗を含む。

第8章 青少年育成団体等

1 青少年団体連絡協議会加盟団体等一覧

(平成26年10月2日現在)

団体名称	郵便番号	団体所在地	電話番号
ボーイスカウト福島連盟	960-8153	福島市黒岩字田部屋53-5 (県青少年会館内)	024-546-4155
ガールスカウト日本連盟 福島県支部	960-8153	福島市黒岩字田部屋53-5 (県青少年会館内)	024-544-6637
小名浜海洋少年団	971-8166	いわき市小名浜愛宕上7-2 (小名浜公民館内)	0246-54-1890
福島県スポーツ少年団	960-8670	福島市杉妻町5-75 (県庁東分庁舎3号館)	024-524-3833
船と翼の会 ふくしま		(個人宅のため掲載を差し控えさせていただきます)	
福島県青年海外派遣友の会		(個人宅のため掲載を差し控えさせていただきます)	
福島県モラロジー協議会 青年クラブ		(個人宅のため掲載を差し控えさせていただきます)	
福島県BBS連盟	960-8017	福島市狐塚17 (福島保護観察所内)	024-534-2246
日本青年会議所 東北地区福島ブロック協議会	960-8041	福島市大町1-13 (長谷川第2ビル3F)	024-528-1145
福島県漁業協同組合 青壮年部連絡協議会	970-8044	いわき市中央台飯野4-3-1 (福島県水産会館内)	0246-28-9335
社団法人福島県国際農友会	960-2156	福島市中町8-2 (福島県農業会議内)	024-524-1201
福島県青少年教化協議会		(個人宅のため掲載を差し控えさせていただきます)	
福島県レクリエーション協会	960-8153	福島市黒岩字田部屋53-5 (県青少年会館内)	024-544-1886

2 青少年団体の組織状況

(1) 少年団体組織状況[県集計表]

(平成26年10月1日現在)

区分	子ども会	ボーイスカウト	ガールスカウト	スポーツ少年団	青少年赤十字	緑の少年団	少年消防クラブ	その他	計		
平成13年度	2,086	36	27	1,231	805	101	154	81	4,521		
平成14年度	2,147	51	25	1,258	576	99	155	81	4,392		
平成15年度	3,204	54	24	1,312	807	112	136	67	5,716		
平成16年度	2,284	46	24	1,335	806	109	160	113	4,877		
平成17年度	2,255	46	22	1,349	816	107	152	87	4,834		
平成18年度	2,944	44	25	1,337	535	105	161	93	5,244		
平成19年度	1,989	38	19	1,362	434	97	156	89	4,184		
平成20年度	2,797	38	20	1,452	414	100	134	64	5,019		
平成21年度	2,666	33	17	1,409	380	102	178	59	4,844		
平成22年度	2,574	29	15	1,179	365	88	149	141	4,540		
平成23年度	1,319	29	15	1,332	754	112	145	71	3,777		
平成24年度	1,303	29	16	1,332	798	98	175	136	3,887		
平成25年度	2,031	28	12	1,228	745	94	163	37	4,338		
平成26年度	1,998	28	15	1,223	359	89	170	61	3,943		
団員構成数	団員数	68,203	824	310	25,351	83,508	5,884	11,813	1,494	197,387	
	構成	小学1～3年生	25,229	90	45	5,380	24,640	707	1,238	168	57,497
		小学4～6年生	27,506	140	58	13,657	28,273	4,653	4,524	395	79,206
		中学生	4,713	127	23	5,457	30,223	524	1,712	52	42,831
		高校生	71	53	10	249	299	0	0	37	719
		15～18歳勤労青年	257	24	0	16	0	0	0	0	297
		その他	10,427	390	174	592	73	0	4,339	842	16,837

注) 東日本大震災による集計不能のため、平成22年度分については、浜通り10市町村の数値不計上

(資料提供：社会教育課)

(2) 青年団体組織状況 [教育事務所別集計表]

(平成26年10月1日現在)

年度別 (方部 別)	地 域 青 年 団								その他の 青年団体		合 計		
	団体数	性別会員数		在勤別会員数		年齢別会員数			会員数	団体数	会員数	団体数	会員数
		男子	女子	在学青年	勤労青年	15~19 歳	20~24 歳	25歳以上					
平成13年度	169	2,488	475	0	2,941	68	802	2,093	2,963	249	6,087	418	9,050
平成14年度	166	2,186	197	11	2,360	54	799	1,540	2,393	324	6,884	490	9,277
平成15年度	158	1,978	200	9	2,085	28	671	1,479	2,178	303	6,552	461	8,730
平成16年度	154	2,164		2,164		651		1,513	2,164	118	3,722	272	5,886
平成17年度	112	1,422		1,422		370		1,052	1,422	138	31,330	250	32,752
平成18年度	96	1,278		1,278		390		888	1,278	139	31,096	235	32,374
平成19年度	82	1,185		1,185		315		870	1,185	104	31,019	186	32,204
平成20年度	81	1,000		1,000					1,000	108	30,669	189	31,669
平成21年度	70	850		850		215		635	850	224	32,666	294	33,516
平成22年度	94	28,232		28,232				28,232	28,232	176	4,431	270	32,663
平成23年度	105	29,104		29,104				29,104	29,104	193	4,598	298	33,702
平成24年度	70	24,817		24,817				24,817	24,817	198	4,513	268	29,330
平成25年度	68	24,987		24,987				24,987	24,987	187	4,108	255	29,095
平成26年度	71	24,518		24,518				24,518	24,518	185	4,028	256	28,546
県北	0	0		0				0	0	3	72	3	72
県中	12	110		110				110	110	24	373	36	483
県南	1	28		28				28	28	148	3,060	149	3,088
会津	7	89		89				89	89	4	80	11	169
南会津	3	70		70				70	70	3	66	6	136
相双	1	33		33				33	33	2	51	3	84
いわき	47	24,188		24,188				24,188	24,188	1	326	48	24,514

注1) 平成16年度より「性別会員」の区別及び「在勤別会員数」の項目を削除。
平成22年度より「年齢別会員数」の項目を削除。

注2) 東日本大震災による集計不能のため、平成22年度分については、浜通り10市町村の数値不計上

(資料提供：社会教育課)

3 青少年関連相談窓口

【青少年に関する悩み事など相談全般】

相談機関名	所在地・電話番号等	受付時間等
福島県青少年総合相談センター (福島県青少年総合相談支援事業)	所在 福島市黒岩字田部屋53-5 (県青少年会館1階) 電話・FAX 024-546-0006 E-mail soudan-fukushima@gaea.ocn.ne.jp ホームページアドレス(URL) http://www.fukushima-youth.com 面接・電話・電子メール ※「面接」は「事前予約」必要	火～土曜日 9:30～17:30 祝日、年末年始(12/29～1/3)、休館日を除く

【ひきこもりに関する相談】

相談機関名	所在地・電話番号等	受付時間等
福島県ひきこもり支援センター	所在 福島市黒岩字田部屋53-5 (県青少年会館1階) 電話・FAX 024-546-0006 E-mail soudan-fukushima@gaea.ocn.ne.jp ホームページアドレス(URL) http://fhc.beans-fukushima.or.jp/ 面接・電話・電子メール ※「面接」は「事前予約」必要	火～土曜日 9:30～17:30 祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く

【子どもの虐待・療育・障がい・非行・性格など児童の福祉に関する相談】

1 児童相談所

相談機関名	所在地・電話番号等	受付時間等
中央児童相談所	所在 福島市森合町10-9 電話 024-534-5101	月～金曜日 8:30～17:15
県中児童相談所	所在 郡山市麓山1丁目1-1 電話 024-935-0611	
県中児童相談所 白河相談室	所在 白河市郭内127番地 電話 0248-22-5648	
会津児童相談所	所在 会津若松市一箕町大字八幡字門田1-3 電話 0242-23-1400	
会津児童相談所 南会津相談室	所在 南会津町田島字天道沢甲2542-2 電話 0241-63-0309	
浜児童相談所	所在 いわき市自由ヶ丘38-15 電話 0246-28-3346	
浜児童相談所 南相馬相談室	所在 南相馬市原町区錦町1丁目30 電話 0244-26-1135	

2 家庭児童相談室

相談機関名	所在地・電話番号等	受付時間等
中央児童相談所	所在 二本松市金色424-1	月～金曜日 8:30～17:15
安達福祉相談コーナー	電話 0243-22-1128	
県中児童相談所	所在 三春町大字熊耳字下荒井176-5	
田村福祉相談コーナー	電話 0247-62-2654	
県中児童相談所	所在 石川町字当町418-1	
石川福祉相談コーナー	電話 0247-26-2123	
会津児童相談所	所在 喜多方市松山町鳥見山字下天神6-3	
耶麻福祉相談コーナー	電話 0241-24-5747	
会津児童相談所	所在 会津坂下町大字見明字南原881	
両沼福祉相談コーナー	農業総合センター2階 電話 0242-83-2115	
浜児童相談所南相馬相談室	所在 富岡町小浜553-2	
富岡福祉相談コーナー	(警戒区域 浜児相で対応) 電話 0240-22-5125 (休止中)	

【子育てや児童本人の悩みに関する相談】

相談機関名	所在地・電話番号等	受付時間等
中央児童相談所	所在 福島市森合町10-9	9:00～20:00 祝日及び年末年始を除く
○子どもと家庭テレフォン 相談	電話 024-536-4152	
○子どもと家庭メール相談	メール相談URL http://www.pref.fukushima.jp/kosodatesodan/index.html	常時受付

【こころの悩みに関する相談】

相談機関名	所在地・電話番号等	受付時間等
精神保健福祉センター こころの健康相談 ダイヤル	所 在 福島市御山町8-30 電 話 0570-064-556	月～金曜日 9:00～17:00 月～金曜日 土・日曜、祝日、 年末年始(12/29 ～1/3)を除く

県北保健福祉事務所	所 在 福島市御山町8-30 電 話 024-534-4300	月～金曜日 8:30～17:15 土・日曜、祝日、 年末年始(12/29～ 1/3)を除く
県中保健福祉事務所	所 在 須賀川市旭町153-1 電 話 0248-75-7811	
県南保健福祉事務所	所 在 白河市郭内127 電 話 0248-22-5649	
会津保健福祉事務所	所 在 会津若松市追手町7-40 電 話 0242-29-5275	
南会津保健福祉事務所	所 在 南会津郡南会津町田島字天道沢甲2542-2 電 話 0241-63-0305	
相双保健福祉事務所	所 在 南相馬市原町区錦町1-30 電 話 0244-26-1132	

【少年の非行の問題、しつけや教育の問題等に関する相談】

相談機関名	所在地・電話番号等	受付時間等
福島少年鑑別所	所 在 福島市南沢又字原町越4-14 電 話 024-557-6561	月～金曜日 9:00～16:30 土日・祝祭日及び年末年始を 除く

【就職に関する相談】

相談機関名	所在地・電話番号等	利用時間等
ふくしま就職応援センター (郡山窓口)	所在地 郡山市駅前1-14-21 郡山花椿ビル8階	月～土曜日 10:00～19:00 日曜、祝日、年 末年始(12/29～ 1/3)を除く ※南相馬窓口は 9:00～18:00
	電話 024-925-0811	
	FAX 024-925-0812	
ふくしま就職応援センター (白河窓口)	所在地 白河市郭内1 NTT白河ビル1階	月～土曜日 10:00～19:00 日曜、祝日、年 末年始(12/29～ 1/3)を除く ※南相馬窓口は 9:00～18:00
	電話 0248-27-0041	
	FAX 0248-27-0061	
ふくしま就職応援センター (会津若松窓口)	所在地 会津若松市南千石町6-5 会津若松商工会議所会館2階	月～土曜日 10:00～19:00 日曜、祝日、年 末年始(12/29～ 1/3)を除く ※南相馬窓口は 9:00～18:00
	電話 0242-27-8258	
	FAX 0242-27-8285	
ふくしま就職応援センター (南相馬窓口)	所在地 南相馬市原町区南町1丁目1 松本ビル2階	月～土曜日 10:00～19:00 日曜、祝日、年 末年始(12/29～ 1/3)を除く ※南相馬窓口は 9:00～18:00
	電話 0244-23-1239	
	FAX 0244-23-1240	
ふくしま就職応援センター (いわき窓口)	所在地 いわき市平字梅本15 県いわき合同庁舎 西分庁舎1階	月～土曜日 10:00～19:00 日曜、祝日、年 末年始(12/29～ 1/3)を除く ※南相馬窓口は 9:00～18:00
	電話 0246-25-7131	
	FAX 0246-25-7132	
ふるさと福島就職情報センター (東京窓口)	所在地 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館5階(ふるさと暮らし情報センター内)	火～日曜日 10:00～18:00 月曜、祝日、8/13 ～16、年末年始 (12/26～1/3) を除く
	電話 03-3214-9009	
	FAX 03-6269-9885	
ふるさと福島就職情報センター (福島窓口)	所在地 福島市三河南町1-20 コラッセふくしま2階	月～土曜日 10:00～19:00 日曜、祝日、年 末年始(12/29～ 1/3)を除く
	電話 024-525-0047	
	FAX 024-533-4115	

【学校教育・いじめ・不登校などに関する相談】

1 ダイアルSOS（教育、いじめ、不登校、学校不適応、体罰ほか教育一般）

相談機関名	所在地・電話番号等	受付時間等
教育センター	所在地 福島市瀬上町五月田16	〔電話相談〕 月～金曜日 10:00～17:00 土日・祝日及び年末年始を除く 〔来所相談〕 月、水、金 13:15～14:45 15:00～16:30 ※来所相談については事前の 予約が必要です。
	フリーダイヤル 0120-453-141 電話 024-553-3141 (内線25～26)	

2 いじめ電話相談

相談機関名	所在地・電話番号等	受付時間等
「福島いじめSOS24」	フリーダイヤル 0120-916-024 (電話による相談のみ)	夜間・休日も含めて24時間 態勢で受付

3 いじめ110番

相談機関名	所在地・電話番号等	受付時間等
福島県警察本部 県民サービス課	フリーダイヤル 0120-795-110 (電話による相談のみ)	月～金曜日 9:00～17:00 土日・祝日及び年末年始を 除く

4 養護教育センター（家庭や学校などで特別な支援を必要とする子どもや保護者などの相談）

相談機関名	所在地・電話番号等	受付時間等
養護教育センター	所在地 郡山市富田町字上ノ台4-1	月～金曜日 9:00～17:00 土日・祝日及び年末年始を 除く
	専用ダイヤル 024-951-5598	

【非行、不良行為、犯罪等の被害その他青少年の健全育成に関する相談】

相談機関名	所在地・電話番号等	受付時間等
ヤングテレホン (福島県警察本部 県民サービス課)	電話 024-526-1189 (電話による相談のみ)	月～金曜日 9:00～17:00 土日・祝日及び年末年始を 除く

【県政に関する相談・要望などをはじめ、県民生活に関する相談窓口】

相談機関名	所在地・電話番号等	受付時間等
県庁県民広聴室 県政相談コーナー	所 在 福島市杉妻町2番16号 (県庁本庁舎2階)	月～金曜日 9:00～12:00 13:00～16:00 土日、祝日 及び年末年始 を除く
	フリーダイヤル 0120-899-721	
県中地方振興局 県政相談コーナー	所 在 郡山市麓山1丁目1-1 (郡山合同庁舎)	
	フリーダイヤル 0120-899-722	
県南地方振興局 県政相談コーナー	所 在 白河市昭和町269番地 (白河合同庁舎)	
	フリーダイヤル 0120-899-723	
会津地方振興局 県政相談コーナー	所 在 会津若松市追手町7番5号 (会津若松合同庁舎)	
	フリーダイヤル 0120-899-724	
南会津地方振興局 県政相談コーナー	所 在 南会津町田島字根小屋甲4277番地1 (南会津合同庁舎)	
	フリーダイヤル 0120-899-725	
相双地方振興局 県政相談コーナー	所 在 南相馬市原町区錦町1丁目30番地 (南相馬合同庁舎)	
	フリーダイヤル 0120-899-726	
いわき地方振興局 県政相談コーナー	所 在 いわき市平字梅本15番 (いわき合同庁舎)	
	フリーダイヤル 0120-899-727	

【子どもの人権問題についての相談】

相談機関名	所在地・電話番号等	受付時間等
子どもの人権110番 (福島地方法務局)	所 在 福島市霞町1-46 福島合同庁舎	月～金曜日 8:30～17:15
	電 話 0120-007-110	
福島地方法務局 分室	所 在 福島市本内字南長割1-3	
	電 話 024-534-1994 (人権擁護課)	
福島地方法務局 相馬支局	所 在 相馬市塚ノ町1-12-1	
	電 話 0244-36-3413	
福島地方法務局 郡山支局	所 在 郡山市希望ヶ丘31-26 郡山第2法務総合庁舎	
	電 話 024-962-4500	
福島地方法務局 白河支局	所 在 白河市郭内1-136 白河小峰城合同庁舎	
	電 話 0248-22-1201	
福島地方法務局 若松支局	所 在 会津若松市追手町6-11 会津若松合同庁舎	
	電 話 0242-27-1498	
福島地方法務局 いわき支局	所 在 いわき市平字堂根町4-11 いわき地方合同庁舎	
	電 話 0246-23-1651	

【労働問題に関する相談】

相談機関名	所在地・電話番号等	利用時間等
中小企業労働相談所	所 在 福島市杉妻町2-16 (福島県雇用労政課内)	月～金曜日 9:00～16:00 土日、祝日、 年末年始を 除く
	電 話 0120-610-145	
福島労働局 総合労働相談コーナー☆	所 在 福島市霞町1-46 (福島労働局総務部企画室内)	月～金曜日 9:00～16:30
	電 話 024-536-4600	
福島総合労働相談コーナー	所 在 福島市霞町1-46 (福島労働基準監督署内)	土日、祝日、 年末年始を 除く
	電 話 024-536-4610	
郡山総合労働相談コーナー☆	所 在 郡山市桑野二丁目1-18 (郡山労働基準監督署内)	☆印のあるコ ーナーには、 女性相談員が います。
	電 話 024-922-1370	
いわき総合労働相談コーナー☆	所 在 いわき市平字堂根町4-11 (いわき労働基準監督署内)	
	電 話 0246-23-2255	
会津総合労働相談コーナー	所 在 会津若松市城前2-10 (会津労働基準監督署内)	
	電 話 0242-26-6494	
白河総合労働相談コーナー	所 在 白河市郭内1-124 (白河労働基準監督署内)	
	電 話 0248-24-1391	
須賀川総合労働相談コーナー	所 在 須賀川市旭町204-1 (須賀川労働基準監督署内)	
	電 話 0248-75-3519	
喜多方総合労働相談コーナー	所 在 喜多方市諏訪91 (喜多方労働基準監督署内)	
	電 話 0241-22-4211	
相馬総合労働相談コーナー	所 在 相馬市中村字桜ヶ丘68 (相馬労働基準監督署内)	
	電 話 0244-36-4175	
富岡総合労働相談コーナー (H23.9.1～)	所 在 いわき市平字田町120 ラトブ内 (富岡労働基準監督署内)	
	電 話 0246-35-0050	

4 市町村青少年行政担当課一覧

方 部	市町村名	担当課名	郵便 番号	所在地	電話	FAX	
					E-mail		
県 北	福島市	生活課	960-8601	福島市五老内町3-1	電話 (024)535-1137 e-mail seikatsu@mail.city.fukushima.fukushima.jp	FAX (024)-533-5263	
	二本松市	生涯学習課	964-8601	二本松市金色403-1	電話 (0243)55-5156 e-mail sho-spo@city.nihonmatsu.lg.jp	FAX (0243)23-1326	
	伊達市	こども支援課	960-0672	伊達市梁川町青葉町1	電話 (024)577-3128 e-mail kids@city.date.fukushima.jp	FAX (024)577-3286	
	本宮市	生涯学習センター	969-1129	本宮市本宮字矢来39-1	電話 (0243)33-2611 e-mail shakaiyoiuku@city.motomiya.lg.jp	FAX (0243)33-4488	
	桑折町	生涯学習課	969-1613	桑折町字桑島3103	電話 (024)582-3129 e-mail shougai@town.koori.fukushima.jp	FAX (024)582-3104	
	国見町	生涯学習課	969-1761	国見町大字藤田字観月台15	電話 (024)585-2676 e-mail shogai@town.kunimi.fukushima.jp	FAX (024)585-2707	
	川俣町	生涯学習課	960-1463	川俣町字樋ノ口11	電話 (024)565-2434 e-mail shougai@town.kawamata.lg.jp	FAX (024)565-2436	
	大玉村	健康福祉課	969-1392	大玉村玉井字星内70	電話 (0243)48-3131 e-mail kenkofukushika@vill.otama.fukushima.jp	FAX (0243)68-2789	
県 中	郡山市	こども未来課	963-8601	郡山市朝日1-23-7	電話 (024)924-3801 e-mail kodomomirai@city.koriyama.fukushima.jp	FAX (024)924-3802	
	須賀川市	少年センター	962-0054	須賀川市牛袋町5 須賀川アリーナ内	電話 (0248)88-9171 e-mail ma-yamada@city.sukagawa.fukushima.jp	FAX (0248)72-4166	
	田村市	社会福祉課	963-4393	田村市船引町船引字馬場川原20	電話 (0247)81-2273 e-mail fukushi@city.tamura.lg.jp	FAX (0247)82-4555	
	鏡石町	健康福祉課	969-0404	鏡石町中央59	電話 (0248)62-2031 e-mail kenkofukushi@town.kagamiishi.lg.jp	FAX (0248)62-6019	
	天栄村	住民福祉課	962-0592	天栄村大字下松本字原畑78	電話 (0248)82-2115 e-mail fukushi@vill.tenei.fukushima.jp	FAX (0248)81-1008	
	石川町	教育課	963-7845	石川町字高田200-2	電話 (0247)26-2566 e-mail nemoto431@town.ishikawa.fukushima.jp	FAX (0247)26-4992	
	玉川村	玉川村公民館	963-6312	玉川村大字小高字大谷地71	電話 (0247)57-4632 e-mail kouminkan@vill.tamakawa.fukushima.jp	FAX (0247)57-4686	
	平田村	教育課	963-8205	平田村大字永田字切田158-5	電話 (0247)55-2131 e-mail kouminkan@vill.hirata.fukushima.jp	FAX (0247)55-3367	
	浅川町	社会教育課	963-6204	浅川町大字浅川字背戸谷地143-5	電話 (0247)36-2134 e-mail asakou@town.asakawa.fukushima.jp	FAX (0247)36-4805	
	古殿町	古殿町公民館	963-8304	古殿町大字松川字横川235	電話 (0247)53-2305 e-mail komin@town.furudono.fukushima.jp	FAX (0247)53-2500	
	三春町	生涯学習課	963-7759	三春町字大町191	電話 (0247)62-3837 e-mail gakusyu@town.miharu.fukushima.jp	FAX (0247)62-4727	
	小野町	教育課	963-3401	小野町大字小野新町字中通2	電話 (0247)72-2125 e-mail kyoiukuka@town.ono.fukushima.jp	FAX (0247)72-2127	
	県 南	白河市	生涯学習スポーツ課	961-8602	白河市八幡小路7-1	電話 (0248)22-1111 e-mail shogaigakushu@city.shirakawa.fukushima.jp	FAX (0248)22-1143
		西郷村	生涯学習課	961-8501	西郷村大字熊倉字折口原40	電話 (0248)25-2371 e-mail shougai@vill.nishigo.fukushima.jp	FAX (0248)25-2756
泉崎村		学校教育グループ	969-0101	泉崎村大字泉崎字館24-9	電話 (0248)54-1533 e-mail kyoiuku@vill.lizumizaki.fukushima.jp	FAX (0248)53-4778	
中島村		生涯学習課	961-0102	中島村大字滑津字二ツ山28-10	電話 (0248)52-2503 e-mail kouminkan@vill-nakajima.jp	FAX (0248)52-3005	
矢吹町		生涯学習課	969-0272	矢吹町曙町17	電話 (0248)42-2869 e-mail syougai@town.yabuki.fukushima.jp	FAX (0248)44-4520	
棚倉町		生涯学習課	963-6123	棚倉町大字関口字一本松58	電話 (0247)33-0111 e-mail syougaiakusyu@town.tanagura.fukushima.jp	FAX (0247)33-9611	
矢祭町		教育課	963-5118	矢祭町大字東館字石田25	電話 (0247)46-2202 e-mail syougaiakusyu@town.yamatsuri.fukushima.jp	FAX (0247)46-2202	
埴町		生涯学習課	963-5405	埴町大字埴字桜木町80	電話 (0247)43-2644 e-mail k-sg@town.hanawa.fukushima.jp	FAX (0247)43-1883	
鮫川村		教育課	963-8401	鮫川村大字赤坂中野字巡ヶ作128	電話 (0247)49-3151 e-mail kyoiuku@vill.samegawa.fukushima.jp	FAX (0247)49-3152	

方 部	市町村名	担当課名	郵便 番号	所在地	電話	FAX
					E-mail	
会 津	会津若松市	教育総務課あいづっこ育成推進室	965-0871	会津若松市栄町5-17	電話 (0242)39-1304	FAX (0242)39-1272
					e-mail ikusei@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp	
	喜多方市	生涯学習課	966-0086	喜多方市西四ツ谷31	電話 (0241)23-2115	FAX (0241)25-7075
					e-mail lifelong@city.kitakata.fukushima.jp	
	北塩原村	教育課公民館班	966-0402	北塩原村大字大塩字下六郎屋敷2134	電話 (0241)23-5236	FAX (0241)33-2522
					e-mail k-kouminkan01@vill.kitashiobara.fukushima.jp	
	西会津町	教育課	969-4406	西会津町野沢字原町乙2344-1	電話 (0241)45-3244	FAX (0241)45-3470
					e-mail komin@town.nishiaizu.fukushima.jp	
	磐梯町	教育課	969-3301	磐梯町大字磐梯字仁渡1018	電話 (0242)73-2017	FAX (0242)73-2449
					e-mail bandai-syougai@town.bandai.fukushima.jp	
	猪苗代町	生涯学習課	969-3123	猪苗代町字鶴田141-1	電話 (0242)72-0180	FAX (0242)62-5350
					e-mail a-arakawa@town.inawashiro.fukushima.jp	
	会津坂下町	教育課社会文化班	969-6545	会津坂下町字五反田1310-3	電話 (0242)83-3010	FAX (0242)83-4498
					e-mail cyuou@town.aizubange.fukushima.jp	
湯川村	住民税務課	969-3593	湯川村大字笈川字長瀬甲875-5	電話 (0241)27-8810	FAX (0241)27-3760	
				e-mail tojo-junichi@vill.yugawa.fukushima.jp		
柳津町	教育課生涯学習班	969-7201	柳津町大字柳津字下平乙242-2	電話 (0241)42-3511	FAX (0241)42-3591	
				e-mail shougai-gakushuu@town.yanaizu.fukushima.jp		
三島町	生涯学習課	969-7511	三島町大字宮下字宮下350	電話 (0241)48-5599	FAX (0241)48-5544	
				e-mail kyouiku@town.mishima.fukushima.jp		
金山町	教育委員会	968-0011	金山町大字川口字谷地393	電話 (0241)54-5361	FAX (0241)54-5377	
				e-mail kyoiku@town.kaneyama.fukushima.jp		
昭和村	保健福祉課	968-0104	昭和村大字小中津川字石仏1836	電話 (0241)57-2645	FAX (0241)57-2649	
				e-mail hohuku@vill.showa.fukushima.jp		
会津美里町	生涯学習課	969-6495	会津美里町鶴野辺字広町740	電話 (0242)-78-2114	FAX (0242)-78-3045	
				e-mail shogai@town.aizumisato.fukushima.jp		
南 会 津	南会津町	生涯学習課	967-0004	南会津町田島字宮本東22	電話 (0241)62-5511	FAX (0241)62-6307
					e-mail h_syogaku@town.minamiaizu.lg.jp	
	下郷町	社会教育係	969-5345	下郷町大字塩生字大石1000	電話 (0241)69-1168	FAX (0241)69-1167
					e-mail shakai_kyouiku_01@town.shimogo.fukushima.jp	
檜枝岐村	住民課	967-0525	檜枝岐村字下ノ原880	電話 (0241)75-2502	FAX (0241)75-2511	
				e-mail resident@vill.hinoemata.lg.jp		
只見町	教育委員会生涯学習係	968-0421	只見町大字只見町下2591-30	電話 (0241)82-5320	FAX (0241)82-2337	
				e-mail syougaku@town.tadami.lg.jp		
相 双	相馬市	生涯学習課	976-8601	相馬市中村字大手先13	電話 (0244)37-2187	FAX (0244)37-2617
					e-mail sy-syogai@city.soma.fukushima.jp	
	南相馬市	男女共同こども課	975-8686	南相馬市原町区本町2-27	電話 (0244)24-5215	FAX (0244)24-5740
					e-mail danjokodomo@city.minamisoma.lg.jp	
	広野町	広野町公民館	979-0408	広野町中央台1-1	電話 (0240)27-3244	FAX (0240)27-2015
					e-mail koumin@town.hirono.fukushima.jp	
	楢葉町	生涯学習課	969-6195	会津美里町字北川原41	電話 (0246)25-5563	FAX (0242)56-2188
					e-mail kyoiku-n@town.naraha.lg.jp	
	富岡町	教育総務課	963-8025	郡山市桑野2丁目1番1号	電話 (024)953-6266	FAX (024)953-6304
					e-mail tom7000-0@tomioaka-town.jp	
	川内村	教育課	979-1201	川内村大字上川内字小山平15	電話 (0240)38-3806	FAX (0240)38-3807
					e-mail koyama15@joy.ocn.ne.jp	
	大熊町	生涯学習課	965-0873	会津若松市追手町2-41 大熊町役場 会津若松主張所 会津若松市役所追手町第2庁舎内	電話 (0242)26-3844	FAX (0242)26-3786
				e-mail shogaigakusyu@town.okuma.fukushima.jp		
双葉町	教育総務課	347-0105	福島県いわき市東田町二丁目19-4	電話 (0246)84-5210	FAX (0480)73-6926	
				e-mail kyoiku@town.futaba.fukushima.jp		
浪江町	教育委員会事務局	964-0984	二本松市北トロミ573 浪江町役場二本松事務所内	電話 (0243)62-0304	FAX (0243)22-4223	
				e-mail namie420@town.namie.lg.jp		
葛尾村	住民生活課	963-7719	三春町大字貝山字井堀田287-1	電話 (0247)61-2850	FAX (0247)62-0282	
				e-mail juminseikatsu@vill.katsurao.lg.jp		
				e-mail iwaya-kazunori-01@vill.katsurao.lg.jp		
新地町	教育総務課	979-2792	新地町谷地小屋字樋掛田30	電話 (0244)62-4477	FAX (0244)62-2369	
				e-mail s-koumin@shinchi-town.jp		
飯館村	生涯学習課	960-1301	福島市飯野町字後川10-2	電話 (024)562-4240	FAX (024)562-2466	
				e-mail kouminkan@vill.iitate.fukushima.jp		
いわき	生涯学習課	970-8026	いわき市平字堂根町1-4	電話 (0246)22-3706	FAX (0246)22-7548	
				e-mail shogaigakushu@city.iwaki.fukushima.jp		

5 少年センター一覧

名 称	郵便 番号	所在地	電話番号	メールアドレス
			FAX番号	
福島市青少年センター	960-8601	福島市宮下町1-15	電話 024-535-7310	seikatsu@mail.city.fukushima.fukushima.jp
			FAX 024-535-7310	
会津若松市少年センター	965-0871	会津若松市栄町5-17	電話 0242-39-1304	ikusei@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp
			FAX 0242-39-1272	
郡山市少年センター	963-8005	郡山市清水台1-1-30	電話 024-922-1162	shounen-ctr@city.koriyama.fukushima.jp
			FAX 024-922-1162	
いわき市総合教育センター	970-8026	いわき市平字堂根町1-4	電話 0246-22-3706	sogokyoiku-cen@city.iwaki.fukushima.jp
			FAX 0246-22-7548	
白河市少年センター	961-8602	白河市八幡小路7-1	電話 0248-22-1111	shogaigakushu@city.shirakawa.fukushima.jp
			FAX 0248-22-1143	
須賀川市少年センター	962-0054	須賀川市牛袋町5 須賀川アリーナ内	電話 0248-88-9171	manabi@city.sukagawa.fukushima.jp
			FAX 0248-72-4166	
喜多方市少年センター	966-0086	喜多方市字西四ツ谷31	電話 0241-23-2115	lifelong@city.kitakata.fukushima.jp
			FAX 0241-25-7075	
相馬市少年センター	976-8601	相馬市中村字大手先13	電話 0244-37-2187	sy-syogai@city.soma.fukushima.jp
			FAX 0244-37-2617	
二本松市少年センター	964-0937	二本松市榎戸1-92	電話 0243-23-5121	shogaigakushu@city.nihonmatsu.lg.jp
			FAX 0243-22-7171	
南相馬市少年センター	975-8686	南相馬市原町区本町2-27	電話 0244-24-5215	danjokodomo@city.minamisoma.lg.jp
			FAX 0244-24-5740	

6 青少年育成市町村民会議等一覧

区分	市町村名	名称	担当課名	郵便番号	所在地	電話 E-mail	FAX	
県北	福島市	福島市青少年健全育成推進協議会	市民部生活課	960-8601	福島市五老内町3-1	電話 (024)535-1137 e-mail seikatsu@mail.city.fukushima.fukushima.jp	FAX (024)-533-5263	
	二本松市	二本松市青少年育成市民会議	生涯学習課	964-8601	二本松市金色403-1	電話 (0243)55-5156 e-mail sho-spo@city.nihonmatsu.lg.jp	FAX (0243)23-1326	
	伊達市	伊達市青少年育成市民会議	こども支援課	960-0792	伊達市梁川町青葉町1	電話 (024)577-3128 e-mail kids@city.date.fukushima.jp	FAX (024)577-3286	
	本宮市	本宮市青少年育成市民会議	生涯学習センター	969-1129	本宮市本宮字矢来39-1	電話 (0243)33-2611 e-mail shakaikyoiuku@city.motomiya.lg.jp	FAX (0243)33-4488	
	桑折町	桑折町青少年育成町民会議	生涯学習課	969-1613	桑折町字桑島三103	電話 (024)582-3129 e-mail shougai@town.koori.fukushima.jp	FAX (024)582-3104	
	国見町	国見町青少年育成町民会議	生涯学習課	969-1761	国見町大字藤田字観月台15	電話 (024)585-2676 e-mail shougai@town.kunimi.fukushima.jp	FAX (024)585-2707	
	川俣町	川俣町青少年育成協議会	生涯学習課	960-1463	川俣町字樋ノ口11	電話 (024)565-2434 e-mail shougai@town.kawamata.lg.jp	FAX (024)565-2436	
	大玉村	大玉村青少年育成村民会議	健康福祉課	969-1392	大玉村玉井字星内70	電話 (0243)48-3131 e-mail kenkofukushika@vill.otama.fukushima.jp	FAX (0243)68-2789	
県中	郡山市	郡山市青少年健全育成推進協議会	こども未来課	963-8601	郡山市朝日1-23-7	電話 (024)924-3801 e-mail kodomomirai@city.koriyama.fukushima.jp	FAX (024)924-3802	
	須賀川市	須賀川市明るいまちづくりの会連絡協議会	文化・スポーツ課	962-0054	須賀川市牛袋町5 須賀川アリーナ内	電話 (0248)88-9171 e-mail sukagawa.syogaku@m1.bstream.jp	FAX (0248)72-4166	
	田村市	田村市青少年健全育成市民会議	生涯学習課	963-4192	田村市大越町上大越字水神宮62-1	電話 (0247)68-3113 e-mail shougai@city.tamura.lg.jp	FAX (0247)79-2383	
	鏡石町	鏡石町青少年育成町民会議	教育課	969-0404	鏡石町旭町159	電話 (0248)62-2031 e-mail kyoiku@town.kagamiishi.lg.jp	FAX (0248)62-2190	
	天栄村	天栄村青少年育成村民会議	生涯学習課	962-0503	天栄村大字下松本字原畑66	電話 (0248)82-2504 e-mail syougaiakusyuuka@vill.tenei.fukushima.jp	FAX (0248)82-2127	
	石川町	石川町青少年健全育成推進協議会	石川町公民館	963-7851	石川町字高田200-2	電話 (0247)26-2566 e-mail nemoto431@town.ishikawa.fukushima.jp	FAX (0247)26-9136	
	玉川村	玉川村青少年育成村民会議	玉川村公民館	963-6312	玉川村大字小高字大谷地71	電話 (0247)57-4632 e-mail kouminkan@vill.tamakawa.fukushima.jp	FAX (0247)57-4686	
	平田村	平田村青少年育成村民会議	教育課	963-8205	平田村大字永田字切田158-5	電話 (0247)55-2131 e-mail kouminkan@vill.hirata.fukushima.jp	FAX (0247)55-3367	
	浅川町	浅川町青少年育成町民会議	社会教育課	963-6204	浅川町大字浅川字背戸谷地143-5	電話 (0247)36-2134 e-mail asakou@town.asakawa.fukushima.jp	FAX (0247)36-4805	
	古殿町	古殿町青少年育成町民会議	教育委員会	963-8304	古殿町大字松川字横川235	電話 (0247)53-2305 e-mail komin@town.furudono.fukushima.jp	FAX (0247)53-2500	
	三春町	三春町まちづくり協議会	生涯学習課	963-7759	三春町字大町191	電話 (0247)62-3837 e-mail gakusyu@town.miharu.fukushima.jp	FAX (0247)62-4727	
	小野町	小野町青少年育成町民会議	教育課	963-3401	小野町大字小野新町字中通2	電話 (0247)72-2125 e-mail kyoikuka@town.ono.fukushima.jp	FAX (0247)72-2127	
	県南	白河市	白河市青少年育成市民会議	生涯学習スポーツ課	961-8602	白河市八幡小路7-1	電話 (0248)22-1111 e-mail shogaigakushu@city.shirakawa.fukushima.jp	FAX (0248)22-1143
		西郷村	西郷村青少年育成村民会議	生涯学習課	961-8091	西郷村大字熊倉字折口原76-1	電話 (0248)25-2371 e-mail shougai@vill.nishigo.fukushima.jp	FAX (0248)25-2756
泉崎村		泉崎村青少年健全育成村民会議	学校教育グループ	969-0101	泉崎村大字泉崎字館24-9	電話 (0248)54-1533 e-mail kyoiku@vill.izumizaki.fukushima.jp	FAX (0248)53-4778	
中島村		中島村青少年育成村民会議	生涯学習課	961-0102	中島村大字滑津字二ツ山28-10	電話 (0248)52-2503 e-mail kouminkan@vill-nakajima.jp	FAX (0248)52-3005	
矢吹町		矢吹町青少年健全育成推進協議会	生涯学習課	960-0272	矢吹町曙町17	電話 (0248)42-2869 e-mail syougai@town.yabuki.fukushima.jp	FAX (0248)44-4520	
棚倉町		棚倉町青少年育成町民会議	生涯学習課	963-6123	棚倉町大字関口字一本松58	電話 (0247)33-0111 e-mail syougaiakusyu@town.tanagura.fukushima.jp	FAX (0247)33-9611	
矢祭町		矢祭町青少年育成町民会議	教育課	963-5118	矢祭町大字東館字石田25	電話 (0247)46-2202 e-mail syougaiakusyu@town.yamatsuri.fukushima.jp	FAX (0247)46-2202	
塙町		塙町青少年育成町民会議	生涯学習課	963-5405	塙町大字塙字桜木町80	電話 (0247)43-2644 e-mail k-sg@town.hanawa.fukushima.jp	FAX (0247)43-1883	
鮫川村		鮫川村青少年健全育成推進協議会	教育課	963-8401	鮫川村大字赤坂中野字巡ヶ作128	電話 (0247)49-3151 e-mail kyoiku@vill.samegawa.fukushima.jp	FAX (0247)49-3152	

区分	市町村名	名称	担当課名	郵便番号	所在地	電話	FAX
						E-mail	
会津	会津若松市	会津若松市青少年育成市民会議	教育総務課あいづっこ育成推進室	965-0871	会津若松市栄町5-17	電話 (0242)39-1304 e-mail ikusei@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp	FAX (0242)39-1272
	喜多方市	喜多方市青少年育成市民会議	生涯学習課	966-0086	喜多方市市西四ツ谷31	電話 (0241)23-2115 e-mail lifelong@city.kitakata.fukushima.jp	FAX (0241)25-7075
	北塩原村	北塩原村青少年健全育成村民会議	教育委員会	966-0402	北塩原村大字大塩字下六郎屋敷2134	電話 (0241)23-5236 e-mail k-kouminkan01@vill.kitashiobara.fukushima.jp	FAX (0241)33-2522
	西会津町	西会津町青少年健全育成町民会議	生涯学習課	969-4406	西会津町野沢字原町乙2234-1	電話 (0241)45-3244 e-mail komin@town.nishiaizu.fukushima.jp	FAX (0241)45-3470
	磐梯町	磐梯町青少年健全育成町民会議	教育課	969-3301	磐梯町大字磐梯字仁渡1018	電話 (0242)73-2017 e-mail bandai-syougai@town.bandai.fukushima.jp	FAX (0242)73-2449
	猪苗代町	猪苗代町青少年健全育成町民会議	生涯学習課	969-3123	猪苗代町字鶴田141-1	電話 (0242)72-0180 e-mail a-arakawa@town.inawashiro.fukushima.jp	FAX (0242)62-5350
	会津坂下町	会津坂下町青少年育成町民会議	社会文化班	969-6545	会津坂下町字五反田1310-3	電話 (0242)83-3010 e-mail cyuou@town.aizubange.fukushima.jp	FAX (0242)83-4498
	湯川村	湯川村青少年育成村民会議	住民税務課	969-3593	湯川村大字笈川字長瀬甲875-5	電話 (0241)27-8810 e-mail jumin@vill.yugawa.fukushima.jp	FAX (0241)27-3760
	柳津町	柳津町青少年育成町民会議	教育課生涯学習班	969-7201	柳津町大字柳津字柳津字下平乙242-2	電話 (0241)42-3511 e-mail shougai-gakushuu@town.yanaizu.fukushima.jp	FAX (0241)42-3591
	三島町	明るい三島つ子を育てる会	生涯学習課	969-7511	三島町大字宮下字宮下350	電話 (0241)48-5599 e-mail kyoiiku@town.mishima.fukushima.jp	FAX (0241)48-5544
	金山町	金山町青少年健全育成町民会議	教育委員会	968-0011	金山町大字川口字谷地393	電話 (0241)54-5361 e-mail kyoiiku@town.kaneyama.fukushima.jp	FAX (0241)54-5377
	昭和村	昭和村青少年を健全に育てる会	保健福祉課	968-0104	昭和村大字小中津川字石仏1836	電話 (0241)57-2645 e-mail hohuku@vill.showa.fukushima.jp	FAX (0241)57-2649
	会津美里町	会津美里町青少年育成町民会議	生涯学習課	969-6495	会津美里町鶴野辺字広町740	電話 (0242)-78-2114 e-mail shogai@town.aizumisato.fukushima.jp	FAX (0242)-78-3045
南会津	南会津町	南会津町青少年育成町民会議	生涯学習課	967-0004	南会津町田島字宮本東22	電話 (0241)62-5511 e-mail gakushu@minamiaizu.org	FAX (0241)62-6307
	下郷町	下郷町青少年育成町民会議	社会教育係	969-5345	下郷町大字塩生字大石1000	電話 (0241)69-1168 e-mail shakai_kyoiiku_01@town.shimogo.fukushima.jp	FAX (0241)69-1167
	檜枝岐村	檜枝岐村青少年育成村民会議	教育委員会	967-0525	檜枝岐村字下ノ原887-2	電話 (0241)75-2342 e-mail education@vill.hinoemata.lg.jp	FAX (0241)75-2300
	只見町	只見町青少年健全育成町民会議	教育委員会生涯学習係	968-0421	只見町大字只見町下2591-30	電話 (0241)82-5320 e-mail syougaku@town.tadami.lg.jp	FAX (0241)82-2337
相馬	相馬市	相馬市青少年健全育成市民会議	生涯学習課	976-8601	相馬市中村字大手先13	電話 (0244)37-2187 e-mail sy-syogai@city.soma.fukushima.jp	FAX (0244)37-2617
	南相馬市	南相馬市青少年育成市民会議	男女共同こども課	975-8686	南相馬市原町区本町2-27	電話 (0244)24-5215 e-mail danjokodomo@city.minamisoma.lg.jp	FAX (0244)24-5740
	広野町	広野町青少年育成町民会議	広野町生涯学習課	979-0408	広野町中央台1-1 広野町公民館内	電話 (0246)43-1330 e-mail kourumin@town.hirono.fukushima.jp	FAX (0246)43-7725
	楢葉町	楢葉町青少年健全育成町民会議	教育委員会	979-0604	会津美里町字本郷道上1	電話 (0242)56-2201 e-mail shougaku-n@naraha.net	FAX (0242)56-2230
	富岡町	富岡町青少年育成町民会議	教育総務課	963-8025	郡山市桑野2丁目1番1号	電話 (024)953-6266 e-mail tom7000-0@tomioaka-town.jp	FAX (024)953-6304
	川内村	川内村青少年育成村民会議	教育課	979-1201	川内村大字上川内字小山平15	電話 (0240)38-3806 e-mail koyama15@joy.ocn.ne.jp	FAX (0240)38-3807
	大熊町	大熊町青少年健全育成町民会議	教育総務課	965-0873	会津若松市追手町2-41 会津若松市役所追手町第2庁舎内	電話 (0242)26-3844 e-mail shogaigakusyuu@town.okuma.fukushima.jp	FAX (0242)26-3794
	双葉町	双葉町青少年育成町民会議	教育総務課	347-0105	埼玉五県加須市騎西598-1	電話 (0480)73-6843 e-mail saitama@town.futaba.fukushima.jp	FAX (0480)73-6926
	浪江町	浪江町青少年健全育成町民会議	教育委員会事務局	964-0984	二本松市北トロミ573 浪江町役場二本松事務所内	電話 (0243)62-0304 e-mail namie420@town.namie.lg.jp	FAX (0243)22-4223
	葛尾村	葛尾村青少年育成村民会議	住民生活課	963-7719	三春町大字貝山字井堀田287-1	電話 (0247)61-2850 e-mail jumiseikatsu@vill.katsurao.lg.jp	FAX (0247)62-0282
いわき	新地町	新地町青少年健全育成町民会議	教育総務課	979-2792	新地町谷地小屋字樋掛田30	電話 (0244)62-4477 e-mail s-koumin@shinchi-town.jp	FAX (0244)62-2369
	飯館村	飯館村青少年育成村民会議	生涯学習課	960-1301	福島市飯野町字後川10-2	電話 (024)562-4240 e-mail kouminkan@vill.iitate.fukushima.jp	FAX (024)562-2466
	いわき市	いわき市青少年育成市民会議	生涯学習課	970-8026	いわき市平字堂根町1-4	電話 (0246)22-3706 e-mail sogokyoiku-cen@city.iwaki.fukushima.jp	FAX (0246)22-7548

第3部 ふくしま青少年育成プラン の指標の達成状況

1 ふくしま青少年育成プランの指標の達成状況

指標コード	項目	区分	<新>初期値 (H25年3月時点) (<新>プラン策定時)	現況値 (H26年度実績) (<新>プラン2年目)	<新>プランの 最終目標値等 (H32年度)	備考	担当課 (室)
I すべての青少年の健やかな成長の支援							
1 豊かな心と健やかな体の育成							
(1) 基本的な生活習慣の形成							
1	朝食を食べる児童・生徒の割合（公立幼・小・中・高・特別支援学校）	総合計画 教育計画 子ども夢プラン	H23 年度 96.3% (単年度値)	H26 年度 96.6%	97.2%以上 (単年度値)		健康教育課
(2) 生命の大切さや家庭の役割の理解							
2	「性に関する教育」の手引活用率（公立幼・小・中・高・特別支援学校）	教育計画	H24 年度 87.2% (単年度値)	H26 年度 93.0	(H26年度) 100% 【単年度計】 (H26に100%に到達 させその後継続)		健康教育課
3	十代の人工妊娠中絶実施率（15歳以上20歳未満の女性総人口千対の率）	現行プラン 子ども夢プラン	H23 年度 10.0% (単年度値)	H25 年度 7.2%	継続的な減少をめ ざす (単年度値)	※平成26年度 実績は平成27 年10月頃公表 予定。	子育て 支援課
(3) ふくしまの文化の担い手の育成							
意 1	文化活動やスポーツ活動に積極的に参加していると回答した県民の割合（鑑賞を含む） 【県政世論調査／意識調査項目】 【新統計の指標】	総合計画	H24 年度 33.6% (単年度値)	H26 年度 30.8% (単年度値)	上昇をめざす (前年度値に対 して) 【単年度値】		こども・青 少年政策課
2 社会の変化に対応できる力の育成							
(1) 自らたくましく生きる力の育成							
4-1	全国学力・学習状況調査の全国平均正答率との比較割合（全国平均＝100） （公立小学校6年生）	総合計画 教育計画 子ども夢プラン	H24 年度 国語 99.7 算数 97.7 理科 101.3 (単年度値)	H26 年度 国語 101.5 算数 100.1 理科 新値未確定 (単年度値)	国語 103.0以上 算数 102.0以上 理科 103.0以上 (単年度計)	理科は3年に一 度の調査であり、 H26は未実施 のため。 (H27は実施)	義務教 育課
4-2	全国学力・学習状況調査の全国平均正答率との比較割合（全国平均＝100） （公立中学校3年生）	総合計画 教育計画 子ども夢プラン	H24 年度 国語 101.9 数学 98.7 理科 102.4 (単年度値)	H26 年度 国語 99.6 数学 95.5 理科 新値未確定 (単年度値)	国語 103.0以上 数学 102.0以上 理科 103.0以上 (単年度計)	理科は3年に一 度の調査であり、 H26は未実施 のため。 (H27は実施)	義務教 育課
5-1	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合（全国平均＝100） （公立小学校5年生）	総合計画 教育計画	H22 年度 男子 99.1 女子 101.0 (単年度値)	H26 年度 男子 99.1 女子 101.0 (単年度値)	男子 101.0以上 女子 102.5以上 (単年度値)		健康教 育課
5-2	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合（全国平均＝100） （公立中学校2年生）	総合計画 教育計画	H22 年度 男子 98.2 女子 97.4 (単年度値)	H26 年度 男子 98.2 女子 97.4 (単年度値)	男子 101.5以上 女子 101.0以上 (単年度値)		健康教 育課
青 1	優良書籍等の推奨数	現行プラン 子ども夢プラン	H23 年度 図書124冊 映画85本 [S53～H23累計]	H26 年度 図書141冊 映画88本	図書178冊以上 映画94本以上 [S53～H32累計]	震災による審 議会の開催回 数の減少等	こども・青 少年政策課
(2) コミュニケーション能力の育成							
6	体験活動・ボランティア活動の実施状況（時間）（公立小学校） 【モニタリング指標】	教育計画	H23 年度 220時間 (単年度計)	H26 年度 246時間	増加をめざす (前年度値に対 して) 【単年度計】		社会教 育課
7	英検準2級以上の取得率（県立高等学校全日制・定時制第3学年）	教育計画	H23 年度 5.3% (単年度計)	H26 年度 7.6% (単年度計)	(H26年度) 10%以上 【単年度計】 (H26に10%に到達 させその後継続)	※平成24年度 以降は県立高 等学校全日制 のみ	高校教 育課

指標コード	項目	区分	<新>初期値 (H25年3月時点) <新>ﾌﾟﾗﾝ策定時	現況値 (H26年度実績) <新>ﾌﾟﾗﾝ2年目	<新>ﾌﾟﾗﾝの 最終目標値等 (H32年度)	備考	担当課 (室)
(3) 情報活用能力(情報リテラシー)の育成							
8	コンピューターで指導できる教員率 (公立小・中・高・特別支援学校)	現行ﾌﾟﾗﾝ 教育計画	H24 年度 66.9% (単年度値)	H25 年度 67.2%	(H25年度) 100% 〔単年度値〕 (H25に100%に到達 させその後継続)		義務教 育課 高校教 育課 特別支 援教育 課
3 震災の経験を踏まえた青少年の社会参画・自立支援							
(1) 青少年による、ふくしま復興の支援							
青6 新	「若者の社会参画推進事業」(復興 計画主要プロジェクト事業) (=【H25新規】若者ふるさと再生 支援事業)への参加者の数	無	H22 年度 39人 〔単年度計〕	H26 年度 81人 (短年度計)	450人以上 〔H25～32累計〕		こど も・青 少年政 策課
純 新規	【新】 「地域づくり総合支援事業(サポ ート事業)」の採択件数	総合計画	H23 年度 226件 〔単年度計〕	H26 年度 186件 (単年度計)	2,260件以上 〔H23～32累計〕		地域振 興課
(2) 社会参加・参画の促進							
9	体験活動・ボランティア活動の実施 状況(時間)(公立小学校) 【モニタリング指標】 (6の再掲)	教育計画	H20 年度 220時間 (単年度計)	H26 年度 246時間	増加をめざす (前年度値に対し て) 〔単年度計〕		社会教 育課
青 2	「少年の主張県大会」への応募者数	現行ﾌﾟﾗﾝ	H23 年度 14,442人 (単年度計)	H26 年度 15,404人 (単年度計) 56,059人 (H26までの累計)	104,000人以上 (H23～32累計)	震災による応 募者の減少等	こど も・青 少年政 策課
(3) 就業・自立支援の充実							
10	インターンシップ実施校の割合(県 立高等学校全日制・定時制課程)	教育計画	H23 年度 63.2% (単年度計)	H25 年度 65.3% (H25年度計)	80%以上 (単年度計)	平成26年度 実績は、平成 27年11月 に公表予定で ある。	高校教 育課
11	県立工業高校のジュニアマイスター 認定者数	教育計画	H23 年度 194人 (単年度計)	H26 年度 224人 (単年度計)	(H26年度) 250人以上 〔単年度計〕 (H26に250人に到達 させその後継続)	震災の影響に より、指導を 十分できない 学校もあった ため	高校教 育課
12	新規高卒者の県内就職率 (県立・私立高等学校全日制・定時制課 程)	現行ﾌﾟﾗﾝ 総合計画	H23 年度 71.3% (H24.3卒)	H26 年度 81.8% (H27.3卒)	86%以上 (H33.3卒)	H27.5.31現在	雇用労 政課
13	新規高卒者の県内就職率 (県立高等学校全日制・定時制課 程)	現行ﾌﾟﾗﾝ 総合計画 教育計画	H23 年度 70.5% (H24.3卒)	H26 年度 81.2% (H27.3卒)	86%以上 (H33.3卒)		高校教 育課
14	新規高卒者の県内就職率 (私立高等学校全日制・定時制課 程)	現行ﾌﾟﾗﾝ 総合計画	H21 年度 77.4% (H22.3卒)	H26 年度 86.6% (H27.3卒)	86%以上 (H33.3卒)	現況値 H27/3末時点	私学・ 法人課
15	県立高校生の就職決定(内定)率 (県立高等学校全日制・定時制課 程)	総合計画 教育計画 子どもﾌﾟﾗﾝ	H23 年度 97.6% (H24.3卒)	H26 年度 99.2% (H27.3卒)	100% (H26.3卒) (H25に100%に到達 させその後継続)		高校教 育課
16	県内企業に就職した高卒者の離職率 (県立・私立高等学校全日制・定時 制課程)(採用後3年以内の離職 率)	総合計画 教育計画	H20 年度 40.3% (H20.3卒)	H26 年度 44.0% (H23.3卒)	全国平均値以下 (H29.3卒)		雇用労 政課

指標 コード	項 目	区 分	<新>初期値 (H25年3月時点) <新>プラン策定時	現 況 値 (H26年度実績) <新>プラン2年目	<新>プランの 最終目標値等 (H32年度)	備 考	担当 課(室)
II 困難を有する青少年及びその家族の支援							
1 震災ストレスなど困難な状況ごとの取組							
(1) 大震災等に起因する各種問題への総合的な相談・支援体制の充実							
青 7 新	「福島県青少年総合相談センター」 の相談受付件数 (H23. 10. 31開設)	無	H24 年度 236件 [単年度計]	H26 年度 745件 (単年度計) 700件 (H26までの累計)	3,600件 以上 [H24~32累計]		こども・青 少年政 策課
(2) いじめ等の問題行動や不登校への対応							
17	いじめの認知件数 (国公立の小・中・高等・特別支 援学校) [モニタリング指標]	総合計画 教育計画	H23 年度 175件 (単年度計)	H25 年度 258件 (単年度計)	適切に対応する (単年度計)	※H26年度実績 については H27. 9月頃確定 予定	義務教 育課 高校教 育課 特別支 援教育 課
純 新 規	【新】 いじめの解消率 (国公立小・中・高等・特別支 援学校)	総合計画 教育計画	H23 年度 92.6 % [単年度値]	H25 年度 96.9 % [単年度値]	(H25年度) 100 % [単年度値] (H25に100%に到達 させその後継続)	※H26年度実績 については H27. 9月頃確定 予定	義務教 育課 高校教 育課 特別支 援教育 課
18	暴力行為の発生件数 (国公立の小・中・高等学校) [モニタリング指標]	総合計画 教育計画	H23 年度 202件 (単年度計)	H25 年度 187件 (単年度計)	減少をめざす (前年度値に対し て) [単年度計]	※H26年度実績 については H27. 9月頃確定 予定	義務教 育課 高校教 育課
19	不登校の件数 (国公立の小・中学校)	総合計画 教育計画 子ども夢プラン	H23 年度 1,491件 (単年度計)	H25 年度 1,639件 (単年度計)	940件以下 (単年度計)	※H26年度実績 については H27. 9月頃確定 予定	義務教 育課
(3) 障がいのある青少年への支援の充実							
20	個別の教育支援計画の作成率 (公立幼・小・中・高等学校)	総合計画 教育計画 子ども夢プラン	H23 年度 66.6 % (単年度値)	H26 年度 88.5 %	100 % (単年度値) (H25に100%に到達 させその後継続)	未作成の学校 に対しては、 教育事務所指 導主事が個別 に対応。	特別支 援教育 課
21	就業している障がい者数	総合計画	H23 年度 6,251人 (単年度計)	H26 年度 7,843人	7,600人以上 (単年度計)		雇用労 政課
22	特別支援学校高等部卒業生のうち就 職を希望する生徒の就職率	教育計画	H23 年度 95.0 % (H24. 3卒)	H26 年度 96.7 % (H27. 3卒)	100 % (H26. 3卒) (H25に100%に到達 させその後継続)	就職未内定者 2名について は、学校や関 係機関による 就労支援を継 続。	特別支 援教育 課
(4) 虐待やドメスティック・バイオレンスの根絶							
23	児童虐待相談受付件数	総合計画	H23 年度 262件 (単年度計)	H24 年度 290件 (単年度計)	適切に対応する (単年度計)		児童家 庭課
24	ドメスティック・バイオレンス相談 受付件数	総合計画	H23 年度 1,361件 (単年度計)	H24 年度 1,444件 (単年度計)	適切に対応する (単年度計)		児童家 庭課
2 非行防止対策と立ち直り支援の充実							
(1) 非行防止活動の充実							
26	犯罪発生件数 (刑法犯認知件数)	総合計画	H23 年度 16,179件 (単年計)	H26 年度 14,316件 (単年計)	減少を目指す (現況値に対し て) [単年計]		生活安 全企画 課

指標 コード	項 目	区 分	<新>初期値 (H25年3月時点) <新>ﾌﾟﾗﾝ策定時	現 況 値 (H26年度実績) <新>ﾌﾟﾗﾝ2年目	<新>ﾌﾟﾗﾝの 最終目標値等 (H32年度)	備 考	担当 課 (室)
(2) 立直り支援活動の充実							
(3) 薬物乱用の防止・啓発							
27	「薬物乱用防止教室」の受講率 (中学生対象)	無	H23 年度 22.7% (単年度値)	H26 年度 26.6% (単年度値)	30%以上 (単年度値)		薬務課
Ⅲ 青少年の健全な育成を推進するための社会環境の整備							
1 子どもをはぐくむ家庭づくりと大人の意識改革							
(1) 子どもの成長を支える家庭づくり							
28	県内各地で実施された家庭教育事業 の数 【モニタリング指標】	教育計画	H23 年度 763事業 (単年度計)	H26 年度 760事業	増加をめざす (前年度値に對し て) 【単年度計】		社会教 育課
29	福島県次世代育成支援企業認証数	総合計画 子ども夢ﾌﾟﾗﾝ	H23 年度 424社 【H17～23累計】	H26 年度 462社 (H17～26累計)	600社以上 (H17～32累計) 【累計】		雇用労 政課
30	年次有給休暇取得率	子ども夢ﾌﾟﾗﾝ	H23 年度 47.8% (単年度値)	H26 年度 48.9%	60%以上 (単年度値)		雇用労 政課
31	放課後児童クラブ設置数	総合計画 子ども夢ﾌﾟﾗﾝ	H23 年度 328ヵ所 (H23までの累計)	H26 年度 370ヵ所	362ヵ所以上 (H26までの累計)		子育て 支援課
32	ファミリー・サポート・センターの 設置数	子ども夢ﾌﾟﾗﾝ	H23 年度 26ヵ所 【H23までの累計】	H26 年度 28ヵ所	30ヵ所以上 【H32までの累計】		子育て 支援課
(2) 子どもを育てる大人の意識改革							
青 3	大人への応援講座の受講者数	現行プラン	H23 年度 3,580人 【単年度計】	H26 年度 3,392人 (単年度計) 13,684人 (H26までの累計)	39,000人以上 (H23～32累計)	震災による講 座実施回数の 減少等	こど も・青 少年政 策課
2 青少年を育成する地域力の強化							
(1) 地域力を生かした青少年の育成							
意 2	住民やNPO等による地域づくり活 動に積極的に参加していると回答し た県民の割合 【県政世論調査／意識調査項目】 【新統計の指標】	総合計画	H24 年度 15.2% (単年度値)	H26 年度 15.5% (単年度値)	上昇をめざす (前年度値に對し て) 【単年度値】		こど も・青 少年政 策課
33	NPOやボランティアと県との協働 事業数	総合計画	H24 年度 59事業 【多年累計】	H26 年度 92事業 【多年累計】	130事業以上 【H32までの累計】		文化振 興課
34	福島県次世代育成支援企業認証数 (29の再掲)	総合計画 子ども夢ﾌﾟﾗﾝ	H23 年度 424社 【H17～23累計】	H26 年度 462社 (H17～26累計)	600社以上 (H17～32累計) 【累計】		雇用労 政課

指標コード	項目	区分	<新>初期値 (H25年3月時点) (<新>プラン策定時)		現況値 (H26年度実績) (<新>プラン2年目)		<新>プランの 最終目標値等 (H32年度)	備考	担当課 (室)
(2) 地域コミュニティづくり									
35	放課後児童クラブ設置数 (31の再掲)	総合計画 子ども夢プラン	H23 年度	328カ所 (H24までの累計)	H26 年度	370カ所	362カ所以上 (H26までの累計)		子育て 支援課
36	地域子育て支援拠点(センター型・ ひろば型・児童館型)施設数	子ども夢プラン	H23 年度	75カ所 [H23までの累計]	H26 年度	92カ所	95カ所以上 [H32までの累計]		子育て 支援課
意 3	【内容変更】 福島県で子育てを行いたいと回答し た県民の割合 【県政世論調査/意識調査項目】 [新総計の指標]	総合計画	H24 年度	48.3% [単年度値]	H26 年度	48.7% (単年度値)	上昇を目指す (前年度値に対し て) [単年度値]		こども・青 少年政 策課
(3) 地域の青少年指導者や青少年育成団体活動の推進									
青 4	「青少年育成活動推進指導者研修 会」への参加者数	現行プラン	H23 年度	2,526人 [H23までの累計]	H26 年度	129人 (単年度計) 3,026人 (H26までの累計)	3,300人以上 [H32までの累計]	震災による応 募者数の減少 等	こども・青 少年政 策課
(4) 県民運動の推進									
青 9 新	「青少年健全育成県民総ぐるみ運 動」への参加者数	無	H24 年度	200人 [単年度計]	H26 年度	140名 (単年度計) 400人 (H26までの累計)	1,000人以上 [H24~32累計]		こども・青 少年政 策課
3 社会環境の健全化									
(1) 有害環境の浄化活動の推進									
青 5	有害図書類の区分陳列及び適正表示 の実施率	無	H22 年度	87.1% (単年度値) [直近判明値]	H26 年度	85.2% (単年度値)	100% (単年度値)		こども・青 少年政 策課
(2) 子どもの安全の確保									
37	犯罪発生件数(刑法犯認知件数) (26の再掲)	総合計画	H23 年度	16,179件 (単年計)	H26 年度	14,316件 (単年計)	減少を目指す (現況値に対し て) [単年計]		生活安 全企画 課
38	すべての人が安心して通れるように 配慮して整備された歩道の延長	総合計画 子ども夢プラン	H23 年度	567km (H23までの累計)	H26 年度	613.7km	690km以上 (H32までの累計)		道路整 備課
39	スクールガードの人数(公立小・中 学校1校あたりの平均人数) [モニタリング指標]	教育計画	H22 年度	83.0人 (直近判明値)	H26 年度	29.0人	現状維持をめざす		健康教 育課
40	子どもの交通事故死傷者数	子ども夢プラン	H23 年度	663人 (単年計)	H26 年度	396人 (単年計)	継続的な減少を めざす [単年計]		交通企 画課

第4部 参考資料

1 福島県青少年健全育成条例

昭和53年3月30日福島県条例第30号
改正 昭和58年12月16日福島県条例第40号
改正 昭和59年12月25日福島県条例第56号
改正 平成4年3月24日福島県条例第24号
改正 平成6年10月14日福島県条例第73号
改正 平成7年10月13日福島県条例第59号
改正 平成10年7月7日福島県条例第45号
改正 平成11年3月19日福島県条例第10号
改正 平成11年12月24日福島県条例第56号
改正 平成12年3月24日福島県条例第18号
改正 平成16年3月26日福島県条例第21号
改正 平成18年3月22日福島県条例第16号
改正 平成19年3月20日福島県条例第16号

目次

- 第1章 総則（第1条－第8条）
- 第2章 健全な育成に関する施策（第9条－第13条）
- 第3章 健全な育成を阻害する行為の規制（第14条－第30条）
- 第3章の2 インターネット利用環境の整備（第30条の2）
- 第4章 青少年健全育成審議会（第31条－第33条）
- 第5章 罰則（第34条－第36条）
- 第6章 雑則（第37条－第39条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、青少年の健全な育成に関する基本理念及び責務を明らかにし、青少年を健全に育成するための施策の大綱を定めるとともに青少年の健全な育成を阻害する行為を規制し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 すべて青少年は、社会の成員としての使命と役割を自覚し、現在及び将来の社会及び文化を担うにふさわしい心身ともに健康な社会人として成長するようあらゆる生活の場において配慮されなければならない。

（家庭を構成する者の責務）

第3条 家庭を構成する者は、互いに協力し、明るい健康な家庭づくりをすすめることによつて、青少年の健全な育成に努めなければならない。

（学校、職場等の関係者の責務）

第4条 学校及び職場の関係者その他青少年の健全な育成に係る関係者は、その職務又は活動を通じ、相互に連携し、自主的かつ積極的に青少年の健全な育成に努めなければならない。

(地域住民の責務)

第5条 地域社会において、住民は、連帯意識を持ち、互いに協力することによつて、青少年の健全な育成に努めなければならない。

(県の責務)

第6条 県は、青少年の健全な育成に関し必要な体制を確立するとともに、総合的な施策を策定し、国及び市町村と緊密な連携を図りながらこれを実施する責務を有する。

第7条 削除

(適用上の注意)

第8条 この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用するものであつて、いやしくもこれを濫用し、何人の自由と権利を不当に制限するようなことがあつてはならない。

第2章 健全な育成に関する施策

(施策の基本)

第9条 青少年の健全な育成に関する県の施策の策定及び実施は、青少年及び県民の自主的な活動又は運動を基本とし、積極的かつ効果的になされなければならない。

(施策の大綱)

第10条 県は、次の各号に掲げる基本的な施策を講ずるものとする。

- (1) 青少年の自主的かつ健全な活動の助長
- (2) 青少年の健全な育成に関する指導者の養成及び確保
- (3) 青少年の利用する文化施設、体育施設その他の施設の整備
- (4) 青少年の健全な育成に関する各種の教育の振興
- (5) 青少年を取り巻く社会環境の浄化及び非行防止活動の強化
- (6) 青少年の健全な育成に関する相談体制の整備

(調査、研究及び情報の提供)

第11条 県は、青少年の健全な育成に関する施策の効果的な推進を図るため、調査、研究及び情報の収集に努めるとともに、県民及び関係機関に対し必要に応じ情報を提供するものとする。

(推奨)

第12条 知事は、映画、演劇、書籍その他これらに類するものでその内容が特に優れているもののうち、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認めるものを推奨することができる。

(表彰)

第13条 知事は、次の各号に掲げるものを表彰することができる。

- (1) 青少年又は青少年の団体で、その活動が他の模範であると認められるもの
- (2) 青少年の健全な育成のために積極的に活動し、その功績が特に顕著であると認められるもの

第3章 健全な育成を阻害する行為の規制

(定義)

第14条 この章以下において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 18歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。
- (2) 保護者 親権者、未成年後見人、雇用主その他の者で青少年を現に保護監督する者をいう。
- (3) 興行 映画、演劇、演舞等の見せ物その他これらに類するものをいう。
- (4) 図書類 書籍、雑誌その他の印刷物、絵画、写真及び映画フィルム、スライドフィルム、ビデオテープ、ビデオディスク、録音テープ、コンパクトディスクその他の映像又は音声記録されているものをいう。
- (5) 広告物 屋内又は屋外で公衆に表示され、又は頒布されるものであつて、看板、立看板、はり紙、はり札及びちらし並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲示され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
- (6) がん具類 がん具、刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に規定する刀剣類を除く。）その他これらに類するものをいう。
- (7) 遊技営業等 次に掲げる営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業を除く。）をいう。
 - ア 個室を設けて、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱させる営業
 - イ 設備を設けて、客に図書類の閲覧若しくは視聴又はインターネットの利用をさせる営業（図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館が行うものを除く。）
 - ウ スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備により客に遊技をさせる営業（興行等の自主規制）

第15条 興行を主催する者、図書類を販売し、交換し、貸し付けし、見せ、若しくは聴かせることを業とする者、旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業をいう。以下同じ。）を営む者でその施設において客に対し図書類をサービスとして提供するもの（以下「図書類サービス業者」という。）又は広告物の広告主若しくは管理者は、興行、図書類又は広告物の内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、青少年に当該興行を観覧させ、当該図書類を販売し、譲渡し、交換し、貸し付けし、頒布し、見せ、若しくは聴かせ、又は当該広告物を掲示し、表示し、若しくは頒布しないよう努めなければならない。

- (1) 青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
 - (2) 青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
 - (3) 青少年の自殺又は犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- 2 がん具類の販売を業とする者は、がん具類の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、青少年に当該がん具類を販売し、譲渡し、交換し、貸し付けし、頒布し、見せ、又は聴かせないよう努めなければならない。
- (1) 青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
 - (2) 青少年の犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
 - (3) 人の生命、身体又は財産に対し危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

（自動販売機による図書類の販売等の自主規制）

第16条 図書類又はがん具類の販売又は貸付けを業とする者は、その図書類の内容が前条第1項各号のいずれかに該当すると認められるとき又はそのがん具類の形状、構造若しくは機能が同条第2項各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該図書類又はがん具類を自動販売機又は自動貸出機（販売又は貸付けの業務に従事する者と客とが直接対面する方法によらずに販売又は

貸付けを行うことができる設備を有する機器をいう。以下「自動販売機等」という。)により青少年に販売し、又は貸し付けないよう努めなければならない。

2 自動販売機等による図書類又はがん具類の販売又は貸付けを業とする者(以下「図書類等販売業者」という。)は、次に掲げる施設の敷地の周辺においては、前条第1項各号のいずれかに該当する図書類及び同条第2項各号のいずれかに該当するがん具類を自動販売機等に収納しないよう努めなければならない。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)
- (2) 図書館法第2条第1項に規定する図書館
- (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設
- (4) 前3号に掲げるもののほか、多数の青少年の利用に供される施設で知事が指定するもの(有害興行の指定、観覧の制限等)

第17条 知事は、興行の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を青少年に有害な興行として指定することができる。ただし、風営法第2条第6項第3号に規定する営業に係る興行場において行われる興行については、この限りでない。

- (1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものとして規則で定めるもの
- (2) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものとして規則で定めるもの
- (3) 著しく青少年の自殺又は犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものとして規則で定めるもの

2 興行を主催する者は、前項の規定により指定された興行を青少年に観覧させてはならない。

3 興行を主催する者は、第1項の規定により指定された興行を行うときは、入場しようとする者の見やすい箇所に当該指定のあつた旨及び青少年の入場を禁ずる旨を掲示しなければならない。

(有害図書類の指定及び販売等の制限)

第18条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。

2 次に掲げるものは、青少年に有害な図書類とする。

- (1) 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為(以下「卑わいな姿態等」という。)を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページの数(表紙を含む。以下この号において同じ。)が20ページ以上のも(当該書籍又は雑誌の内容が主として読者の性的好奇心をそそるものでないと認められるものを除く。)又はページの総数の5分の1以上を占めるもの
- (2) ビデオテープ又はビデオディスクであつて、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものの描写の時間が合わせて3分を超えるもの(当該ビデオテープ又はビデオディスクの内容が主として視聴者の性的好奇心をそそるものでないと認められるものを除く。)又は連続して3分を超えるもの(映像は連続しないが、音声が続く等実質的に描写が連続する場合において、当該描写の時間が3分を超えるものを含む。)
- (3) 図書類の内容についての審査を行う団体で知事が指定するものが青少年の閲覧又は視聴を不相当と認めた図書類であつて、当該団体が定める方法によりその旨が表示されているもの

3 図書類を販売し、交換し、貸し付け、見せ、若しくは聴かせることを業とする者又は図書類サー

ビス業者（以下これらを「図書類の取扱業者」という。）は、第1項の規定により指定された図書類及び前項各号のいずれかに該当する図書類（以下「有害図書類」という。）を青少年に販売し、譲渡し、交換し、貸し付け、頒布し、見せ、又は聴かせてはならない。

- 4 図書類の取扱業者は、有害図書類を陳列するときは、青少年の健全な育成を阻害するおそれがない方法として規則で定める方法により、陳列しなければならない。ただし、法令により青少年の立入りが禁止されている場所において有害図書類を陳列するときは、この限りでない。
- 5 前項本文の場合において、図書類の取扱業者は、有害図書類の陳列場所の見やすい箇所に、当該図書類を青少年が購入し、借り受け、閲覧し、又は視聴することができない旨の掲示をしなければならない。
- 6 知事は、前2項の規定に違反している図書類の取扱業者に対し、期限を定めて、その有害図書類の陳列方法を改善し、又は前項の掲示をすべきことを命ずることができる。

（有害広告物の指定及び掲示等の制限）

第19条 知事は、広告物の内容の全部又は一部が第17条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物を青少年に有害な広告物として指定することができる。

- 2 広告物の広告主又はその管理者は、前項の規定により指定された広告物を速やかに撤去し、その内容を変更し、その他必要な措置を講じなければならない。
- 3 知事は、前項の規定に違反して掲示され、表示され、又は頒布されている広告物があるときは、当該広告物の広告主又はその管理者に対し当該広告物の撤去、内容の変更その他必要な措置を命ずることができる。

（有害がん具類の指定及び販売等の制限）

第20条 知事は、がん具類の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該がん具類を青少年に有害ながん具類として指定することができる。

- (1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものとして規則で定めるもの
 - (2) 著しく青少年の犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものとして規則で定めるもの
 - (3) 著しく人の生命、身体又は財産に対し危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるものとして規則で定めるもの
- 2 次に掲げるものは、青少年に有害ながん具類とする。
 - (1) 下着の形状をしたがん具
 - (2) 使用済みの下着であるとして、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されている物品
 - (3) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供するがん具であつて、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの
 - 3 がん具類の販売を業とする者は、第1項の規定により指定されたがん具類及び前項各号のいずれかに該当するがん具類（以下「有害がん具類」という。）を青少年に販売し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は頒布してはならない。

（自動販売機等管理者の設置）

第20条の2 図書类等販売業者は、その設置する自動販売機等ごとに、第21条第2項の規定による青少年に有害な図書類及び青少年に有害ながん具類の撤去その他の必要な措置を自ら直ちに講ず

ることができない場合において、自己に代わつてその措置を講ずることができる者を自動販売機等管理者として置かなければならない。ただし、図書類等販売業者が自ら管理することができるものとして規則で定める自動販売機等については、この限りでない。

- 2 前項に規定する自動販売機等管理者は、規則で定める要件を満たした者でなければならない。
(自動販売機等の設置等の届出)

第20条の3 図書類等販売業者は、図書類又はがん具類の販売又は貸付けを目的として自動販売機等を設置しようとするとき又は自動販売機等の設置場所を変更しようとするときは、当該自動販売機等ごとに、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 図書類等販売業者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 自動販売機等管理者の住所及び氏名
- (3) 自動販売機等の設置場所
- (4) 自動販売機等の設置場所の提供者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (5) 自動販売機等の設置予定年月日
- (6) 自動販売機等による販売又は貸付けの開始予定年月日
- (7) 自動販売機等により販売し、又は貸し付ける図書類又はがん具類の種類

- 2 前項の規定により届出をした者は、同項各号（第3号を除く。）に掲げる事項に変更があつたとき又はその届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、その変更があつた日又は廃止した日から15日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(自動販売機等の届出済証のはり付け)

第20条の4 前条第1項又は第2項の規定による届出をし、知事から届出済証の交付を受けた者は、その届出に係る自動販売機等の見やすい箇所に、当該届出済証をはり付けなければならない。

- 2 前項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証が滅失し、破損し、又は識別が困難となつたときは、知事に届出済証の再交付を申請しなければならない。

(自動販売機等への図書類及びがん具類の収納の制限)

第21条 図書類等販売業者は、その設置する自動販売機等に有害図書類又は有害がん具類を販売又は貸付けの目的で収納してはならない。

- 2 図書類等販売業者及び自動販売機等管理者は、現に自動販売機等に販売又は貸付けの目的で収納されている図書類が第18条第1項の規定による指定を受けたとき又はがん具類が第20条第1項の規定による指定を受けたときは、直ちに当該図書類又はがん具類の当該自動販売機等からの撤去その他の必要な措置を講じなければならない。

- 3 知事は、第18条第1項の規定による指定を受けた図書類又は第20条第1項の規定による指定を受けたがん具類が前項の規定に違反して、自動販売機等に販売又は貸付けの目的で収納されているときは、当該図書類等販売業者及び自動販売機等管理者に対し当該図書類又はがん具類の撤去その他の必要な措置を命ずることができる。

- 4 知事は、青少年の健全な育成のために必要な環境を阻害するおそれのないよう、図書類等販売業者に対し図書類又はがん具類が収納されている自動販売機等の設置場所について適当な措置を講ずるよう求めることができる。

(適用除外)

第21条の2 第20条の2から前条までの規定は、法令により青少年の立入りが禁止されている場所に設置されている自動販売機等については、適用しない。

(金銭の貸付け等の制限)

第22条 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第2項に規定する貸金業者は、その営業に関し青少年に金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。)をしてはならない。

2 質屋営業法(昭和25年法律第158号)第1条第2項に規定する質屋は、その営業に関し青少年から物品(有価証券を含む。)を質にとつて金銭を貸し付けてはならない。

3 古物営業法(昭和24年法律第108号)第2条第3項に規定する古物商は、その営業に関し青少年から物品を買受け、若しくは物品の販売の委託を受け、又は青少年と物品を交換してはならない。

4 前3項の規定は、当該青少年が保護者の依頼を受け、又は同意を得たと認められるときその他正当な理由があると認められるときは適用しない。

(非行誘発行為の防止)

第23条 何人も、青少年に対し次に掲げる行為をしないよう努めなければならない。

(1) その内容が第15条第1項各号のいずれかに該当する興行、図書類及び広告物並びにその形状、構造又は機能が同条第2項各号のいずれかに該当するがん具類を見せ、聴かせ、又は所持させること。

(2) 善良な風俗を害するおそれのある場所に立ち入らせること。

(3) 射幸心をそそるおそれのある行為をさせること。

(4) 飲酒又は喫煙をさせること。

(5) トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤若しくは塗料を正当な理由なく使用させ又は所持させること。

(遊技営業等の場所への立入禁止等)

第23条の2 遊技営業等を営む者は、当該遊技営業等の場所に個室又は区画席(周囲を仕切り板等で囲つた構造の客席をいう。以下同じ。)を設けて営業を行うときは、次の各号のいずれかに該当する個室又は区画席(以下「特定個室等」という。)に青少年を客として立ち入らせてはならない。

(1) 出入口に内部からかぎのかかる設備を有するもの

(2) 外部からその内部を常に見通すことが困難であるもの

2 警察官又は少年補導に関する事務に従事することをその職務とする警察職員(警察官を除く。以下「少年警察補導員」という。)は、遊技営業等を営む者が前項の規定に違反して特定個室等に現に青少年を客として立ち入らせているときは、当該遊技営業等を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者に対し、更に反復して特定個室等に青少年を客として立ち入らせてはならない旨を警告することができる。

3 知事は、前項の規定による警告を受けた者が当該警告に従わずに特定個室等に青少年を客として立ち入らせた場合において、当該警告に係る遊技営業等の場所に青少年を客として立ち入らせることがその健全な育成を阻害するおそれのあると認めるときは、当該遊技営業等の場所の全部又は一部を青少年の立入りを禁止する場所として指定することができる。

4 遊技営業等を営む者は、前項の規定による指定を受けた場所に青少年を客として立ち入らせてはならない。

5 遊技営業等を営む者は、第3項の規定による指定を受けたときは、速やかに当該遊技営業等の場所の見やすい箇所に当該指定を受けた旨及び青少年の立入りを禁ずる旨を掲示しなければならない。

(みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止)

第24条 何人も、青少年に対しみだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年にわいせつな行為をさせてはならない。

3 何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為を教え、又は見せてはならない。

(入れ墨の禁止)

第24条の2 何人も、青少年に対し、正当な理由なく入れ墨を施し、又はその周旋をしてはならない。

2 何人も、青少年をして、青少年に対し、正当な理由なく入れ墨を施させ、又はその周旋をさせてはならない。

(勧誘行為の禁止)

第24条の3 何人も、青少年に対し、次に掲げる者となるよう勧誘してはならない。

(1) 風営法第2条第1項第2号に掲げる営業の客

(2) 風営法第2条第4項に規定する接待飲食等営業若しくは同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において客に接する業務に従事する者又は同法第35条の3第1号に規定する受託接客従業者

(深夜外出の制限)

第25条 保護者は、特別の事情がある場合のほか、深夜(午後10時から翌日の午前5時までをいう。以下同じ。)に青少年を外出させないよう努めなければならない。

2 何人も、保護者の委託を受け、若しくは同意を得、又はその他正当な理由がある場合のほか、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

3 深夜において営業を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に特別の事情なく当該営業の場所にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければならない。

(深夜遊技営業等の場所への立入禁止等)

第25条の2 深夜において遊技営業等を営む者(以下「深夜遊技営業等営業者」という。)及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に、当該遊技営業等の場所に青少年を客として立ち入らせてはならない。

2 深夜遊技営業等営業者は、その遊技営業等の場所の見やすい箇所に深夜における青少年の立入りを禁ずる旨を掲示しなければならない。

3 知事は、前項の規定に違反している深夜遊技営業等営業者に対し、期限を定めて、同項の掲示をすべきことを命ずることができる。

(場所の提供及び周旋の禁止)

第26条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為をすることを知つて場所を提供し、又はその周旋をしてはならない。

(1) みだらな性行為又はわいせつな行為

(2) 前号の行為を教え又は見せる行為

- (3) 暴行又はとばく行為
- (4) 正当な理由なく大麻、麻薬又は覚せい剤を使用する行為
- (5) 正当な理由なく、トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤若しくは塗料を使用する行為
- (6) 正当な理由なく入れ墨を施す行為
- (7) 飲酒又は喫煙

(旅館業者等の通知義務等)

第27条 旅館業を営む者若しくはアパート、貸家若しくは貸間を業として営む者又はこれらの管理者は、当該施設において、前条各号に掲げる行為が青少年に対してなされ、若しくは青少年が当該行為をし、若しくはこれらの行為がなされる疑いがあると認めるとき又は当該施設を使用する青少年に家出等の疑いがあると認めるときは、直ちにその旨を警察署等関係機関に届けいでし、又は保護者に通知するよう努めなければならない。

2 自動車旅行ホテル営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第3条第1項第2号に規定する施設のうち、同条第2項に規定する構造を有する個室を設けるもの又はこれに類似する施設を利用させる営業をいう。）を営む者は、その建築物若しくは看板類の意匠若しくは形態又はその設置場所が青少年の健全な育成のために必要な環境を阻害することのないよう努めなければならない。

(有害興行等の指定の取消し)

第28条 知事は、第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項、第20条第1項又は第23条の2第3項の規定により指定をした場合において、当該指定をした理由がなくなつたと認めるときは、速やかにこれを取り消さなければならない。

(立入調査等)

第29条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定した職員に、営業時間内において次に掲げる場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは資料を提出させることができる。

- (1) 興行が行われている場所
 - (2) 図書類を販売し、貸し付け、交換し、見せ、又は聴かせることを業とする者の営業の場所
 - (3) 広告物の広告主又はその管理者の営業の場所
 - (4) 広告物が掲示され、表示され、又は頒布されている場所
 - (5) がん具類の販売を業とする者の営業の場所
 - (6) 図書類又はがん具類が収納されている自動販売機等の設置場所
 - (7) 遊技営業等の場所
- 2 警察官又は少年警察補導員は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、営業時間内において遊技営業等の場所に立ち入り、調査し、又は関係者に質問し、若しくは資料の提出を求めることができる。
- 3 前2項の規定による権限の行使は、必要かつ最小限度において行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。
- 4 第1項及び第2項の規定による権限を行使する者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 5 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(審議会への諮問)

第30条 知事は、次に掲げる行為を行おうとするときは、あらかじめ福島県青少年健全育成審議会の意見を聴かなければならない。ただし、第2号、第4号又は第5号に掲げる行為（第18条第2項第3号の規定による指定を除く。）を行おうとする場合において、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 第12条の規定による推奨
- (2) 第17条第1項、第18条第1項若しくは第2項第3号、第19条第1項、第20条第1項又は第23条の2第3項の規定による指定
- (3) 第18条第2項第1号及び第2号並びに第20条第2項第3号の規定による規則の制定又は改正
- (4) 第19条第3項又は第21条第3項の規定による措置命令
- (5) 第28条の規定による指定の取消し

2 知事は、前項ただし書の規定により指定、措置命令又は指定の取消しをしたときは、遅滞なくその旨を福島県青少年健全育成審議会に報告するものとする。

第3章の2 インターネット利用環境の整備

第30条の2 家庭を構成する者並びに学校及び職場の関係者その他青少年の健全な育成に係る関係者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その利用により得られる情報であつて、その内容の全部又は一部が第15条第1項各号のいずれかに該当すると認められる情報その他の青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる情報（以下「有害情報」という。）を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

- 2 インターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング（インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。以下同じ。）の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。
- 3 特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第1項第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように、フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。
- 4 端末設備の販売又は貸付けを業とする者は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように、フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。

第4章 青少年健全育成審議会

(設置及び権限)

第31条 知事の附属機関として、福島県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、この条例の規定により定められた事項を審議するほか、知事の諮問に応じ、青少年の健全な育成に関する事項を調査審議する。
- 3 審議会は、青少年の健全な育成に関する事項について調査し、知事に意見を述べることができ

る。

(組織及び運営)

第32条 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 審議会の委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることを妨げない。
- 5 審議会に会長1人を置き、会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 7 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員が、会長の職務を代理する。

(規則への委任)

第33条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(罰則規定)

第34条 第24条第1項又は第2項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 2 第24条の2の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第21条第1項の規定に違反した者
 - (2) 第24条第3項の規定に違反した者
 - (3) 第26条の規定に違反して同条第1号から第6号までに掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を知つて場所を提供し、又はその周旋をした者
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第17条第2項の規定に違反した者
 - (2) 第18条第3項の規定に違反した者
 - (3) 第18条第6項の規定による命令に違反した者
 - (4) 第19条第3項の規定による命令に違反した者
 - (5) 第20条第3項の規定に違反した者
 - (6) 第21条第3項の規定による命令に違反した者
 - (7) 第23条の2第4項の規定に違反した者
 - (8) 第24条の3の規定に違反した者
 - (9) 第25条第2項の規定に違反した者
 - (10) 第25条の2第1項の規定に違反した者
 - (11) 第26条の規定に違反して同条第7号に掲げる行為を知つて場所を提供し、又はその周旋をした者
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第20条の3第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (2) 第20条の3第2項の規定による変更若しくは廃止の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (3) 第20条の4第1項の規定に違反して知事の交付する届出済証をはり付けなかつた者
 - (4) 第23条の2第5項の規定に違反した者

- (5) 第25条の2第3項の規定による命令に違反した者
 - (6) 第29条第1項又は第2項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、質問に対し虚偽の陳述をし、又は資料の提出を拒んだ者
- 6 第24条から第24条の3まで又は第25条第2項の規定に違反した者は、当該行為の相手が青少年であることを知らないことを理由として第1項から第4項までの規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

(両罰規定)

第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して罰則規定に該当する行為を行つたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

(適用除外)

第36条 この条例の罰則規定は、青少年には適用しない。

第6章 雑則

(推奨等の告示)

第37条 第12条の規定による推奨又は第17条第1項、第18条第1項若しくは第2項第3号、第19条第1項、第20条第1項若しくは第23条の2第3項の規定による指定若しくはこれらの指定の取消しは、福島県報をもつて告示によりこれを行う。ただし、急施を要する場合は、あらかじめ関係者にその旨を通知することによりこれを行うことができる。

(申出)

第38条 何人も、第12条の規定による推奨又は第17条第1項、第18条第1項若しくは第2項第3号、第19条第1項、第20条第1項若しくは第23条の2第3項の規定による指定若しくはこれらの指定の取消しをすることが適当であると認めるときは、知事に対しその旨を申し出ることができる。

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則（昭和58年条例第40号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の福島県青少年健全育成条例第22条第1項の規定の適用については、この条例の施行の際現に貸金業の規制等に関する法律附則第3条第1項の規定により同法第3条第1項の貸金業の登録を受けないで同法の施行後も引き続き同法第2条第1項の貸金業を営んでいる者は、同法第2条第2項に規定する貸金業者とみなす。

附 則（昭和59年条例第56号）

この条例は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則（平成4年条例第24号）

1 この条例は、平成4年5月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成6年条例第73号）

(施行月日)

- 1 この条例は、平成7年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に図書類又はがん具類（がん具、刃物（鉄砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に規定する刀剣類を除く。）その他これに類するものをいう。）の販売又は貸付けを目的として自動販売機等（法令により青少年（18歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。）の立入りが禁止されている場所に設置されているものを除く。）を設置している図書類等販売業者は、平成7年3月31日までに、当該自動販売機等ごとに改正後の福島県青少年健全育成条例（以下「改正後の条例」という。）第20条の3第1項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。この場合において、同項第5号中「設置予定年月日」とあるのは「設置年月日」と、同項第6号中「開始予定年月日」とあるのは「開始年月日」とする。
- 3 前項の規定による届出は、改正後の条例第20条の3第1項の規定による届出とみなす。
- 4 改正後の条例第18条第2項第1号及び第2号並びに第20条第2項第3号の規定による規則の制定又は改正を行おうとするときは、知事は、この条例の施行前においても福島県青少年健全育成審議会の意見を聴くことができる。
- 5 附則第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金に処する。
- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為を行ったときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

附 則（平成7年条例第59号）

この条例は、平成7年10月18日から施行する。

附 則（平成10年条例第45号）

この条例は、平成10年11月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第10号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第56号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第18号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第21号）

- 1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。ただし、目次及び第16条第1項の改正規定並びに第3章の次に1章を加える改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第16号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第16号）

- 1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。ただし、第22条第1項の改正規定は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第115号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 福島県青少年健全育成条例施行規則

昭和53年 8月15日 福島県規則第49号
改正 平成5年 3月 9日 福島県規則第6号
改正 平成6年12月 6日 福島県規則第131号
改正 平成10年 9月29日 福島県規則第86号
改正 平成11年 3月30日 福島県規則第29号
改正 平成16年 3月26日 福島県規則第24号
改正 平成16年12月24日 福島県規則第88号
改正 平成17年 3月 4日 福島県規則第17号
改正 平成19年 3月20日 福島県規則第13号

(有害興行の指定の基準)

第1条 福島県青少年健全育成条例(昭和53年福島県条例第30号。以下「条例」という。)第17条第1項第1号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態を描写し、又は表現し、著しく性的感情を刺激するおそれのあるもの
- (2) 性交又はこれに類する性行為を露骨に描写し、若しくは表現し、又は容易に連想させ、著しく性的感情を刺激するおそれのあるもの
- (3) 自慰若しくは排せつの姿態又は変態性欲に基づく行為を露骨に描写し、又は表現し、著しく性的感情を刺激するおそれのあるもの

2 条例第17条第1項第2号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 暴力を肯定し、又は賛美するように描写し、又は表現しているもの
- (2) 殺人、傷害、暴行等の行為又は言語等により人に精神的苦痛を与える行為を刺激的に描写し、又は表現しているもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、描写又は表現がこれらの基準に該当するものと同程度に粗暴性又は残虐性を助長するおそれのあるもの

3 条例第17条第1項第3号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自殺又は刑罰法規に触れる行為を肯定し、又はこれらの行為の実行を勧めるような表現をしているもの
- (2) 自殺又は刑罰法規に触れる行為の手段を模倣できるように詳細に又は具体的に描写し、又は表現しているもの

(有害興行の指定等の揭示)

第1条の2 条例第17条第3項の規定による揭示は、様式第1号によるものとする。

(有害な図書類とする図書等の内容)

第2条 条例第18条第2項第1号の規則で定める写真又は絵は、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。)とする。

- (1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの

- ア 大たい部を開いた姿態
- イ 陰部、でん部又は乳房を誇示した姿態
- ウ 自慰の姿態
- エ 排せつの姿態
- オ 愛ぶの姿態
- カ 緊縛の姿態

(2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの

- ア 性交又はこれを連想させる行為
- イ ごうかんその他の凌辱行為
- ウ 同性間の行為
- エ 変態性欲に基づく行為

2 条例第18条第2項第2号の規則で定める場面は、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）とする。

（有害図書類の陳列の方法）

第2条の2 条例第18条第4項の規則で定める方法は、次の各号のいずれかに該当する方法により他の図書類と区分し、かつ、図書類の販売又は貸付けの業務に従事する者が容易に監視できる場所に陳列する方法とする。

- (1) 間仕切り等により仕切られ、内部を容易に見通すことができない措置が講じられた場所にまとめて陳列すること。
- (2) 棚板の前面から20センチメートル以上張り出した仕切り板（透視できない材質のものに限る。以下同じ。）を設け、当該仕切り板と仕切り板との間又は当該仕切り板と壁面との間にまとめて陳列すること。
- (3) 他の図書類を陳列する棚から60センチメートル以上離れた位置にある棚にまとめて陳列すること。
- (4) 図書類の販売又は貸付けの業務に従事する者が常駐する場所から半径5メートル以内の場所にまとめて陳列すること。
- (5) 床面からの高さが150センチメートル以上の位置に、背表紙のみが見えるようにし、かつ、まとめて陳列すること。
- (6) 前各号に掲げる方法を講ずることが困難な場合には、有害図書類をビニール包装、ひも掛けその他の方法による容易に閲覧することができない状態にし、かつ、まとめて陳列すること。

（有害ながん具類の指定の基準）

第3条 条例第20条第1項第1号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 性行為を露骨に表現し、又は容易に連想させ、著しく性的感情を刺激するおそれのあるもの
- (2) 性行為の用具として使用できるもので、著しく性的感情を刺激するおそれのあるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、これらの基準に該当するものと同程度に著しく性的感情を刺激するおそれのあるもの

2 条例第20条第1項第2号の規則で定めるものは、銃砲若しくは刀剣類をかたどつたもので実物に酷似したもの又は人の身体を自由を奪い、若しくは苦痛を与えるもので、犯罪を誘発するおそれのあるものとする。

- 3 条例第20条第1項第3号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 弾丸、矢その他の物を発射するのに適し、又はその物自体が投げるのに適したもので、物を発射し、又はその物を投げることにより、人を殺傷するおそれが高いもの
 - (2) 家庭用、学習用及び業務用に使用するもの以外の刃物で、容易に人を殺傷し得るもの
 - (3) 火薬その他爆発性の物質を内包することができるもので、人を殺傷するおそれが高いもの
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、これらの基準に該当するものと同程度に著しく人の生命、身体又は財産に対し危害を及ぼすおそれのあるもの
(有害ながん具類とするがん具の形状等)

第3条の2 条例第20条第2項第3号の規則で定める形状、構造又は機能を有するがん具は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 性器の形状又は性器に著しく類似する形状を有するもの
- (2) 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有し、かつ、電動式振動機を内蔵又は装着可能な構造を有するもの
- (3) 全裸又は半裸の人形（気体又は液体を充てんし人形とするものを含む。）
(自動販売機等管理者の設置)

第4条 条例第20条の2第1項ただし書の規則で定める自動販売機等は、図書類等販売業者がその住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）と同一の市町村内に設置する自動販売機等とする。

2 条例第20条の2第2項の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 未成年者でないこと。
- (2) 自動販売機等の設置場所と同一の市町村内に居住していること。
- (3) 条例に定める自動販売機等管理者の義務の履行に関し、図書類等販売業者から一切の権限を付与されていること。
- (4) 条例に定める自動販売機等管理者の義務を履行することを承諾していること。
(自動販売機等の設置等の届出)

第5条 条例第20条の3第1項の規定による届出は、自動販売機等設置届出書（様式第2号）により行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 法人にあつては、その登記事項証明書
- (2) 自動販売機等の設置場所の付近の見取図
- (3) 自動販売機等の設置場所の使用に係る権原を証する書類
- (4) 自動販売機等管理者が前条第2項第3号及び第4号の要件を満たすことを証する書類

3 条例第20条の3第2項の規定による届出は、自動販売機等届出事項変更（使用廃止）届出書（様式第3号）により行うものとする。

4 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 条例第20条の3第1項第1号に規定する事項の変更の場合には、法人にあつてはその登記事項証明書、個人の氏名の変更にあつてはその戸籍抄本
- (2) 条例第20条の3第1項第2号に規定する事項の変更の場合には、第2項第4号に掲げる書類
- (3) 条例第20条の3第1項第4号に規定する事項の変更の場合には、第2項第3号に掲げる書類

5 知事は、次に掲げる者に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の

5 第1項に規定する本人確認情報をいう。)について、同法第30条の7第5項第2号の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第30条の8第1項第2号の規定によるその利用ができないときは、自動販売機等設置届出者及び自動販売機等届出事項変更届出者に対し、当該者に係る住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

(1) 自動販売機等設置届出者及び自動販売機等届出事項変更届出者（個人である場合に限る。）

(2) 自動販売機等管理者

（自動販売機等の届出済証）

第6条 条例第20条の4第1項の届出済証は、自動販売機等届出済証（様式第4号）とする。

2 条例第20条の4第2項の規定による申請は、自動販売機等届出済証再交付申請書（様式第5号）により行うものとする。

（遊技営業等の場所への立入禁止等の掲示）

第7条 条例第23条の2第5項の規定による掲示は、様式第6号によるものとする。

（身分証明書）

第8条 条例第29条第4項に規定する同条第1項の規定による権限を行使する者の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第7号）とする。

（推奨等の申出）

第9条 条例第38条の規定による推奨又は指定若しくは指定の取消しの申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所

(2) 申出の対象に係る事項

(3) 推奨又は指定若しくは指定の取消しをすることが適当であると認める理由

(4) 申出の年月日

附 則

この規則は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則（平成5年規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年規則第131号）

この規則は、平成7年2月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第86号）

この規則は、平成10年11月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第29号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第24号）

この規則は、平成16年7月1日から施行する。ただし、第4条第2項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年規則第88号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第17号）

1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

- 2 不動産登記法（平成16年法律第123号。以下「新法」という。）附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有することとされている新法による改正前の不動産登記法（明治32年法律第24号）第21条第1項の規定により交付された登記簿の謄本又は抄本は、新法第119条第1項の規定により交付された登記事項証明書とみなす。
- 3 不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第124号。以下「整備法」という。）第53条第5項の規定によりなおその効力を有することとされている整備法第52条の規定による改正前の商業登記法（昭和38年法律第125号）第11条第1項の規定により交付された登記簿の謄本又は抄本は、整備法第52条の規定による改正後の商業登記法第10条第1項の規定により交付された登記事項証明書とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に作成されている改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成19年規則第13号）

- 1 この規則は、平成19年7月1日から施行する。ただし、第2条の3及び様式第1号の2を削る改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の福島県青少年健全育成条例施行規則様式第6号による身分証明書は、改正後の福島県青少年健全育成条例施行規則様式第7号の規定身分証明書とみなす。

3 福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例

(平13条例101・改称)

(目的)

第1条 この条例は、青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長し、又は誘発する行為を規制することにより、青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止することを目的とする。

(平13条例101・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 18歳未満の者をいう。
- (2) テレホンクラブ営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。)第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業(以下「店舗型電話異性紹介営業」という。)及び同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業(以下「無店舗型電話異性紹介営業」という。)をいう。
- (3) 利用カード テレホンクラブ営業に係る役務の提供を行うために有償で発行するカード、文書その他の物品をいう。

(平13条例101・一部改正)

(利用カードの販売の届出)

第3条 業として利用カードを販売しようとする者は、販売を開始する日の15日前までに、利用カードを販売する店舗又は場所(以下「店舗等」という。)ごとに、公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
- (2) 利用カードを販売する店舗等の名称及び所在地
- (3) 自動販売機により利用カードを販売する場合にあっては、当該自動販売機の名称、型式及び製造番号
- (4) 販売開始予定年月日
- (5) 販売する利用カードにより役務の提供を受けることができる店舗型電話異性紹介営業に係る営業所又は無店舗型電話異性紹介営業の本拠となる事務所(事務所のない場合にあっては、当該営業を営む者の住居)(以下「テレホンクラブ営業所等」という。)の名称及び所在地
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項

2 前項の規定により届出をした者(以下「利用カード販売業者」という。)は、同項各号

に掲げる事項(同項第2号に掲げる事項にあつては、利用カードを販売する店舗等の名称に限る。)に変更があつたとき、又は当該届出に係る利用カードの販売を廃止したときは、その変更があつた日又は廃止した日から15日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

(平13条例101・旧第5条繰上・一部改正)

(利用カードの販売の制限)

第4条 何人も、次に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲200メートルの区域及び都市計画法(昭和43年法律第100号)第9条第1項から第7項までに定める地域(以下これらを「販売制限区域」という。)においては、利用カードを販売してはならない。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)
- (2) 図書館法(昭和25年法律第108号)第2条第1項に規定する図書館
- (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設
- (4) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有する診療所
- (5) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条に規定する都市公園
- (6) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第21条に規定する公民館
- (7) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設
- (8) 前各号に掲げるもののほか、その周辺において青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する必要があると認められる施設であつて公安委員会規則で定めるもの

2 前項の規定は、次に掲げる場所(以下「青少年入場禁止場所」という。)における利用カードの販売については適用しない。

- (1) 法第2条第1項に規定する風俗営業(同項第8号に規定する営業を除く。)、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業に係る営業所
- (2) 福島県青少年健全育成条例(昭和53年福島県条例第30号。以下「青少年健全育成条例」という。)第17条の規定により青少年に有害な興行として指定された興行を行う場所

3 何人も、青少年入場禁止場所に設置される自動販売機以外の自動販売機に販売の目的で利用カードを収納してはならない。

(平10条例58・平10条例67・一部改正、平13条例101・旧第6条繰上・一部改正、平18条例74・一部改正)

(自動販売機への届出済証のはり付け)

第5条 第3条第1項又は第2項の規定による届出をし、公安委員会から自動販売機に係る届出済証の交付を受けた者は、その届出に係る自動販売機の正面の見やすい箇所に、当該届出済証をはり付けなければならない。

2 前項の届出済証の交付を受けた者は、その届出済証が滅失し、破損し、又は識別が困難となったときは、公安委員会に届出済証の再交付を申請しなければならない。

(平13条例101・旧第7条繰上・一部改正)

(広告及び宣伝の規制)

第6条 何人も、青少年に対し、テレホンクラブ営業所等又は利用カードを販売する店舗の名称、所在地又は電話番号(以下これらを「テレホンクラブ営業所等の名称等」という。)を記載した文書、図画その他の物品(以下「広告文書等」という。)を頒布してはならない。

2 何人も、次に掲げる方法により、広告又は宣伝をしてはならない。ただし、テレホンクラブ営業を営む者が、第1号又は第3号に掲げる方法により行う場合を除く。

(1) 青少年入場禁止場所以外の場所にテレホンクラブ営業所等の名称等に係る広告物(常時又は一定の期間継続して屋外又は屋内で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物、車両等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。以下単に「広告物」という。)を掲出し、又は表示すること(第3条第1項の規定による届出に係る店舗等において、自己の営業に関し表示する広告物であって公安委員会規則で定めるものを掲出し、又は表示する方法を除く。)

(2) 青少年入場禁止場所以外の場所に広告文書等を配置すること。

(3) 街頭において頒布する方法(散布による方法を除く。)以外の方法で広告文書等を頒布すること(青少年入場禁止場所において頒布する方法を除く。)

(4) 販売制限区域において、口頭により、若しくは拡声機等により、又は録音された音声を再生する方法等により、テレホンクラブ営業に係る広告又は宣伝をすること。

(平13条例101・旧第8条繰上・一部改正)

(違反広告物の除却)

第7条 公安委員会は、前条第2項第1号の規定に違反して掲出され、又は表示されている広告物については、当該広告物を掲出し、又は表示した者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、当該広告物の除却その他必要な措置を命ずることができる。

2 公安委員会は、前項の措置を命ずる場合において、当該広告物を掲出し、又は表示した者を過失がなくして確知することができないときは、当該広告物を警察職員に除却させることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、公安委員会は、前条第2項第1号の規定に違反して掲出され、又は表示されている広告物が立看板、はり紙及びはり札(以下「立看板等」という。)であって公安委員会規則で定めるものであるときは、当該立看板等を警察職員に除却させることができる。

(平13条例101・旧第9条繰上)

(現場における警察職員の中止命令)

第8条 警察職員は、第6条第1項又は同条第2項第2号から第4号までの規定に違反する行為が現に行われているときは、当該行為を行っている者に対し、当該行為の中止を命ずることができる。

(平13条例101・旧第10条繰上・一部改正)

(青少年のテレホンクラブ営業の利用の禁止等)

第9条 青少年は、テレホンクラブ営業所等へ客として立ち入り、電話をかけ、その他テレホンクラブ営業を利用してはならない。

2 何人も、テレホンクラブ営業を利用して、青少年と会話をし、又は青少年に対して伝言を入力してはならない。

(平13条例101・旧第11条繰上・一部改正)

(青少年に対する勧誘等の禁止)

第10条 何人も、青少年に対し、テレホンクラブ営業を利用するよう指示し、そそのかし、又は勧誘してはならない。

(平13条例101・旧第12条繰上・一部改正)

(青少年に対する利用カードの交付の禁止)

第11条 何人も、青少年に利用カードを販売し、譲渡し、交換し、貸し付け、頒布する等の方法により交付してはならない。

(平13条例101・旧第15条繰上)

(利用カードを販売する者の禁止行為)

第12条 利用カードを販売する者は、利用カードの見やすい箇所に、青少年はテレホンクラブ営業を利用できない旨及び会話又は伝言の相手方が青少年であることを知ったときは、直ちにその利用をやめなければならない旨の記載のない利用カードを販売してはならない。

(平13条例101・旧第16条繰上・一部改正)

(報告及び立入り)

第13条 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、利用カード販売業者に対し、その業務に関し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 警察職員は、この条例の施行に必要な限度において、利用カード販売業者の事務所若しくは店舗等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

3 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(平13条例101・旧第17条繰上・一部改正)

(指示)

第14条 公安委員会は、利用カード販売業者又はその代理人、使用人その他の従業者(以下「代理人等」という。)が、第5条の規定に違反したときは、当該利用カード販売業者に対し、必要な指示をすることができる。

(平13条例101・旧第18条繰上・一部改正)

(利用カード販売業者の営業の停止)

第15条 公安委員会は、利用カード販売業者又はその代理人等が、当該利用カード販売業者の利用カードの販売に関し、次の各号のいずれかに該当する行為をしたとき、又は利用カード販売業者がこの条例に基づく指示若しくは命令に従わなかったときは、当該利用カード販売業者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて当該利用カードの販売に係る営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) この条例に規定する罪に当たる違法な行為
- (2) 刑法(明治40年法律第45号)第175条又は第182条の罪に当たる違法な行為
- (3) 売春防止法(昭和31年法律第118号)第2章に規定する罪に当たる違法な行為
- (4) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)に規定する罪に当たる違法な行為
- (5) 児童福祉法第34条第1項第6号、第7号(同項第6号に掲げる行為をするおそれのある者に係る部分に限る。)又は第9号の規定に違反する行為
- (6) 労働基準法(昭和22年法律第49号)第56条第1項又は第61条第1項(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第44条第2項の規定により適用される場合を含む。)の規定に違反する行為
- (7) 青少年健全育成条例第24条の規定に違反する行為

(平13条例101・旧第20条繰上・一部改正、平24条例112・一部改正)

(聴聞の特例)

第16条 公安委員会は、前条の規定により利用カードの販売に係る営業の停止を命じようとするときは、福島県行政手続条例(平成7年福島県条例第55号。以下「行政手続条例」

という。)第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前条の規定による処分に係る聴聞を行うに当たっては、その期日の1週間前までに行政手続条例第15条第1項の規定による通知をしなければならない。

3 前項の通知を行政手続条例第15条第3項に規定する方法によって行う場合においては、同条第1項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、2週間を下回ってはならない。

(平13条例101・旧第21条繰上・一部改正)

(公安委員会規則への委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(平13条例101・旧第22条繰上)

(罰則)

第18条 次の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条の規定による警察職員の命令に違反した者
- (2) 第10条の規定に違反した者
- (3) 第15条の規定による公安委員会の命令に違反した者

2 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条の規定に違反した者
- (2) 第7条第1項の規定による公安委員会の命令に違反した者
- (3) 第11条の規定に違反した者

3 第3条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の罰金に処する。

4 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第12条の規定に違反した者
- (3) 第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは資料の提出を拒み、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同条第2項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して虚偽の陳述をした者

(平13条例101・旧第23条繰上・一部改正)

第19条 第10条及び第11条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、前条の規定による処罰を免れることはできない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失のないときは、この限りでない。

(平13条例101・旧第24条繰上・一部改正)

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人等が、その法人又は人の業務に関して、第18条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

(平13条例101・旧第25条繰上・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年2月1日から施行する。

(テレホンクラブ等営業に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現にテレホンクラブ等営業を営んでいる者は、第3条第1項に規定するテレホンクラブ等営業を営もうとする者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同項中「営業を開始する日の20日前までに」とあるのは、「平成9年2月20日までに」とする。

3 前項の規定により届出をした者の当該届出に係るテレホンクラブ等営業については、この条例の施行の日から平成11年1月31日までの間は、第4条第1項の規定は、適用しない。

(利用カードの販売に関する経過措置)

4 この条例の施行の際現に利用カードを販売している者は、第5条第1項に規定する業として利用カードを販売しようとする者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同項中「販売を開始する日の15日前までに」とあるのは、「平成9年2月15日までに」とする。

附 則(平成10年条例第58号)

1 この条例は、平成10年11月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の福島県テレホンクラブ等営業の規制に関する条例第6条第1項第1号に規定する場所であって、この条例の施行の際に改正後の福島県テレホンクラブ等営業の規制に関する条例(以下「新条例」という。)第6条第1項第1号に規定する場所以外の場所となるものにおいては、この条例の施行の日から平成10年12月31日までの間は、新条例第6条及び第8条の規定は、適用しない。

附 則(平成10年条例第67号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第47号)

この条例は、公安委員会規則で定める日から施行する。

(平成11年公委規則第5号で平成11年11月1日から施行)

附 則(平成13年条例第101号)

この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法律第52号)附則第1条の政令で定める日から施行する。

(政令で定める日=平成14年4月1日)

附 則(平成18年条例第74号)抄

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第112号)

この条例は、公布の日から施行する。

4 福島県暴走族等根絶条例

(目的)

第1条 この条例は、暴走族等による暴走行為が県民生活に及ぼしている影響の重大性にかんがみ、暴走族等の根絶に関し県、県民等の責務を明らかにするとともに、暴走行為を防止するために必要な規制を定めることにより、県民生活の安全と平穏を確保し、及び少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車等 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (2) 暴走行為 次のいずれかに該当する行為をいう。
 - ア 法第68条の規定に違反する行為
 - イ 道路（法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。以下同じ。）において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合において、法第7条、第17条、第22条第1項、第55条、第57条第1項、第62条又は第71条の2の規定に違反する行為
 - ウ 福島県迷惑行為等防止条例（平成12年福島県条例第190号）第9条の規定に違反する行為
- (3) 暴走族 暴走行為を行うことを目的として結成された集団をいう。
- (4) 暴走族等 暴走族、暴走行為を行う者及び暴走行為が行われることの情を知って暴走行為に係る自動車等に同乗する者をいう。
- (5) 少年 20歳に満たない者をいう。
- (6) 保護者 少年に対して法律上監護教育の義務ある者及び少年を現に監護する者をいう。
- (7) 公共の場所 道路、公園、広場、駐車場、ふ頭その他の公衆が通行し、又は出入りすることができる場所をいう。

(県の責務)

第3条 県は、暴走族等の根絶に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、市町村が策定し、及び実施する暴走族等の根絶に関する施策について必要な支援を行うものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、県が実施する暴走族等の根絶に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 県民は、暴走行為が行われていること又は暴走行為を行うおそれがあると認められる者が集合していることを知ったときは、速やかに、その旨を警察官に通報するよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第5条 保護者は、その監護に係る少年を暴走行為に参加させないよう、及び暴走族に加入させないよう努めるとともに、当該少年が暴走族に加入していることを知ったときは、当該暴走族から脱退させるよう努めなければならない。

(学校、職場等関係者の責務)

第6条 学校及び職場の関係者その他少年の育成に係る関係者は、その職務又は活動を通じ、相互に連携し、少年による暴走行為を防止するとともに、県が実施する暴走族等の根絶に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動において、県が実施する暴走族等の根絶に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 自動車等若しくはその部品の販売又は自動車等の修理を業とする者は、その事業活動において、暴走行為を助長するおそれのある自動車等の部品の販売又は自動車等の改造をしないよう努めなければならない。

3 自動車等の燃料の販売を業とする者は、その事業活動において、暴走行為に使用されるおそれがあると外観上明らかに認められる自動車等を運転している者に対して燃料を販売しないよう努めなければならない。

4 衣服、鉢巻き、旗、のぼり、ステッカー等(以下「衣服等」という。)に刺しゅうし、又は印刷することを業とする者は、その事業活動において、衣服等に暴走族の名称その他暴走族であることを誇示しようとすることが明らかな文字、図形等を刺しゅうし、又は印刷しないよう努めなければならない。

(公共の場所の管理者の責務)

第8条 公共の場所の管理者は、暴走行為を行うおそれがあると認められる者が常習的に集合し、又は暴走行為が繰り返し行われる場所について、暴走行為を行うおそれがある者を集合させないために必要な措置又は暴走行為を防止するために必要な措置を講ずるとともに、県が実施する暴走族等の根絶に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本方針)

第9条 知事は、暴走族等の根絶に関する施策を推進するための基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 暴走族等の根絶に係る啓発活動に関する事項
- (2) 暴走族への加入の防止及び暴走族からの脱退の促進に関する事項
- (3) 暴走行為の防止に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、暴走族等の根絶に関し必要な事項

3 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(関係機関等との連携の強化)

第10条 県は、暴走族等の根絶に関する施策を推進するため、国、市町村その他関係機関等との連携の強化を図るものとする。

(情報の提供等)

第11条 県は、県民、関係団体等が行う暴走族等の根絶に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(少年及び保護者への支援)

第12条 県は、少年の暴走族への加入の防止及び暴走族からの脱退の促進を図るため、少年及び保護者に対し、相談業務の実施その他の必要な支援を行うものとする。

(暴走行為を行う目的での集合の禁止)

第13条 何人も、暴走行為を行う目的で、自動車等を準備し、又はその準備があることを知って、公共の場所に集合してはならない。

(威勢を示す行為の禁止)

第14条 何人も、多数の人が集まっている公共の場所において、集団で、暴走族の名称

その他の暴走族であることを誇示する文字、図形等を表示した衣服、鉢巻き等を当該文字、図形等が公衆の目に触れるような状態で着用し、又は暴走族であることを誇示する文字、図形等が表示された旗、のぼり等を掲げることにより、暴走族であることの威勢を示してはならない。

(あおり行為の禁止)

第15条 何人も、多数の人が集まっている公共の場所において、現に暴走行為を行っている者に対し、声援、拍手、手振り若しくは身振りをする事により、旗、のぼり、鉄パイプその他これらに類する物を振ることにより、又は爆竹、花火、かんしゃく玉、発煙筒その他これらに類する物を使用することにより、当該暴走行為をあおってはならない。

(空ぶかしの禁止)

第16条 何人も、公共の場所（道路を除く。）において、正当な理由がないのに、著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる騒音を生じさせる方法で、反復して空ぶかし（自動車等の原動機の動力を車輪に伝達させないで原動機の回転数を増加させることをいう。）をしてはならない。

(暴走族への加入の勧誘等の禁止)

第17条 何人も、少年に対し次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴走族に加入することを勧誘し、又は暴走族に加入させる目的で面会を強請し、若しくは強談威迫の行為をすること。
- (2) 暴走族から脱退することを妨害すること。
- (3) 暴走行為を行うように勧誘し、又は暴走行為を行わせる目的で面会を強請し、若しくは強談威迫の行為をすること。

(暴走族加入少年に対する金品等の供与の要求等の禁止)

第18条 何人も、暴走族の存続を助長し、又は暴走行為を行うことを容認する対償として、暴走族に加入している少年に対し会費、面倒見代等名目のいかんを問わず金品その他の財産上の利益（以下「金品等」という。）の供与若しくは役務の提供を要求し、若しくは約束させ、又は暴走族に加入している少年から金品等の供与若しくは役務の提供を受けてはならない。

(適用上の注意)

第19条 この条例の適用に当たっては、県民等の権利を不当に侵害しないように留意し、

その本来の目的を逸脱して濫用することがあってはならない。

(罰則)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第17条第1号又は第2号の規定に違反した者

(2) 第17条第3号の規定に違反して暴走行為（第2条第2号アに掲げる行為に限る。以下この号において同じ。）を行うよう勧誘し、又は暴走行為を行わせる目的で面会を強請し、若しくは強談威迫の行為をした者

(3) 第18条の規定に違反した者

第21条 深夜（午後10時から翌日の午前6時までをいう。）において、第16条の規定に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第22条 第15条の規定に違反して暴走行為（第2条第2号アに掲げる行為に限る。）を[あ](#)おった者は、10万円以下の罰金に処する。

第23条 第16条の規定に違反した者（第21条の規定に該当する者を除く。）は、5万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成16年6月1日から施行する。

附 則 （平成16年12月24日県条例第96号）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第22条の次に一条を加える改正規定は、平成17年3月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 福島県青少年健全育成推進本部設置要綱

(設置)

第1条 青少年行政の一元性及び総合性を確保し、青少年問題への総合的かつ有機的な対策を推進するため、知事の事務部局、教育庁及び警察本部（以下「各部局」という。）をもって構成される福島県青少年健全育成推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 本部においては、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 青少年育成に関する基本的かつ総合的方策の樹立及び推進に関すること。
- (2) 青少年行政関係事業の総合的な企画及び連絡調整に関すること。
- (3) 青少年問題の総合的調査、啓発及び広報に関すること。
- (4) その他、青少年の育成に関すること。

(組織)

第3条 本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

- 2 本部長は知事を、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、本部の事務を総括し、本部を代表する。

- 2 本部長に、事故あるときは、本部長があらかじめ指名した本部員が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

(幹事)

第6条 本部に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事は、本部の協議事項について、本部員を補佐する。

(事務局)

第7条 本部の事務を処理するため、保健福祉部 こども未来局 こども・青少年政策課に事務局を置く。

- 2 事務局の組織規程は、別に定める。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(附則)

- この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。
この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。
この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。
この要綱は、平成2年6月25日から施行する。
この要綱は、平成4年4月1日から施行する。
この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 16 年 10 月 22 日から施行する。
この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (本部員)

総務部長、危機管理部長、企画調整部長、文化スポーツ局長、生活環境部長、保健福祉部長、
こども未来局長、商工労働部長、観光交流局長、農林水産部長、土木部長、教育長、警察本部長

別表 2 (幹事)

広報課長、私学・法人課長、危機管理課長、企画調整課長、スポーツ課長、男女共生課長、
こども・青少年政策課長、子育て支援課長、児童家庭課長、健康増進課長、薬務課長、
雇用労政課長、観光交流課長、農林企画課長、土木企画課長、教育総務課長、社会教育課長、
義務教育課長、高校教育課長、健康教育課長、少年課長、交通指導課長

6 福島県青少年健全育成推進本部運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島県青少年健全育成推進本部設置要綱第8条の規定により、福島県青少年健全育成推進本部（以下「本部」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 本部の会議において協議する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 青少年育成に関する基本的かつ総合的方策の樹立及び推進に関すること。
 - ア 青少年行政推進の基本方針の策定
 - イ 青少年行政推進の年度重点目標の設定
 - ウ 青少年行政推進の長期計画等の策定
 - エ 青少年育成に関する県民運動等の実施
- (2) 青少年行政関係事業の総合的な企画及び連絡調整に関すること。
 - ア 事業の予算編成の事前調整
 - イ 事業執行の連絡調整
 - ウ 青少年問題対策等の現況把握及び実施結果の取りまとめ
- (3) 青少年問題の総合的調査及び啓発、広報に関すること。
- (4) その他、青少年の育成に関すること。

(本部会議)

第3条 本部の会議は、年1回の定例会議（ただし、本部長が特に不要と判断した場合には、開催しないこととする）のほか、必要に応じて臨時会を開催するものとする。

(本部長の専決事項)

第4条 本部の会議において決定を要する事項のうち、軽易なものについては、本部長がこれを専決することができる。

(幹事会議)

第5条 幹事の会議は、本部長が招集し、保健福祉部 こども未来局 こども・青少年政策課長が主宰する。

- 2 幹事の会議は、年1回の定例会議（ただし、本部長が特に不要と判断した場合には、開催しないこととする）のほか、必要に応じて臨時会を開催するものとする。
- 3 幹事の会議において協議する事項は、おおむね次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 本部会議において協議する事項の調整及び検討に関すること。
 - (2) 青少年行政関係事業の推進及び連絡調整に関すること。
 - (3) その他、青少年の育成に関すること。
- 4 幹事は、やむを得ない事由により幹事の会議に出席することができないときは、当該課（室）に所属する職員を代理人として選任し、その職務を行わせることができる。
- 5 前項の場合において、代理人の選任は、書面により行うものとする。

(会議への出席要請)

第6条 本部長は、必要があると認めるときは、本部又は幹事の会議に構成員以外の協議事項に係る部課長又は関係者等の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 事務局は、本部の事務を処理するため、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 本部及び幹事の会議の運営（会議資料の収集及び作成等）に関すること。
- (2) 青少年行政関係機関相互の連絡調整に関すること。
- (3) その他、青少年の育成に関すること。

(附則)

- この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。
この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。
この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

7 福島県青少年育成県民会議規約

(名称)

第1条 この会議は福島県青少年育成県民会議と称する。

(目的)

第2条 この会議は青少年問題のもつ重要性にかんがみ、広く県民の総意を結集し、明日の福島県をになう青少年の健全な育成をはかる県民運動を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 この会議は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 青少年の健全育成を図るための県民運動の推進活動
- (2) 青少年がその誇りと責任についての自覚を高めるための諸活動
- (3) 健全な青少年活動を助長、奨励するための諸活動
- (4) 社会環境の浄化と青少年のための健全な施設の設備活用を推進するための諸活動
- (5) 家庭の健全化を図るための諸活動
- (6) 青少年の非行及び事故防止のための諸活動
- (7) その他この会議の目的を達成するための諸活動

(組織)

第4条 この会議は会議の目的に賛同する関係機関団体、並びに学識経験者等の個人を会議員として組織する。

2 会議員は会長が委嘱する。

(機関)

第5条 この会議に次の機関をおく。

- (1) 会議員総会
- (2) 理事会

(会議員総会)

第6条 会議員総会は、この会議の最高議決機関で毎年1回以上会長が招集し、次の事項を議決する。

- (1) 予算及び事業計画に関すること。
- (2) 決算及び事業報告に関すること。
- (3) 規約の改廃に関すること。
- (4) その他総会が必要と認める事項

(理事会)

第7条 理事会はこの会議の運営に関する業務を行う機関であって必要に応じ会長が招集する。

- 2 理事会は必要やむを得ない場合、会議員総会に代わって、議決することができる。
- 3 前項により議決した事項については、次回の会議員総会に報告しなければならない。
- 4 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

(会長専決)

第8条 会長は事業の執行上やむを得ない場合には、事務を専決することができる。

- 2 事務を専決した事項については理事会に報告しなければならない。

(議決)

第9条 会議員総会及び理事会は出席者の過半数の賛同を得て議決する。

(役員)

第10条 この会議に次の役員をおく。

- (1) 会 長
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 若干名

(役員の仕事)

第11条 会長はこの会議を代表し、この会議を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代理する。
- 3 理事は理事会を組織し、第7条に定めるところにより、その職務を行う。
- 4 監事は会計及び会務執行状況を監査し、その結果を会議員総会に報告する。

(役員の仕事)

第12条 会長は福島県知事をもってあて、副会長、理事及び監事は会長が会議員のなかから指名委嘱する。

(役員の仕事)

第13条 副会長、理事及び監事の仕事は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補充による役員の仕事は前任者の残任期間とする。
- 3 役員はその仕事が終わった後においても後任者が就任するまではその職務を行う。

(事務局)

第14条 この会議の事務局を処理するため、主たる事務局を財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構福島県青少年会館内に、従たる事務局を福島県庁内におき、各県地方振興局単位に地方事務局をおくことができる。

- 2 事務局及び地方事務局の組織規程は別に定める。

(会計年度)

第15条 この会議の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

第16条 この会議の経費は、県費補助その他をもってあてる。

(補則)

第17条 この規約に定めるもののほか、この会議の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

(附則)

この規約は昭和41年10月29日から施行する。

この規約は昭和44年5月21日から施行する。

この規約は昭和46年4月30日から施行する。

この規約は昭和50年5月16日から施行する。

この規約は昭和56年9月8日から施行する。

この規約は平成6年4月1日から施行する。

この規約は平成11年4月1日から施行する。

この規約は平成12年4月1日から施行する。

この規約は平成18年5月16日から施行する。

8 各種法令等による青少年の呼称及び年齢区分

法令等名称	呼称	年齢区分	条文
福島県青少年健全育成条例	青少年	18歳未満 (結婚している者を除く) ※ただし、第1～2章では、おおむね30歳未満	第14条① この章(第3章)以下において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 青少年 18歳未満の者(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。)をいう。
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	18歳未満	第2条① この法律において「青少年」とは、18歳に満たない者をいう。 (青少年インターネット環境整備法)
独立行政法人国立青少年教育振興機構法	青少年 子ども	(規定なし) おおむね18歳以下の者	(同法上は、年齢の範囲について明文規定なし) 第11条① 機構は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。 <中略> (7) 青少年教育に関する団体に対して当該団体が行う次に掲げる活動に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。 イ 青少年のうち おおむね18歳以下の者(以下この号において「子ども」という。)の自然体験活動、社会奉仕体験活動その他の体験活動の振興を図る活動 (参考)〔子どもゆめ基金助成金交付要綱〕 第2条 助成金の交付の目的は、青少年のうちおおむね18歳以下の者(以下「子ども」という。)の自然体験活動の振興を図る活動等の民間の諸活動を支援し、…。
勤労青少年福祉法	勤労青少年	35歳未満	第6条① 厚生労働大臣は、勤労青少年の福祉に関する施策の基本となるべき方針(以下「勤労青少年福祉対策基本方針」という。)を定めるものとする。 ※同基本方針(第9次/平成23年4月施行)内で「35歳未満」とされている。
少年法	少年	20歳未満	第2条① この法律で「少年」とは、20歳に満たない者をいい、…。
子ども・若者ビジョン(内閣府) [H22年7月施行]	子ども・若者	おおむね40歳未満	乳幼児期(義務教育年齢に達するまで)からポスト青年期(※)までの者。 ○乳幼児期からポスト青年期(※)までを広く支援対象にする点を明確にするため、「青少年」に代えて「子ども・若者」という言葉を使用。 ※「ポスト青年期」にある者: おおむね30歳以上40歳未満の者のうち、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者及び円滑な社会生活を営む上で困難を有する者。

法令等名称	呼 称	年齢区分	条 文
子どもの読書活動の推進に関する法律	子ども	おおむね18歳以下の者	第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、…。 （読書活動推進法）
児童福祉法	児 童 乳 児 幼 児 少 年	満18歳未満 満1歳未満 満1歳から小学校就学の始期に達するまで 小学校就学の始期から満18歳に達するまで	第4条① この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。 (1) 乳児 満1歳に満たない者 (2) 幼児 満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者 (3) 少年 小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者
児童虐待の防止等に関する法律	児 童	18歳未満	第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（…）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。…）について行う次に掲げる行為をいう。（児童虐待防止法）
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	児 童	18歳未満	第2条① この法律において「児童」とは、18歳に満たない者をいう。 （児童買春処罰法）
児童手当法	児 童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	第3条① この法律において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であつて、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の厚生労働省令で定める理由により日本国内に住所を有しないもの をいう。
母子及び寡婦福祉法	児 童	20歳未満	第6条② この法律において「児童」とは、20歳に満たない者をいう。
道路交通法	児 童 幼 児	6歳以上13歳未満 6歳未満	第14条③ 児童（6歳以上13歳未満の者をいう。以下同じ。）若しくは幼児（6歳未満の者をいう。以下同じ。）を保護する責任のある者は、交通のひんぱんな道路又は踏切若しくはその附近の道路において、児童若しくは幼児に遊戯をさせ、又は自ら若しくはこれに代わる監護者が付き添わないで幼児を歩行させてはならない。
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児 童	18歳未満	第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 児童 18歳に満たない者をいう。 （出会い系サイト規制法）
児童の権利に関する条約	児 童	18歳未満	第1条 この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

法令等名称	呼 称	年齢区分	条 文
学校教育法	幼 児	満3歳以上 満6歳になる 年度の末日まで	第26条 幼稚園に入園することができる者は、満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。
	学齢児童	満7歳になる年度 の初日から 満12歳になる 年度の末日まで	第17条① 保護者は、子の満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校…に就学させる義務を負う。…。
	学齢生徒	満13歳になる 年度の初日から 満15歳になる 年度の末日まで	第17条② 保護者は、子が小学校…の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校…に就学させる義務を負う。
労働基準法	児 童 (使用禁 止児童)	満15歳に なる年度の 末日まで (例外あり)	第56条① 使用者は、児童が満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまで、これを使用してはならない。 ② 前項の規定にかかわらず、別表第1第1号から第5号までに掲げる事業以外の事業に係る職業で、児童の健康及び福祉に有害でなく、かつ、その労働が軽易なものについては、行政官庁の許可を受けて、満13歳以上の児童をその者の修学時間外に使用することができる。映画の製作又は演劇の事業については、満13歳に満たない児童についても、同様とする。
	年少者	満18歳未満	第57条① 使用者は、満18歳に満たない者について、その年齢を証明する戸籍証明書を事業場に備え付けなければならない。
	未成年者	民法上の未 成年者 (20歳未満)	第58条① 親権者又は後見人は、未成年者に代って労働契約を締結してはならない。 第59条 未成年者は、独立して賃金を請求することができる。親権者又は後見人は、未成年者の賃金を代って受け取ってはならない。
未成年者 喫煙禁止法	未成年者	満20歳未満	第1条 満二十年に至ラサル者ハ煙草ヲ喫スルコトヲ得ス
未成年者 飲酒禁止法	未成年者	満20歳未満	第1条① 満二十年に至ラサル者ハ酒類ヲ飲用スルコトヲ得ス
民 法	未成年者	20歳未満	第4条 年齢20歳をもって、成年とする。
	婚姻適齢	男18歳以上 女16歳以上	第731条 男は、18歳に、女は、16歳にならなければ、婚姻をすることができない。 ※未成年の子が婚姻をするには、父母の同意を要する。
刑 法	刑事未成 年者	14歳未満	第41条 14歳に満たない者の行為は、罰しない。
風俗営業等の 規制及び業務 の適正化等に 関する法律	年少者	18歳未満	第18条 風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、18歳未満の者がその営業所に立ち入ってはならない旨(…)を営業所の入り口に表示しなければならない。(風営法又は風適法)

子ども・若者ビジョン

～子ども・若者の成長を応援し、一人ひとりを包摂する社会を目指して～

平成22年7月

子ども・若者育成支援推進本部

※「子ども・若者ビジョン」は、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第8条第1項に基づく子ども・若者育成支援推進大綱として作成するものである。

子ども・若者ビジョン

目 次

第1 子ども・若者の成長を応援し、一人ひとりを包摂する社会を目指して・・・1 (子ども・若者の「今」と「未来」) (状況認識) (「子ども・若者ビジョン」の策定)	
第2 基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3	3
1 5つの理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3	3
(1) 子ども・若者の最善の利益を尊重	
(2) 子ども・若者は、大人と共に生きるパートナー	
(3) 自己を確立し社会の能動的形成者となるための支援	
(4) 子ども・若者一人一人の状況に応じた総合的な支援を、社会全体で重層的に実施	
(5) 大人社会の在り方の見直し	
2 3つの重点課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4	4
(1) 子ども・若者が生き生きと、幸せに生きていく力を身につけるための取組	
(2) 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する取組	
(3) 地域における多様な担い手の育成	
第3 子ども・若者等に対する施策の基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・5	5
1 すべての子ども・若者の健やかな成長を支援する・・・・・・・・5	5
(1) 子ども・若者の自己形成支援・・・・・・・・・・・・・・・・5	5
① 日常生活能力の習得	
② 多様な活動機会の提供	
③ 学力の向上	
④ 大学教育等の充実	
⑤ 経済的支援	
(2) 子ども・若者の社会形成・社会参加支援・・・・・・・・7	7
① 社会形成への参画支援	
② 社会参加の促進	
(3) 子ども・若者の健康と安心の確保・・・・・・・・7	7
① 健康の確保・増進	
② 相談体制の充実	
(4) 若者の職業的自立、就労等支援・・・・・・・・8	8
① 就業能力・意欲の習得	

②	就労等支援の充実	
2	困難を有する子ども・若者やその家族を支援する	9
(1)	困難な状況ごとの取組	9
①	ニート、ひきこもり、不登校の子ども・若者への支援等	
②	障害のある子ども・若者の支援	
③	非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援等	
④	子どもの貧困問題への対応	
⑤	困難を有する子ども・若者の居場所づくり	
⑥	外国人等特に配慮が必要な子ども・若者の支援	
(2)	子ども・若者の被害防止・保護	14
3	子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備する	16
(1)	環境整備	16
①	家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築	
i	保護者等への支援を行う「家庭を開く」取組	
ii	外部の力も活用した「開かれた学校」づくり	
iii	放課後の居場所やさまざまな活動の場づくり	
iv	子ども・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり	
②	多様な主体による取組の推進	
i	相談体制の充実	
ii	民間団体等の取組の推進	
③	関係機関の機能強化、地域における多様な担い手の育成	
i	専門職の養成・確保	
ii	地域における多様な担い手の育成	
④	子育て支援等の充実	
⑤	子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応	
(2)	大人社会の在り方の見直し	20
第4	今後の施策の推進体制等	21
(1)	子ども・若者に関する実態等の把握、知見の集積と共有	
(2)	広報啓発等	
(3)	国際的な連携・協力	
(4)	施策の推進等	

第1 子ども・若者の成長を応援し、一人ひとりを包摂する社会を目指して

(子ども・若者の「今」と「未来」)

子ども・若者は、かけがえのない「今」を生きています。また、それと同時に、我が国の、そして世界の未来を担う「将来の大人」でもあります。

今を生き生きと幸せに生きるとともに、未知の事柄に挑戦し、試行錯誤を経て新しい能力を身に付け、自信を持って社会に羽ばたく、未来への準備期間なのです。

(状況認識)

グローバル化の進展は、世界と我が国との距離を縮め、私たちには多様な価値観をもつ人々との共生が求められています。また、情報化の更なる進展は、視野や見識を広げ、新しい知的、文化的価値創造の舞台を提供する一方で、子どもたちに思わぬ被害や人間関係などへの負の影響を及ぼすことを懸念する意見もあり、情報あるいは情報機器を適切に使いこなす能力を身に付けることが課題となっています。

さらに、雇用環境が大きく変化しており、特に、非正規労働者の増大は、若者が将来に対し不安を抱く大きな原因となっています。フリーターやニートの数は高止まりの状態であり、経済的格差の拡大と世代をまたがる固定化は、「子どもの貧困」問題としてもクローズアップされています。児童虐待などの被害者の中には、帰れる家も頼れる人もなく、社会における受け皿も不十分な中で居場所を探し求めている子ども・若者もいます。

家庭や地域における養育力の低下が指摘されている中、このような困難を有する人々に対する支援はもちろんのこと、社会全体で子ども・若者を見守り、育てる機能を果たしていかなければなりません。このため、大人の側でも自覚を持って社会のあり方を見直すとともに、必要な費用は子ども・若者自身の幸せのためだけでなく「未来への投資」「社会への投資」と位置づけて施策を推進していきたいと考えています。

(「子ども・若者ビジョン」の策定)

この「子ども・若者ビジョン」は、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）の施行を受け、「青少年育成施策大綱」（平成20年12月決定）に代わるものとして作成するものです。

このビジョンの策定に当たっては、次のような視点から検討を行いました。

- ・ 子ども・若者を育成の対象としてとらえるのではなく、社会を構成する重要な主体として尊重する。
- ・ 子ども・若者を中心に据え、専門家も交えた地域のネットワークの中で成長することを支援する。
- ・ すべての子ども・若者の成長・発達を応援するとともに、困難を抱えている子ども・若者がその置かれている状況を克服することができるよう支援する。
- ・ 今を生きる子ども・若者を支えるとともに、将来をよりよく生きるための成長を

サポートする。

- ・ 子ども・若者を取り巻く大人の役割は大変重要であり、大人の側でもよりよい社会づくりを積極的に行うことを求める。

子ども・若者育成支援に関する施策は、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用を始めとして社会のほぼあらゆる分野にわたります。関係する国・地方公共団体の機関、民間団体等の中で緊密に連携をとりながら、全力で取り組みます。

第2 基本的な方針

1 5つの理念

(1) 子ども・若者の最善の利益を尊重

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者の個人としての尊厳を重んじ、発達段階に応じてその意見を十分尊重するとともに、その最善の利益が考慮されることが確実に保障されることを目指します。

(2) 子ども・若者は、大人と共に生きるパートナー

子どもや若者を大人とは一段下の存在として位置づけるのではなく、また逆に、子ども・若者を甘やかすのでもなく、子ども・若者と大人がお互いに尊重しあいながら、社会を構成する担い手として共に生きていくことを目指します。

(3) 自己を確立し社会の能動的形成者となるための支援

子ども・若者が、社会とのかかわりを自覚しつつ、自尊感情や自己肯定感をはぐくみ、自立した個人としての自己を確立するとともに、社会との関係では、適応するのみならず、自らの力で未来の社会をよりよいものに変えていく力を身に付けることができるよう、健やかな成長・発達を支援します。

(4) 子ども・若者一人一人の状況に応じた総合的な支援を、社会全体で重層的に実施

子ども・若者が持つ能力や可能性、あるいは抱えている困難の程度は一人一人異なります。また、様々な分野にわたる支援を組み合わせることが必要な場合や、一つ分野の中でも官民の様々な団体や個人が支援を行う場合があることから、社会全体で分野、主体の壁を越えて互いに連携、協力し、必要な財源を確保しながら、一人一人の置かれた状況、発達段階、性別等に応じて抱えている問題が異なることにも配慮しつつきめ細やかな支援を行っていく必要があります。

また、このような連携・協力を通じて、支え合いのネットワークから誰一人として排除されることのない「一人ひとりを包摂する社会」の実現を目指すとともに、すべての子ども・若者が確かな社会生活を始めることができるよう支援していきます。

(5) 大人社会の在り方の見直し

児童虐待を始め大人が子ども・若者に対する加害者となる場合に限らず、子ども・若者の問題は、それを取り巻く大人を含む社会全体の問題です。このことを踏まえ、大人自らがその責任を自覚して子ども・若者のモデルとなるよう努めるとともに、社会の改善に取り組むことができるよう、社会の在り方を見直す取組を進めていきます。

2 3つの重点課題

(1) 子ども・若者が生き生きと、幸せに生きていく力を身につけるための取組

子ども・若者が成長・発達するための基礎づくりを支援します。このため、良好な家庭的環境の確保や大人社会の在り方の見直しなど子ども・若者を取り巻く状況の改善を図るとともに、豊かな人間性の育成、基本的な生活習慣の形成、体力の向上、基礎学力の保障等に取り組みます。また、子ども・若者の意見表明機会の確保を図ります。

さらに、このような基礎の上に様々な体験や他者との交流を積み重ねることにより、自立した個人として必要な知識、能力、社会性やリーダーシップなどをはぐくみます。このため、社会参加・体験活動等の能動的な活動の充実、自らとは異なる文化に接し、理解を深めるための活動、キャリア教育・職業教育の充実に取り組みます。

(2) 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する取組

様々な困難を有するが故に特別な支援が必要な子ども・若者がいます。その困難は、ニート、ひきこもり、不登校等社会生活を円滑に営む上での困難や、障害、虐待を始めとする犯罪被害、定住外国人であることなど多岐にわたっていることから、それぞれに必要な支援を行っていきます。非行や犯罪に陥った子ども・若者については、その抱える困難に配慮し、社会の一員として立ち直ることができるよう支援します。子ども・若者本人だけでなく、家族に対する支援も行います。また、「子どもの貧困」問題についても積極的に取り組みます。

(3) 地域における多様な担い手の育成

子ども・若者育成支援は、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むことが必要です。特に、地域におけるつながりの弱体化が指摘されていることから、「新しい公共」の考え方も踏まえつつ、家族や地域の機能を補完する多様な活動を支援します。また、官民の取組が行政分野ごとの縦割りとならないようネットワークの総合性を確保するとともに、子ども・若者自身のネットワークの強化も図ります。

さらに、民間人の参加協力も含めた地域での教育支援体制の強化により、「開かれた」学校づくりを含めた取組を推進するとともに、一部地方公共団体で「子どもオンブズパーソン」等の名称で設けられている、子ども・若者に関する権利侵害などさまざまな問題を第三者的立場から調整しつつ解決していく仕組みの普及を図ります。

第3 子ども・若者等に対する施策の基本的方向

5つの理念と3つの重点課題を踏まえ、次の施策を進めます。

1 すべての子ども・若者の健やかな成長を支援する

(1) 子ども・若者の自己形成支援

① 日常生活能力の習得

(基本的な生活習慣の形成)

生活習慣の形成に向けた取組を学校内外において進めます。また、食に関する学習や体験活動の充実等を通じて、家庭・学校・地域等が連携した食育の取組を推進します。

(コミュニケーション能力や規範意識等の育成)

コミュニケーション能力や規範意識等を育てるため、発表・討論などの学習や道徳教育の充実、自然体験、集団宿泊体験等の体験活動の充実、非行防止教室の取組等を推進します。

(体力の向上)

体育の授業や運動部活動の充実を図るとともに、学校や地域における体力の向上のための取組を推進します。

② 多様な活動機会の提供

(集団遊びの機会の確保)

集団遊びの場の確保や、地域住民の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、レクリエーション等の機会を提供する取組を推進します。

(読書活動の推進)

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるため、子どもの読書活動を推進します。

(地域等での多様な活動)

様々な場における、環境学習、自然体験、集団宿泊体験、奉仕体験、スポーツ活動、芸術・伝統文化体験、ダンス等の創作的活動といった様々な体験活動や、異世代間・地域間交流等の多様な活動の機会の提供を推進します。また、農山漁村に滞在し農林漁業体験等を行う活動を推進するとともに、家族ぐるみの交流や子ども団体、修学旅行受入等を進めます。

(生涯学習への対応)

多様な学習ニーズに対応する「生涯学習社会」を実現するため、学習機会を充実する取組や、学習した成果が適切に評価されるための仕組みをつくる取組等を推進します。

また、特に女性は安定した雇用が得にくく、厳しい状況に置かれているこ

とから、女性の生涯にわたる学習機会の充実を図ります。

(多様な価値観に触れる機会の確保等)

インターネットを利用した調べ学習や、国際交流などを通して、普段の生活の場を超えた多様な価値観に触れるとともに、情報機器を用いて世界の人々と継続的なコミュニケーションがとれるようになるための支援を充実させます。

③ 学力の向上

(知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」の確立)

基礎的・基本的な知識・技能の習得、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成、学習意欲の向上や学習習慣の確立、に向けて各学校が行う取組を進められるよう必要な支援を行います。

(基礎学力の保障等)

小中学校段階において、基礎学力を保障するため、特に学力不十分な子どもへの個別サポートの充実等の取組を推進します。

既存の学校教育の枠組みになじめない子どもに対しては、小中学校段階における学力を身に付ける機会の提供を一層推進します。

(高校教育の質の保証)

希望するすべての子どもが高校を卒業できるよう、多様化する生徒の実情を踏まえつつ、学習面や生活面での支援を行い、教育の質の保証を図ります。

また、小中学校段階において十分な基礎学力を身に付けられなかった子どもの学び直しを推進します。

(学校教育の情報化の推進)

情報通信技術を活用して、子ども同士が教え合い学び合うなど、双方向でわかりやすい授業の実現、教職員の負担の軽減、児童生徒の情報活用能力の向上が図られるよう、21世紀にふさわしい学校教育を実現できる環境を整えます。

④ 大学教育等の充実

(教育内容の充実)

大学・専修学校等において教育内容・方法の改善を進めるとともに、質の高い教育の展開を支援します。また、情報社会の基礎理念や、情報の高度な利活用の在り方を学ぶ機会の増大を推進します。さらに、生涯学習機会の充実を図るため、大学・専修学校等において、社会人を始めとする幅広い学習者の要請に対応するための取組を促します。

⑤ 経済的支援

(経済的支援の充実)

次代を担う一人一人の子どもの育ちを個人や家庭だけの問題とするのではなく、社会全体で応援するという観点から、子ども手当を実施します。

また、すべての意志ある子ども・若者が経済的理由により希望する教育を断念することがないように、初等中等教育においては、高校の実質無償化の定着等を図るとともに、引き続き、市町村が実施する就学援助の促進等を図ります。また、教育に係る経済的負担の一層の軽減を図るため、必要な支援措置に取り組みます。

特に学習者の負担が大きい高等教育については、奨学金の充実とともに、実質的な給付型の経済的支援として、大学等が行う授業料減免措置の支援等に取り組みます。

(2) 子ども・若者の社会形成・社会参加支援

① 社会形成への参画支援

(社会形成・社会参加に関する教育（シティズンシップ教育）の推進)

社会の一員として自立し、権利と義務の行使により、社会に積極的に関わろうとする態度等を身に付けるため、社会形成・社会参加に関する教育（シティズンシップ教育）を推進します。

具体的には、民主政治や政治参加、法律や経済の仕組み、労働者の権利や義務、消費に関する問題など、政治的教養を豊かにし勤労観・職業観を形成する教育に取り組みます。

(子ども・若者の意見表明機会の確保)

政策形成過程への参画促進のため、各種審議会や懇談会等における委員の公募制の活用、インターネット等を活用した意見の公募等により、子ども・若者の意見表明機会の確保を図ります。

子ども・若者育成支援施策や世代間合意が不可欠である分野の施策については、子ども・若者の意見も積極的かつ適切に反映されるよう、各種審議会、懇談会等の委員構成に配慮します。

② 社会参加の促進

(ボランティアなど社会参加活動の推進)

ボランティア活動を通じて市民性・社会性を獲得し、地域社会へ参画することを支援します。

(国際交流活動)

若者の国際理解や国際的視野の醸成、日本人としてのアイデンティティの確立を図るため、国内外の青少年の招へい・派遣等を通じた国際交流や異文化体験の機会の提供を行います。

(3) 子ども・若者の健康と安心の確保

① 健康の確保・増進

(安心で安全な妊娠・出産の確保、小児医療の充実等)

「子ども・子育てビジョン」に基づき、安心で安全な妊娠・出産の確保や小児医療の充実等のための施策を推進します。

(思春期特有の課題への対応)

未成年者の喫煙及び飲酒をなくし、人工妊娠中絶の実施率や性感染症罹患率及び女性の思春期やせ症の発生頻度を減少させることを目標として、各種の取組を推進します。

(健康教育の推進)

心の健康に関する知識、薬物乱用に関する知識、発達段階に応じた性に関する知識について、専門家の協力も得ながら学校における健康教育の充実と推進を図ります。

② 相談体制の充実

(学校における相談体制の充実)

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用など相談体制の整備を支援します。

(地域における相談、医療機関での対応)

地域において、子どもの発育・発達や心の健康問題、薬物乱用、性、感染症等に関する相談の充実や、医療機関による対応の充実を図ります。

(4) 若者の職業的自立、就労等支援

① 就業能力・意欲の習得

(勤労観・職業観と職業的自立に必要な能力の形成)

子ども・若者が勤労観や職業観を養い、職業的自立に必要な能力を身に付けるとともに、男女共に経済的に自立していくことの重要性について学ぶため、企業等と連携・協力しつつ、各学校段階を通じキャリア教育及び職業教育を体系的に充実します。その際、職業体験・インターンシップ等の体験的な学習活動を効果的に活用します。

(能力開発)

職業に必要な知識・技能を習得させることにより若者の就職を支援するため、公共職業訓練や緊急人材育成支援事業により職業訓練を実施します。

また、きめ細かなキャリア・コンサルティングや企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練の機会を提供することにより正社員へと導くジョブ・カード制度を推進します。

若者が職業人として働く上で、必要な職業技術を身に付けることができるよう、大学・専修学校等における産業界等との連携による人材養成の取組を推進します。

② 就労等支援の充実

(高校生等に対する就職支援)

公共職業安定所に「高卒就職ジョブサポーター」を配置し、学校との連携の下、円滑、的確な就職を支援します。

(大学生等に対する就職支援等)

大学生等に対して、適職選択のための各種セミナーの開催、「大卒就職ジョブサポーター」等による情報提供、学生一人一人に応じたきめ細かな職業相談、職業紹介等の支援を実施します。

(職業的自立に向けての支援)

公共職業安定所において、フリーター等を中心に、一人一人の課題に応じて、職業相談・職業紹介から職業定着に至るまでの一貫した支援を行います。また、若者を一定期間試用雇用し、その後常用雇用への移行を図るトライアル雇用制度の積極的な活用を図ります。

(起業支援)

30歳未満で新規開業5年以内の若年起業家に対して、設備投資や運転資金の低利融資を実施するなど、若者の起業を支援します。

2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する

(1) 困難な状況ごとの取組

① ニート、ひきこもり、不登校の子ども・若者への支援等

(社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を地域において支援するための取組)

修学及び就業のいずれもしていないなど社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用など様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かした発達段階に応じた支援を行っていくことが必要です。また、社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関の施設はもとより、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うことも必要です。

このため、子ども・若者支援地域協議会の設置の促進や、訪問支援（アウトリーチ）等の支援に携わる人材の養成を図る研修を実施していきます。

また、社会性等をはぐくむため、体験活動に継続的に取り組む機会を提供します。

さらに、支援策の検討・提供に当たっては、無業女性が「家事手伝い」として支援の必要性の把握に当たって潜在化しやすいこと、支援等機関が女性に十分活用されていないことに配慮します。

(ニート等の若者への支援)

ニート等の若者に対して、各人の置かれた状況に応じた専門的な相談、地域の若者支援機関のネットワークを活用した誘導等、多様な就労支援メニューを提供する「地域若者サポートステーション」事業により、ニート等の若者の職業的自立支援を推進します。

(ひきこもりへの支援)

精神保健福祉センター、保健所、市町村保健センター、児童相談所等において相談・支援を行います。また、「ひきこもり地域支援センター」等ひきこもりの一次的な相談窓口を各都道府県・指定都市に整備します。

(不登校の子ども・若者への支援)

未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組や、関係機関等と連携した取組を促進するとともに、学校内外における相談体制の整備を進めます。

(心の問題への対応)

専門機関等における相談の充実、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用など学校における相談体制の整備を支援するとともに、地域人材を活用した家庭教育支援を推進します。

(高校中途退学者への支援)

効果的な支援を検討するため、学校等との連携協力の下、退学後の状況等に関する実態の把握に努めます。

② 障害のある子ども・若者の支援

(障害のある子ども・若者の支援)

障がい者制度改革推進本部の方針を踏まえて、障害のある子ども・若者の支援を含む障害者制度の改革を推進します。

また、障害のある子ども・若者の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進するとともに、その推進の在り方について、インクルーシブ教育システムの構築という障害者権利条約の理念を踏まえた検討を行います。

さらに、障害のある子ども・若者が、身近な地域で安心して生活できるよう在宅サービスや放課後支援の充実を図るなど、障害の特性に配慮した適切な支援が提供されるよう取組を推進します。

(発達障害のある子ども・若者の支援)

医療、保健、福祉、教育関係機関等の連携が重要であることから、「発達障害者支援センター」を核とした地域支援体制の強化を推進します。

健康診査等を通じた早期発見に努めるほか、保健指導手引書の普及等により適切な相談・指導の実施を推進します。

発達が気になる段階からの支援や、学校、相談支援事業所等において、発

達の段階に応じた適切な指導等を行うとともに、「発達障害教育情報センター」、「発達障害情報センター」等において、発達障害についての正しい理解の啓発や情報提供等の充実を図ります。

(障害者に対する就労支援等)

障害者雇用率を柱とした障害者雇用の一層の促進を図るとともに、ハローワークを中心に、福祉・教育機関と連携した「障害者就労支援チーム」による支援を行うこと等により、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を展開します。併せて、様々な障害の態様やニーズを踏まえた職業訓練機会を確保します。

学校において、産業界や労働関係機関との連携の下、就業体験の機会を積極的に設けるなどして職業教育の充実を図ります。

また、授産施設等で働く障害のある人の工賃水準の引上げ等に取り組むとともに、企業等で働く機会を増やすため福祉的就労から一般雇用への移行促進を図ります。

③ 非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援等

(総合的取組)

「更生保護活動サポートセンター」や「サポートチーム」の活用等により、非行防止と立ち直りのために、少年やその家族等の支援を推進します。また、「学校問題解決支援チーム」や「学校・警察連絡協議会」などの活用、スクールサポーター制度の拡充等により、学校や警察等の地域の関係機関等の連携を図ります。

(非行防止、相談活動等)

少年非行等の未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組、地域の人々と連携した多様な活動の機会の提供や居場所づくりのための取組等を推進します。

また、様々な悩みを持つ少年やその家族等に対し適切な助言、支援等を行うため、学校や青少年センター等における相談体制の整備等とともに、地域や学校、関係機関等の連携による取組を推進します。

街頭補導活動に取り組むとともに、事件の捜査・調査については、少年の特性やその立ち直りに配慮した迅速・的確な対応を推進します。

暴走族を始めとする非行集団については、取締りの徹底とグループの解体、少年の加入阻止や構成員の離脱を支援するなど、総合的な対策を推進します。

(薬物乱用防止)

子ども・若者による薬物乱用の防止対策については、学校等における薬物乱用防止教室の開催や大学入学時等のガイダンス活用による啓発の強化など、薬物乱用防止に資する教育、広報啓発活動の一層の強化を図ります。

また、刑事施設・少年院・保護観察所において、薬物事犯者に対し、薬物

依存からの離脱指導を始めとする再乱用防止のための処遇内容及び方法の充実強化を図ります。加えて、相談窓口の周知や関係機関間の連携強化、地域における薬物等依存症対策の推進など、子ども・若者を含めた薬物依存者及びその家族への支援の充実に努め、再乱用防止のための取組を推進します。

(被害者への配慮)

被害者等の求めに応じて、加害少年のプライバシー、健全な成長への影響や事件の性質等を考慮しつつ、適切な情報提供に努めます。

また、加害少年に対するしよく罪指導等を実施し、被害者の視点を取り入れた教育を充実させます。

(少年鑑別所等)

少年鑑別所においては、少年の資質面、環境面等の問題を調査するとともに、その少年が非行に陥った原因等を明らかにすることで、再非行、再犯を防ぐために必要な処遇を実施できるよう、家庭裁判所とも連携を図りながら、鑑別及び観護を充実、強化します。

さらに、少年鑑別所に収容された少年に対する法的援助の在り方については、平成20年に改正された少年法の施行状況を踏まえ、検討します。

(少年院・児童自立支援施設等)

少年院や少年刑務所における矯正教育や改善指導等、児童自立支援施設における自立支援のための指導等を充実させ、自他の尊厳と価値を知り、規範を順守する態度を養うことができるよう、個々の年齢や能力に応じた指導助言及び教育を行う体制を充実させ、そのための専門職員の研修、養成に努めます。

(更生保護、自立・立ち直り支援)

保護観察中の少年が介護・奉仕活動等を行う社会参加活動やしよく罪指導等を実施するなどして処遇の充実を図ります。

また、保護司等民間ボランティア団体の活動を推進します。

(非行少年に対する就労支援等)

少年院・少年刑務所において、就労に対する心構えを身に付けさせ、就労意欲を喚起する指導等を充実するとともに、社会復帰に資する職業技能の習得や高等学校卒業程度認定試験の受験を奨励します。

また、出院及び出所予定者、保護観察に付された少年等を対象として、刑務所出所者等就労支援事業を推進します。

(いじめ・暴力対策)

問題行動を起こす児童生徒への指導や事件を起こした少年に対する適切な処遇を推進し、再発防止を図るとともに、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組等を促進します。

④ 子どもの貧困問題への対応

(経済的困難を抱える家庭への支援)

次代を担う一人一人の子どもの育ちを個人や家庭だけの問題とするのではなく、社会全体で応援するという観点から、子ども手当を実施します。

また、すべての意志ある子ども・若者が経済的理由により希望する教育を断念することがないように、初等中等教育においては、高校の実質無償化の定着等を図るとともに、引き続き、市町村が実施する就学援助の促進等を図ります。また、教育に係る経済的負担の一層の軽減を図るため、必要な支援措置に取り組みます。

特に学習者の負担が大きい高等教育については、奨学金の充実とともに、実質的な給付型の経済的支援として、大学等が行う授業料減免措置の支援等に取り組みます。

また、生活保護受給者に対し、就労による経済的自立を支援するとともに、受給者の子どもに対し学習支援等を行います。

(ひとり親家庭への支援)

子育てと就業の両立のため、保育所の優先入所や家庭生活支援員の派遣等による子育てや家事支援などを推進します。

また、母子家庭の母に対する一貫した就業支援サービス等の提供、自立支援プログラムの策定、知識技能の習得に係る給付金の支給等各種就業支援策を推進します。

さらに、母子福祉資金の貸付け、公的年金制度による遺族年金の支給を行うとともに、児童扶養手当については、父子家庭にも支給します。また、生活保護の母子加算を引き続き支給します。

(世代を超えた貧困の連鎖の防止)

貧困が世代を超えて継承されることがないように、自立の前提となる子どもの学びを支援します。学校、保育所等の公的施設を活用して、子ども一人一人に対して教育や福祉関係者、地域のボランティアなどが連携し、生活面での支援、学習面での支援、家庭への支援などを行う取組について検討します。

(状況把握)

子どもの貧困率について、継続的に調査を行い、その状況を把握するなど、必要な対応を進めます。

⑤ 困難を有する子ども・若者の居場所づくり

(非行少年の立ち直り支援)

更生保護施設や自立援助ホームの充実等を図るとともに、関係機関、学校、民間協力者、地域の人々等が連携して行う居場所づくりを始めとした多様な立ち直り支援を推進します。

(要保護児童の居場所づくり)

児童養護施設等において、小規模グループケア及び地域小規模児童養護施

設の設置を推進し、要保護児童の成長に寄り添うケアを充実します。

(グループホーム等の居場所づくり)

児童養護施設等を出た後に修学・就労を目指す子ども・若者が生活のできるグループホーム等の居場所づくりを支援します。また、虐待等により保護が必要な子どもについては、一時保護が適切に行われるよう対応します。

⑥ 外国人等特に配慮が必要な子ども・若者の支援

(外国人の子どもの教育の充実等)

公立学校における日本語指導体制を整備するとともに、バイリンガルの人材の配置等の適応支援を行います。

また、外国人の日本語能力等に配慮した弾力的なカリキュラムの編成など制度面についての検討や、学齢を超過した者も含め、入学・編入学させたり、その際に下学年に受け入れたりするなど、小学校又は中学校に入りやすい環境の整備を促進するとともに、定住外国人の子どもに対して、公立学校等への円滑な転入を目指した就学支援を行います。

さらに、進路指導の充実を図ります。

(定住外国人の若者の就職の促進等)

日系人を始めとする定住外国人の若者の就職を促進するため、就職支援ガイダンス、職業意識啓発指導、職業指導等、個別の就職支援を行うほか、職業訓練を実施します。

(性同一性障害者等)

性同一性障害者や性的指向を理由として困難な状況に置かれている者等特に配慮が必要な子ども・若者に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるための啓発活動を実施します。

(十代の親への支援)

十代で親になる者に対し、妊娠に伴う学業の継続支援や、出産や子育ての知識や経験の不足に対する相談、支援の整備を進めます。

(嫡出でない子)

嫡出でない子と嫡出である子の相続分を同等化する民法改正を引き続き検討します。

(2) 子ども・若者の被害防止・保護

(児童虐待防止対策)

児童虐待の発生予防のため、地域における子育て支援を充実するとともに、子育てに関する親等への情報や学習機会の提供、相談体制の充実を始めとするきめ細かな家庭への支援が実施されるよう促します。

相談、通報等を通じて、児童虐待の早期発見と早期対応に努めるとともに、関係機関等と連携した取組の促進、市町村における子どもを守る地域ネット

ワーク（要保護児童対策地域協議会）の設置促進、機能強化を図ります。また、相談、支援を行う児童福祉司等の確保などにより、児童相談所の体制強化を図ります。

さらに、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権制限等の具体的在り方について検討を進めます。

(社会的養護の充実)

社会的養護を必要とする子どもの増加や多様化に対応するため、里親や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の拡充などの家庭的養護の促進や、施設機能の見直しなど、社会的養護の充実を図ります。

(子ども・若者の福祉を害する犯罪対策)

児童買春、児童ポルノに係る犯罪等の被害者となることを防ぐため、社会全体に対して、広報啓発を行うとともに、厳正な捜査及び適切な処理を行います。

特に、児童ポルノ排除対策については、児童ポルノ事件の検挙件数や被害児童数の増加、国際社会からの要請等にかんがみ、関係省庁が連携して、児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策、被害児童の早期発見及び支援活動の推進等、総合的な対策を実施します。

(犯罪被害に遭った子ども・若者とその家族等への対応)

被害を受けた子ども・若者の治療や精神的負担の軽減を図り、立ち直りを支援するため、専門職員等による継続的な支援活動を推進するとともに、関係機関等が連携して行う相談、訪問活動や環境調整等支援します。

(いじめ被害、自殺対策)

学校において、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組や関係機関等と連携した取組等を促進するとともに、相談体制の整備を支援します。

日本が先進7か国で唯一、15歳から34歳までの若者の死因のトップが自殺となっている深刻な状況にかんがみ、自殺予防週間・自殺対策強化月間での啓発事業や、地域における心の健康づくりや相談体制の充実等を推進するとともに、「自殺・うつ病等対策プロジェクトチーム」の報告を踏まえ、ゲートキーパー機能やアウトリーチ（訪問支援）の充実、精神保健医療改革の推進等を行い、自殺を防ぐ体制の充実を図ります。

(被害防止のための教育)

犯罪被害、交通事故及び自然災害等の危険から自分や他者の身を守る能力を養うため、安全教育を推進します。

メディアリテラシーを身につけ、情報モラルを養うことを通じ、被害者にも加害者にもならないための取組を推進します。

労働法等労働者の権利に関する知識を身に付けるための教育や啓発活動

を推進します。

消費者トラブルに巻き込まれることを防止するとともに、自主的かつ合理的に行動することを支援するため、消費者教育の充実を図ります。

女性に対する暴力の加害者にも被害者にもならないための予防啓発の充実を図ります。

3 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備する

(1) 環境整備

① 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築

i 保護者等への支援を行う「家庭を開く」取組

(家庭教育支援)

家庭教育に関する人材の養成、学習機会や情報の提供、相談体制の充実等の地域の取組を支援します。このような取組に当たっては、地域人材や民生委員・児童委員、学校、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携を推進します。また、家庭の教育力向上に向けた各地域の取組の活性化や家庭教育の大切さについての国民の更なる理解を促進します。

(養育の多様化への支援)

養親子などの養育の多様化に配慮した支援の充実を検討します。

ii 外部の力も活用した「開かれた学校」づくり

(家庭・地域と一体となった学校の活性化)

「学校支援地域本部」等地域住民のボランティア活動等による積極的な学校支援の取組を促進します。

保護者や地域住民が学校運営に参画し、学校づくりを進めるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の設置促進に取り組みます。

(教育・相談の体制や機能の充実)

教員の資質能力の総合的な向上策の検討を行い、養成、採用、研修の各段階を通じた体系的な施策を充実させ、使命感、得意分野、個性を持ち、現場の課題に適切に対応できる力量のある教員を確保します。

スクールカウンセラーの配置や、スクールソーシャルワーカーの活用など、学校における相談体制の整備、充実を図ります。

iii 放課後の居場所やさまざまな活動の場づくり

(放課後子どもプランの推進)

放課後子どもプラン（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）などの取組について、総合的な放課後児童対策を推進します。

特に、就労希望者の潜在的なニーズに対応し、放課後児童クラブを利用し

たい人が必要なサービスを受けられるよう、受入児童数の拡充を図ります。

(中高生の放課後の居場所づくり)

中学生や高校生が、放課後、安全に楽しく過ごせる居場所をつくり、集まった中高生が地域コミュニティに参加することを支援します。

(体験・交流活動等の場づくり)

子ども・若者が、自然体験や集団宿泊体験等の体験活動を行える青少年教育施設、都市公園等の整備や地域密着型スポーツクラブの育成・充実を推進するとともに、自然公園、河川や海岸などの水辺空間、森林を保全・整備します。

(図書館等の充実)

図書館や公民館が住民にとってより身近で利用しやすい施設となるよう、環境整備を推進します。学校においては、子どもが読書に親しむ機会を充実させるため、学校図書館の充実を図るとともに、司書教諭の配置を促進します。

iv 子ども・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり

(子ども・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり)

学校や通学路の安全点検を実施するとともに、防犯灯・防犯カメラの整備や見通しのよい植栽の確保等の安全に配慮したまちづくりを推進します。

(安心して外出や外遊びができる環境の整備)

誰もが安心して快適に外出できるよう、道路、路外駐車場、公園、官庁施設、公共交通機関等のバリアフリー化を推進し、また、公園遊具の安全点検等を通じ、子どもが安全に遊べる環境を整備します。

② 多様な主体による取組の推進

i 相談体制の充実

(子ども・若者総合相談センター)

子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（子ども・若者総合相談センター）としての機能を担う体制が確保されるよう、研修の充実や優良事例の紹介等の支援を行います。

(オンブズパーソン等子どもの相談体制)

オンブズパーソン等の第三者的立場から、子ども・若者やその家族等の相談を受け、必要な調査を行うとともに、関係機関等と調整を行いながら問題を解決する仕組みの普及を図ります。

ii 民間団体等の取組の推進

(国民運動等の取組の推進)

地方公共団体、学識経験者、民間の関係者等と連携・協力して、子ども・若者の育成支援に取り組むことができるよう国民運動として気運の醸成等に努めます。

そのため、多様な主体による取組（別紙）を支援するとともに、各界各層との情報及び意見の交換並びにその他の必要な連携を図るための機会を設けます。

（「新しい公共」による子ども・若者を支える活動等の支援）

「新しい公共」円卓会議における提案を踏まえ、寄附を行った際の所得税の税額控除制度の導入、認定NPO法人の認定基準の見直し、地方公共団体において寄附金税額控除の対象とするNPO法人を指定できる仕組みの導入等の税制の整備や、社会的活動を担う人材の育成等を行うとともに、地域における子ども・若者を支える活動やそのネットワークづくりを支援します。

③ 関係機関の機能強化、地域における多様な担い手の育成

i 専門職の養成・確保

（医療・保健関係専門職）

小児科医師及び産科医師の確保対策を推進するとともに、保健師、助産師を含む看護職員の人材確保対策を総合的に行います。

（児童福祉に関する専門職）

保育士、児童福祉司など児童福祉施設や児童相談所の職員について、必要な体制の確保に努めるとともに、研修を充実させ、専門性の向上を図ります。

（思春期の心理関係専門職）

医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等を対象に、児童思春期における心の健康問題に対応できる専門家の養成研修等を行います。

矯正施設の心理関係専門職に対して、各種研修を充実させ、専門性の向上を図ります。

（少年補導や非行少年の処遇に関する専門職）

少年補導職員の適正な職員数の確保に努め、資質向上と少年相談等の専門家の育成を図るとともに、法務教官及び保護観察官の指導力の向上を図ります。

ii 地域における多様な担い手の育成

（青少年リーダー等の育成）

青少年関係団体等において、社会の中核を担う青少年リーダーを育成するために行われている活動を支援します。また、体験活動指導者や自然解説指導者の養成・研修を推進します。

（民間協力者の確保）

保護司、人権擁護委員、児童委員、少年警察ボランティア、母子保健推進

員等の民間協力者について、幅広い世代・分野からの人材の確保を図るとともに、研修を充実させます。

また、ニートや非行に陥った少年、障害者等の就労について、企業や個人事業主等の協力者の確保に取り組みます。

(同世代又は年齢の近い世代による相談・支援)

同世代又は年齢が近い世代の学生ボランティアの導入を推進し、相談・支援を充実させます。また、価値観を共有する仲間による相談活動（ピア・カウンセリング）を普及します。さらに、非行など問題を抱えた少年の自立を支援する青年ボランティアの活動を促進するために必要な協力を行います。

(子ども・若者自身のネットワーク)

子ども・若者に対する支援を同世代の子ども・若者が行う等、子ども・若者自身のネットワークの形成や強化のため、情報提供等の支援を行います。

④ 子育て支援等の充実

(子どもと子育てを応援する社会の実現に向けた取組)

「子ども・子育てビジョン」に基づき、子ども手当の創設等による子育て家庭等への支援、待機児童の解消に向けた保育や放課後対策の充実を含めた保育サービス等の基盤整備、地域における子育て支援等の施策を推進します。

また、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築についての検討を行います。

⑤ 子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応

(青少年インターネット環境整備法の的確な施行等)

いわゆる「青少年インターネット環境整備法」¹に基づき、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動、フィルタリングの性能向上及び利用普及、民間団体等の取組の支援等の関連施策を推進します。また、インターネット上の違法情報・有害情報の把握に努め、これらの情報に起因した悪質な違法行為について積極的に取締りを進めるとともに、プロバイダ、サイト管理者等に対し、削除等の依頼を積極的に行います。さらに、インターネットで閲覧・視聴可能なものに限らず、青少年に有害な情報に対する自主規制等の取組の促進を図ります。また、ゲーム等の利用に係る親子のルールづくり等家庭における取組を支援します。

出会い系サイトの利用に起因する児童被害を防止するため、いわゆる「出会い系サイト規制法」²を効果的に運用し、悪質なサイト事業者に対する取締

¹ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）

² インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）

りを推進します。

(携帯電話等をめぐる問題への取組)

携帯電話の利用実態の把握、学校における携帯電話の取扱いに関する方針の明確化、社会全体で見守る体制づくりを推進します。

(性風俗関連特殊営業の取締り等)

性風俗関連特殊営業等に関し、関連法令に違反する行為に対する積極的な取締りを行います。

(酒類、たばこの未成年者に対する販売等の禁止)

酒類やたばこの販売時における年齢確認等の強化・徹底を要請する等、関係業界への働き掛けを行います。法令違反については、所要の捜査及び適正な処分を行います。

(2) 大人社会の在り方の見直し

(雇用・労働の在り方の見直し)

意欲と能力に応じ、非正規雇用から正規雇用へ移行できるようにするとともに、就業形態にかかわらず、公正な処遇や能力開発の機会が確保されるようにするなど、非正規雇用対策を推進します。

併せて、家族との充実した時間を持つことができるよう、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向け、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組むとともに、ディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現を図るための取組を進めます。

(乳幼児と触れ合う活動の推進)

中学生、高校生が、親と同じような立場に立って実際に乳幼児と触れ合い、遊び、さらに進んで世話をするといった体験活動を推進します。

(虐待を行った保護者に対する対応等)

家族再統合や家族の養育機能の強化を図るための支援を充実し、在宅支援を強化します。

また、虐待を行った保護者に対する指導法の研究等を進めます。

(少年院在院者の保護者等に対する指導・助言等)

少年院在院者の保護者に対する実効性のある指導・助言を行うなど、適切な措置の充実・強化を図ります。

保護観察に付されている少年の保護者に対して、引受人会を実施するほか、少年の監護に関する責任を自覚させ、監護能力が向上するよう働き掛けを行います。

(家族や地域の大切さ等についての理解促進)

「家族の日」や「家族の週間」における啓発、地域や企業の取組等の表彰を通じて、家族や地域の大切さ等についての理解を促進します。

第4 今後の施策の推進体制等

(1) 子ども・若者に関する実態等の把握、知見の集積と共有

(調査研究)

子ども・若者育成支援施策の企画・立案、実施に際し客観的で幅広い情報の十分な活用等に資するため、心身の状況、成育環境、非行、社会的自立の状況等に関する子ども・若者やその保護者の実態・意識等について調査研究を推進します。

その際、男女別に実態把握を進めるとともに、子ども・若者の育成支援や課題の解決には幅広い分野の関わりが必要なことを踏まえ、行政分野横断的・学際的・国際的な調査研究の充実を図ります。

(調査データ等の共有・活用のための環境整備)

調査研究等により得られた調査データや知見が積極的に活用されるよう、調査データ等の一元管理の仕組の整備を推進するとともに、統計データの二次利用の適切な運用を図ります。

(2) 広報啓発等

(広報啓発・情報提供等)

子育て支援、体力の向上、子ども・若者の人権尊重、自殺予防、防犯、非行防止・更生その他困難を有する子ども・若者の支援など子ども・若者の育成支援に関する国民の理解・協力を促進するため、強調月間の設定や民間主体との連携・協力等により広報啓発や情報提供を実施します。

また、「児童の権利に関する条約」の趣旨にのっとり取組がなされるよう、条約の内容について普及を図ります。

さらに、各種の情報が子ども・若者に届きやすく、かつ、分かりやすいものとなるよう、子ども・若者向けの情報提供を実施します。

上記のほか、子ども・若者育成支援施策に係る情報を適時適切に公開します。

(3) 国際的な連携・協力

(国際機関等における取組への協力)

国連等の国際機関における子どもについての条約や行動計画等の取組に積極的に参画するとともに、その内容の周知に努め、相互交流等の国際協力を推進します。

(情報の収集・発信)

諸外国の子ども・若者育成支援施策の現状等に関する情報の収集、提供等に努めるとともに、我が国の国内施策について、諸外国に向けた情報発信を行います。

(4) 施策の推進等

(国の関係機関等の連携・協働の促進)

本ビジョンに基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、子ども・若者育成支援推進本部を中心として、内閣総理大臣のリーダーシップの下に関係行政機関相互間の緊密な連携・協力を図るとともに、施策相互間の十分な調整を図ります。

また、地方公共団体との間でも、緊密な連携・協力を図ります。

(地域における取組の推進)

地域において、地方公共団体、民間、学識経験者、その他の関係者による子ども・若者育成支援に関する様々な仕組みづくりを進めることとし、先進事例の情報提供等により全国的な取組内容の向上を図ります。

(関係施策の実施状況の点検・評価)

本ビジョンに基づく子ども・若者育成支援施策の実施状況について点検・評価を実施するため、子ども・若者育成支援推進本部の下で、有識者や子ども・若者の意見を聴きながら点検・評価を行う仕組みを設けます。

(子ども・若者の意見聴取等)

子ども・若者自身も含めた国民の意見聴取を適切に行い、子ども・若者育成支援施策の企画・立案、実施に当たって、その反映に努めます。

地方公共団体においても、子ども・若者の意見聴取の取組が進められるよう、事例の紹介を行います。

(ビジョンの見直し)

本ビジョンについては、おおむね5年を目途に見直しを行います。

子ども・若者の育成支援に関係する地域における取組や国民運動の例

(子ども・若者の自己形成支援、社会形成・社会参加に関するもの)

- ・環境学習、自然体験、集団宿泊体験、スポーツ活動、芸術・伝統文化体験、ダンス等の創作的活動等の様々な体験活動
- ・異世代間交流や地域間交流活動、国際交流活動等
- ・命の尊さや思いやりの心を育てるための「人権の花運動」の取組
- ・食育推進運動（バランスのよい食事、食前食後のあいさつ習慣や地産地消の推進など）
- ・「早寝早起き朝ごはん」国民運動
- ・読書の推進に関する取組（読み聞かせ運動など）
- ・ボランティア活動
（福祉活動、伝統文化の継承、行事への参加等を通じた地域コミュニティの活性化など）

(子ども・若者の健康と安心や子育てに関するもの)

- ・保健センター、保健所と連携した育児困難な母親たちのグループケア
- ・親子サークル、父親育児教室、父親料理教室等
（子育て家族の情報交換の推進や子育ての孤立化防止など）
- ・地域において親子で参加する交流行事等
- ・子どもの居場所づくりや一時預かり（商店街の空き店舗の利用など）
- ・小学生を対象とした「心の健康づくり教室」
- ・薬物乱用防止に関する取組
- ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動
- ・「健やか親子21」国民運動

(子ども・若者の職業的自立・就労等支援に関するもの)

- ・キャリア教育の充実に向けた取組
（学校、地元産業界、保護者等が連携した地域における職場体験やインターンシップなど）

(困難を有する子ども・若者等への支援に関するもの)

- ・ニート等の若者に対する職業的自立支援活動
- ・ひきこもり等の若者に対する相談・自立支援活動
- ・不登校の子どもに対する相談活動
- ・障害のある子ども・若者の自立や社会参加に向けた支援活動
- ・非行少年やその家族に対する相談活動
- ・非行防止や立ち直り支援活動（街頭パトロール、清掃作業等のボランティア活動など）

- ・薬物依存者やその家族に対する立ち直り支援活動（ピア・カウンセリングなど）
- ・定住外国人の子どもの公立学校等への円滑な転入を目指すための日本語指導や学習習慣の確保等の支援活動
- ・定住外国人の若者に対する就職支援活動

（子ども・若者の被害防止・保護に関するもの）

- ・子ども虐待防止オレンジリボン運動
- ・児童虐待の未然防止、早期発見等のための相談活動
- ・児童ポルノの排除に向けた国民運動
- ・子どもを犯罪被害から守るための運動（地域における子ども見守り活動など）
- ・交通遺児、自死遺児、犯罪被害者等の支援活動

（子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応に関するもの）

- ・青少年のインターネット利用環境の整備に関する啓発運動
（「もっとグッドネット」活動、「ちょっと待って、ケータイ」、「e-ネットキャラバン」、「情報通信の安心安全な利用のための標語」、フィルタリングの普及キャンペーンなど）
- ・メディア等との過剰接触に対する取組（「ノーテレビデー」、「ノーゲームデー」など）

（社会の在り方や広範な分野に関するもの）

- ・仕事と生活の調和の推進のための取組
（「カエル！ジャパン」キャンペーン、短時間勤務等の多様で柔軟な働き方など）
- ・青少年育成のための国民運動
- ・声かけ・あいさつの推進運動
- ・子どもを見守り育てるネットワーク活動の推進

用語（注）

子ども・若者等

子ども：乳幼児期、学童期及び思春期の者

若者：思春期、青年期の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。

青少年：乳幼児期から青年期までの者。なお、乳幼児期からポスト青年期までを広く支援対象とするということを明確にするため、「青少年」に代えて「子ども・若者」という言葉を用いています。

※乳幼児期は、義務教育年齢に達するまでの者

※学童期は、小学生の者

※思春期は、中学生からおおむね18歳までの者

※思春期の者は、子どもから若者への移行期として、施策により、子ども、若者それぞれに該当する場合があります。

※青年期は、おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者

※ポスト青年期は、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者

※このほか、法令等により用語が定められており、それを使用することが適切な場合には、その用語を使用しています。

福島県青少年行政事業計画（平成27年度）

発行：福島県 こども未来局 こども・青少年政策課

〒960-8670 福島県 福島市 杉妻町2番16号

電話：024-521-7187 FAX：024-521-7747

E-mail：kodomoseisaku@pref.fukushima.lg.jp




ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.

新“うつくしま、ふくしま。”県民運動

100年後も…

いきいき  うつくしま

地域のきずなを強め、互いに支え合いながら
地域コミュニティの再生・子育てしやすい環境づくり・環境問題への対応
に取り組み、いきいきと暮らせる福島県を未来の世代につないでいきましょう!

